

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 2 7 年度（第 3 期）
	中期目標期間	平成 2 6 ～ 3 0 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
	法人所管部局	担当課、責任者	
	評価点検部局	担当課、責任者	
主務大臣			
	法人所管部局	担当課、責任者	
	評価点検部局	担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

様式 1－1－2 中期目標管理法 人 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
		A	－	－	－	－
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式１－１－３ 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1．救済制度の情報提供、相談体制の充実	B	B				1－1	指標設定 困難
2．業務の迅速な処理及び体制整備（救済）	<u>A○</u>	<u>S○</u>				1－2	
3．部門間の連携及び保健福祉事業の実施	B	B				1－3	指標設定 困難
4．スモン患者及び血液製剤によるH I V感染者等に対する受託 支払業務等の実施	B	B				1－4	指標設定 困難
5．業務の迅速な処理及び体制整備（医薬品）	<u>A○</u>	<u>S○</u>				1－5	
6．業務の迅速な処理及び体制整備（医療機器、再生医療等製品）	<u>A○</u>	<u>A○</u>				1－6	
7．世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の 実用化促進のための支援	<u>B○</u>	<u>A○</u>				1－7	
8．副作用・不具合情報収集の強化並びに整理及び評価分析の体系化	<u>A○</u>	<u>A○</u>				1－8	指標設定 困難
9．企業・医療関係者への安全性情報の提供とフォローアップ患者、一般消費者への安全性情報の提供	<u>B○</u>	<u>A○</u>				1－9	
1 0．国際化等の推進	<u>A○</u>	<u>A○</u>				1－1 0	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
1 1．目標管理による業務運営・トップマネジメント、審査機関の設置による透明性の確保、相談体制の整備、業務内容の公表等	B	B					2－1	指標設定 困難
1 2．各種経費節減	A	A					2－2	
1 3．拠出金の徴収及び管理	B	B					2－3	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
1 4．予算、収支計画及び資金計画	B	B					3－1	指標設定 困難
Ⅳ．その他の事項								
1 5．人事に関する事項及びセキュリティの確保	<u>A○</u>	<u>B○</u>					4－1	指標設定 困難

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

1－1	救済制度の情報提供、相談体制の充実		
業務に関連する政策・施策	政策目標：許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努める。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

[illegible]

注) 予算額等は業務毎の整理としていないため、業務部門毎の金額等を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	1 健康被害救済給付業務 健康被害救済給付業務（以下「救済業務」という。）については、医薬品等副作用被害救済制度及び生物由来製品等感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。 このような考え方を踏まえ、以下の目標を達成する。 （１）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充 ア 必要なときに確実に救済制度の利用に結びつけるための広報を積極的に行うこと。 イ 請求書類の不備等	1 健康被害救済給付業務 医薬品等副作用被害救済制度及び生物由来製品等感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）は、審査及び安全対策とともにセイフティ・トライアングルの一 corner を担う我が国独自の制度であり、国民が、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けた「イザというとき」に医師や薬剤師に相談することで確実に制度の利用に結びつけるとともに、引き続き、迅速な請求事案の処理など適切な運用を行うことが必要であることから、以下の措置をとることとする。 （１）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充 ア 救済制度の確実な利用に結びつけるための広報活動の積極的展開 ・救済制度について、効果的な広報を検討	1 健康被害救済給付業務 （１）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充 ア 救済制度の確実な利用に結びつけるための広報活動の積極的展開 ・救済制度に関するこれまでの広報の実績	<評価の視点> 救済制度を幅広く国民、医療関係者に周知するという観点から、中期計画に掲げる各種取組みが積極的に講じられ、制度普及が着実に進んでいるか。 ホームページ等において、給付事例、業務統計等を公表し、給付実態の理解と救済制度の周知を図っているか。 救済制度に関する相談を広く受け付ける体制を確保しているか。	<主要な業務実績> 健康被害救済給付業務においては、医薬品等副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度について、より多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品等による副作用及び生物由来製品等を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行っていくことが必要であることから、平成 27 年度においては以下の措置を講じた。 （１）ア ①平成 26 年度に実施した認知度調査結果を参考に、平成 27 年度広報計画において、広報内容を定めるとともに、講師派遣の効果検証を計画に盛り込み、	<評価と根拠> 評価：B 平成 27 年 12 月に救済制度に関する認知度調査を実施した。 【一般国民】 実施時期：平成 27 年 12 月 22 日～平成 28 年 1 月 8 日 調査方法：インターネット調査 調査対象者：全国の 20 歳以上の各年代ごとの男女計 3,160 人 ○制度の認知率 「知っている＋聞いたことがある」 29.6%（21.8%） ○制度の内容理解 「公的制度である」 68.0%（54.1%） 「副作用による健康被害について救済給付を行う」 64.8%（50.5%） ○制度の関心度 「関心がある」＋「やや関心がある」 74.3%（79.7%） 【医療関係者】 実施時期：平成 27 年 12 月 22 日～平成 28 年 1 月 8 日 調査方法：インターネ	評価	

	により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図ること。	し、積極的に実施する。 ・ホームページや新聞広報等の媒体を活用し、より多くの方に引き続き救済制度の周知を図る。 ・国民、医療関係者及び製造販売業者等に対する制度の周知や理解をさらに促進するため、関係団体等との連携による周知徹底をはじめとした既存の施策を推進するとともに、次のことを重点的に実施することにより、中期目標期間終了時までに認知度を向上させる。なお、認知度調査は毎年度実施することとし、その成果についても検証を行う。 ①医薬品等の副作用や生物由来製品等を介した感染等による健康被害が生じた場合に対応して、医師、薬剤師等医療関係者から制度の存在を患者に正しく伝えてもらえるよう、医療機	を踏まえ、広告会社等の活用も含め、創意工夫を凝らした、より効果的な広報を検討し、実施する。 ・ホームページやインターネット、新聞、雑誌、ポスターリーフレット及び医療関係者向け小冊子等の各種広報媒体を有効に活用し、より多くの方に救済制度の周知を図る。 ・国民、医療関係者及び製造販売業者等に対する制度の周知や理解をさらに促進するため、関係団体等との連携による周知徹底をはじめとした既存の施策を推進することにより、認知度の把握を行う。なお、その成果についても検証を行う。 ①医療機関における救済制度の周知に係るPMDA理事長通知を踏まえ、各医療機関が実施する医薬品安全管理責任者が行う従業者に対する医薬品の安全使用のための研修等の機会を		これに基づくアンケートを実施した。 ②救済制度の特設サイトについて、制度名のデザイン等をリニューアルして視認性を高めるとともに、CM動画を視聴できるよう改修した。 ③医療機関等が実施する研修会等へ PMDA 職員を講師として派遣し、救済制度についての説明を実施した（医療機関 30 ヶ所、関係団体等 32 ヶ所） ④医薬情報担当者（MR）から医師へリーフレットを配布してもらうことを目的に、日本製薬団体連合会の協力の下、製薬企業にリーフレットを送付した（61社、84,000 枚） ⑤医療関係団体、行政機関等に対して制度広報への協力を依頼した（17 ヶ所） ⑥全国 4 か所で計 11 回開催された精神保健指定医研修会において、救済制度と抗精神神経用薬の適正使用について情報提供のための講演及び資料配布を行った。 ⑦医療機関等からの要請により救済制度に関する広報資材を送付した（134 ヶ所） ⑧「薬と健康の週間」に	ット調査 調査対象者：全国の医師、歯科医師、薬剤師、看護師計 3,500 人 ○制度の認知率 「知っている＋聞いたことがある」 79.7%（79.9%） ○制度の内容理解 「公的制度である」 83.4%（83.8%） 「副作用による健康被害について救済給付を行う」 84.2%（85.1%） ○制度利用の勧奨率 「勧めたい」 57.1%（70.5%） ※（ ）書きは前年度。 一般国民については増加傾向、医療関係者についてはほぼ横ばいとなっているが、集中広報期間（10 月～12 月）の特設サイトアクセス件数は他の月の 3.5 倍、相談件数（給付関連と制度照会）は他の月の 1.8 倍となっており、請求件数も引き続き増加（対前年比 114%）するなど、広報活動の積極的かつ効果的な成果を上げることができた。 <課題と対応> 一般国民及び医療関係者への更なる積極的
--	---------------------------------	--	---	--	--	---

		関における従業者に対する研修の機会や薬局関係者に対する制度周知の機会を活用するなど積極的に広報活動を行う。 ②医療関係の職能団体を通じ、全国的に広報活動を展開する。 ③ホームページやテレビ・新聞等のメディアを活用し、広く一般国民に対する広報を実施する。 ④上記のほか、訴求対象に適した広報媒体を活用し、救済制度の効果的な広報を展開する。	とらえて積極的に講師を派遣し、制度説明及び制度利用につなげるための協力依頼等を行う。 ②医療関係の職能団体を通じて制度広報への協力を依頼し、会報や専門誌での制度紹介や、関係機関・施設での制度説明や広報資材の提供・配布等を通じて、全国的な広報活動を展開する。 ③ホームページやテレビ、新聞等のメディアを活用し、広く一般国民に対する広報を実施する。 ④上記のほか、訴求対象に適した広報媒体を活用し、救済制度の効果的な広報を展開する。 ・医療機関における救済制度に関わる体制等の実情を把握し、制度利用促進のための体制・方法等について、厚生労働省関係部局とも連携して検討を行う。	合わせ、都道府県薬剤師会等が実施するイベント等にて、救済制度のリーフレット等の広報資材を配布した ⑨学会の PMDA ブースにおいて救済制度のリーフレット等の広報資材を配布した ⑩救済制度の集中的広報実施期間に際しては、以下の広報を実施した。 ・テレビ CM は、すべての都道府県をカバーする全国 30 局で 30 秒又は 15 秒の CM を放映（10/17～30 放映） ・新聞広告は、全国紙、地方紙及びブロック紙合わせて 50 紙に半 5 段モノクロで掲載（10/17 朝刊） ・WEB 広告として Yahoo!JAPAN 及び Google にバナー広告を掲載（10/17～1/17） ・交通広告として全国の主要駅 700 箇所において B2 版ポスターを一週間掲出 ・全国の薬局店頭ビジョン（518 店舗）及び院内ビジョン（738 施設）を活用し、救済制度の 30 秒 CM を放映（11/1～30） ・全国の医療機関（119 施設）のバックヤードビジョンで 30 秒の CM を放映（11/1～30）	広報について対応する必要がある。
--	--	--	--	---	-------------------------

		・ホームページ等において、給付事例、業務統計等の公表を行い、国民、医療関係者及び製造販売業者等に対し、引き続き給付実態の理解と救済制度の周知を図る。	・ホームページ等において、救済給付決定情報、業務統計等の公表を行い、国民、医療関係者及び製造販売業者等に対し、給付実態の理解と救済制度の周知を図る。 なお、公表に当たっては、個人情報に配慮する。		⑩平成 26 年度業務報告等について、平成 27 年度第 1 回救済業務委員会（平成 27 年 6 月 24 日開催）に報告後、ホームページで公表した。 ⑪医療関係者向けの救済制度の小冊子掲載のデータについて、平成 26 年度末時点に更新した。 ⑫給付事例等については、平成 28 年 2 月分までをホームページで公表するとともに、PMDA メディナビにおいても情報提供している。		
		ウ 制度に関する情報提供 ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネットを通じた情報提供の内容の改善等、情報の受け手にとっての使い易さ・分かり易さといった観点で情報提供の実施方法について見直しを行う。	ウ 制度に関する情報提供 ・パンフレット及び請求手引の改善、請求手続き・請求書類のダウンロード方法など制度利用のためのホームページによる情報提供の内容の改善等、患者・医師等をはじめ情報の受け手（利用者）にとっての使い易さ・分かり易さといった観点で情報提供の実施方法について引き続き見直しを行う。		ウ ⑬ポスターやリーフレットのデザインについて、制度の名称を明朝体にして三段に分けて記載し、中段の「副作用被害」の文字を赤字にするなど視認性向上の工夫を凝らし、制度名を印象付けるよう改善した。 ⑭請求書・診断書等作成の負担軽減・利便性の向上を図るため、厚生労働省と連携して医療費・医療手当に係る診断書等の様式の全面的な改訂を行うとともに、各種診断書等に対応した記載要領の見直しも行ない、ホームペ		

		エ 相談窓口の円滑な体制確保 ・相談窓口専任職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染給付手続きに関する相談を専門に受け付ける体制を確保する。	エ 相談窓口の円滑な体制確保 ・相談窓口専任職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付及び感染給付手続きに関する相談・案内を的確に対応する。		ージに掲載した。 エ ⑮相談窓口専任職員を配置し、相談マニュアルに基づき、適切な相談業務を実施した。また、必要に応じて相談マニュアルの見直しや相談員の勉強会を行っており、相談員の質の向上を図った。制度利用の相談や、請求手続等の相談等の平成 27 年度の件数は 23,804 件（前年度 21,300 件）となっている。		
--	--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	業務の迅速な処理及び体制整備（救済）		
業務に関連する政策・施策	政策目標：許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努める。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」健康被害救済制度は、サリドマイド、スモンといった薬害の発生を契機に医薬品の副作用による健康被害の救済のため、昭和 55 年に PMDA の前身である医薬品副作用被害救済基金を運営主体として創設された制度である。健康被害の迅速な救済は、PMDA 設立目的そのものであり、医薬品等の有効性と安全性を担保するための審査及び安全対策とともに、PMDA の理念であるセイフティ・トライアングルの一 corner を担うもので極めて重要度が高いと考えられる。 難易度：「高」請求される事例について、いずれも原疾患、服用される医薬品等の投与時期、健康被害の発生状況等が異なることから、事例毎に臨床経過等を調査・整理する必要がある、このため医学・薬学の全領域に関する幅広い知識と経験が必要である。更に、因果関係の評価においては最新の医学・薬学的な情報（添付文書情報、ガイドライン、文献など）を、適正使用の評価においては医薬品使用当時の医学・薬学的な情報を調査・整理する必要がある。 近年、救済制度に係る広報の効果等からか副作用発現時期が古い事例の請求や多種多様な健康被害に関する請求が増え、医薬品により発現したとは認められない事例、適正な使用とは認められない事例など、健康被害と医薬品との因果関係等の調査に時間を要する難解事例が多くなっている。 その上、HPV 事例については、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業による健康被害に係る健康管理支援事業の開始に伴い急激に請求が増加した。また、HPV 事例については、 ・原因が明確でなく多様の症状を複数発現し、複数の医療機関を受診している事例があること ・従来業務では給付対象外の通院相当の治療に係る調査が負荷されたこと ・一般的な救済業務においては、請求された医療給付等のうち入院相当の医療分を給付するため請求された副作用について疾病名で調査・整理を行い決定していたところ、HPV 事例については、因果関係が認められた範囲においては、健康管理支援事業において請求されていない通院相当の医療給付等も給付されることから、いずれの医療機関に受診されても給付できるように副作用名を症状名とすることとなり、網羅的で詳細な調査が必要であったこと から調査に時間を要した。更に、新たな事業に基づく請求であることから、事務手続きを含めて厚生労働省と綿密な調整が必要であった。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

	請求件数が大幅に増加する中で、十分な増員が行われず、体制の構築が図られない中でこのような調査に時間を要する多数の事例を処理しつつ、標準的な事務処理期間 6 ヶ月以内 60%以上を維持することは、極めて難易度は高いと考えられる。		
--	---	--	--

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間平均値 等	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	指標	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
請 求 から 支 給 ・ 不 支 給 決 定 ま で の 事 務 処 理 期 間 (計画値)	6 ヶ月以内に 処理する件数 を 60%以上と する	－	60 % 以 上	60 % 以 上	60 % 以 上	60 % 以 上	60 % 以 上	予算額（千円）	13,454,753	13,531,659			
請 求 から 支 給 ・ 不 支 給 決 定 ま で の 事 務 処 理 期 間 (実績値)	－	46.7% ＜平成 25 年 度の処理件 数：754 件 （全体の処 理 件 数： 1,240 件）	61.9% ＜ 処 理 件 数：867 件 （ 全 体 の 処 理 件 数：1,400 件）	60.6% ＜ 処 理 件 数：915 件 （ 全 体 の 処 理 件 数：1,510 件）				決算額（千円）	7,052,849	6,010,625			
達成度	－	－	103.2%	101.0%				経常費用（千円）	8,197,579	7,577,462			
								経常利益（千円）	361,704	▲10,961			
								行政サービス 実施コスト（千円）	1,156,842	340,990			
								従事人員数（人）	36	37			

注）予算額等は業務毎の整理としていないため、業務部門毎の金額等を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(2) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理	(2) 請求事案処理の迅速化の推進	(2) 請求事案処理の迅速化の推進		<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：S	評価	
	ア 救済給付の請求事案の迅速な処理を図ること。	ア 請求内容の事実関係の調査・整理・請求事案の迅速な処理を図るため、救済給付の請求を受け、厚生労働大臣に医学的薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、請求内容の事実関係を調査、整理する。	ア 請求内容の事実関係の調査・整理・厚生労働省における請求事案の迅速な処理に資するため、厚生労働大臣に医学・薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、次の文書を提出する。 ①提出された診断書等では情報が不足している場合に、医療機関等に依頼し、提出された追加・補足資料 ②提出された診断書等に基づき、時系列に沿って作成した症例経過概要表 ③救済給付の請求内容について、提出された資料に基づき、事案の概要及び類似事例等を調査・整理した調査報告書	<主な定量的指標> 年度内に決定した総件数のうち 60%以上を 6 ヶ月以内に処理する。 <評価の視点> ・副作用救済給付業務に関する情報のデータベースへの蓄積を進めるとともに、蓄積されたデータについて分析・解析を行い、迅速かつ効率的な救済給付を実現するシステムとして活用されているか。 ・請求事案の迅速な処理を図るため、医療機関や製造業者に対して請求内容の事実関係の調査・整理が適切に行われ、厚生労働大臣への医学・薬学的事項に関する判定の申出に活用されているか。 ・中期目標期間終了時までに、各年度に支給・不支給決定をした全決定件数のうち、60%以上を 6 ヶ月以内に処理するための	1. 下記のとおり請求事案の事実関係を調査・整理し、申出前調査を実施したことにより、請求件数が増加する中でも目標を上回った(60.6%)。(※平成 26 年度の達成率は 61.9%) ①診断書等の内容確認及び追加・補足資料の依頼、回答内容確認 ②事例概要及び症例経過概要表の作成 ③過去の類似事例等調査 ④専門家協議の実施 ⑤調査報告書の作成 2. 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業による健康被害に係る健康管理支援事業に関する事務連絡が 12 月 1 日に発出されたことに伴い、PMDA 法では給付対象でない通院相当のみの事例も含め、HPV 事例に関する救済給付請求が 152 件と増加したことから、 ・HPV 対応チームを構成	平成 27 年度の請求件数は、対前年度比 10.9% 増の 1,566 件（平成 26 年度は 1,412 件）であった。 また、HPV 事例に関する請求は、対前年度比 290%増の 152 件（平成 26 年度は 39 件）であった。 このような中で、平成 27 年度は、HPV 事例 75 件を含む対前年度比 7.9%増の 1,510 件（平成 26 年度は 1,400 件）を処理した。 この処理件数のうち、平成 27 年度は、難解かつ PMDA 法では対象とされない HPV 事例も含めて 915 件を 6 ヶ月以内に処理したが、これは第 3 期中期計画を作成した平成 25 年度の標準的事務処理期間 6 ヶ月以内の処理件数 754 件と比較して 121%である。 さらに、国において子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業による		
	イ 標準的事務処理期間*を設定し、着実に実現を図ること。 ※厚生労働省における医学的薬学的判定	イ 標準的事務処理期間内における迅速な事務処理 ・受理・調査体制の強化、診断書記載要領等の更なる拡充及	イ 標準的事務処理期間内における迅速な事務処理 ・請求から支給・不支給決定までの事務処理について、請求					

	を行う期間を含む。ただし、医学・薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に対し、追加・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間は除く。	び改善、システムによる的確なタイムクロック管理等の適切な対応を行うことにより、請求から支給・不支給決定までの事務処理期間については、請求件数の増が見込まれる中においても数値目標（6ヶ月以内60%以上）を維持する。 ・ただし、医学・薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に対し、追加・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間については、事務処理期間からは除くものとする。 ウ データベースを活用した業務の効率化の推進 ・副作用救済給付業務に関する情報、特に原因医薬品等や健康被害に関する情報のデータベースへのデータ蓄積を進めるとともに、蓄	件数の増加が見込まれる中で、年度内に決定した総件数の60%以上の事務処理期間を6ヶ月以内とする。ただし、医学・薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に対する、追加・補足資料の請求及び調査が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間については、事務処理期間から除くものとする。 ・請求件数の増等に対応しつつ、事務処理に係る上記目標を達成するため、救済給付業務の処理体制の強化を図る。 ・支給・不支給決定に係る事務処理について、迅速化を図るための方策を厚生労働省と検討する。 ウ データベースを活用した業務の効率化の推進 ・副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬や健康被害に関する情報のデータベースへの蓄積を進める。 ・蓄積されたデータを	取組が着実に行われているか。	・HPVに係る専門協議が神経内科に集中することから、新たに2名の神経内科専門医を専門委員として委嘱 するなどして、平成27年度は75件の事例（うち63件は1月以降に処理）を処理した。 また、健康管理支援事業の申請に係る関連資料を51人の請求者に送付した。 3. 調査員の増加等による業務の処理体制の強化や、厚生労働省担当部署との連携を密にし、部会申出に係る事務処理の効率化や臨時の判定部会の開催等を行うとともに、タイムクロック管理を的確に行い、計画的な事務処理を行った。 4. 請求後の医療機関等に対する追加補足資料の依頼件数を減らし、迅速な処理を期するため、また、請求者及び医療機関の労力を減ずるために、厚生労働省と連携して医療費・医療手当に係る診断書等の様式の全面的な改訂を行うとともに、各種診断書等に対応した記載要領の見直	健康被害に係る健康管理支援事業が開始されたことに伴い、本来であればPMDA法による救済対象外である通院相当のみのHPV事例に係る申請が年度後半に急増する中においても処理件数を大幅に増加させ達成率をクリアしたことからS評価とする。 ＜課題と対応＞ 今後も請求件数の増が見込まれる中において、年度内に決定した総件数のうち60%以上を6ヶ月以内に処理する目標を今後も維持していく。	
--	--	---	--	-----------------------	---	--	--

		積されたデータについて統計的に処理し、様々な角度から分析・解析を行い、それらの結果を活用して、迅速かつ効率的に救済給付を実現するシステムを運用する。 ・救済給付請求の増加や業務状況に対応して、システムの改修や業務支援ツールの策定及び必要な体制の強化を行う。	用いた集計・解析等の結果については、それらの結果を利用して、より迅速かつ効果的に救済給付業務に努める。 ・救済給付請求の増加及び業務状況の変化に対応するため、必要に応じて、救済業務関連システムやデータベースの改修、所要の機能追加を行うことにより、業務の効率化・円滑化を図る。また、これらのシステム運用を含め、必要な体制整備を行う。		しも行い、ホームページに掲載した。 5. 迅速な救済給付のために過去の事例を効率的に参照・活用できるよう、副作用救済給付業務に関する情報のデータベース化を推進した。		
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

1—3	部門間の連携及び保健福祉事業の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標：許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努める。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

[illegible]

注) 予算額等は業務毎の整理としていないため、業務部門毎の金額等を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(3) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進 機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務における請求事例については、個人情報に配慮しつつ、審査関連部門や安全対策部門に適切に情報提供する。	(3) 審査・安全対策部門との連携の推進 ・機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務における請求事例については、個人情報に配慮しつつ、審査関連部門や安全対策部門に適切に情報提供する。	(3) 審査・安全対策部門との連携の推進 ・PMDA内の各部門との連携を図り、特に救済業務においては、請求事例における情報を、個人情報に配慮しつつ、安全対策部門や審査関連部門に適切に提供する。	<評価の視点> 審査・安全対策部門との連携に係る継続性及び積極性。 救済業務における給付事例が、個人情報に配慮しつつ審査業務や安全対策業務に適切に提供されているか等。	<主要な業務実績> (3) ①支給・不支給決定情報については、個人情報に配慮しつつ、審査・安全対策部門に情報提供を行った。 ②医薬品医療機器法第68条の10に則り、副作用又は感染救済給付の請求のあった者に係る疾病、障害及び死亡に関する情報並びに支給・不支給決定に関する情報を、個人情報に配慮の上、定期的に安全対策部門へ提供した。 ③添付文書に記載のない副作用の事例（未知事例）や既に添付文書などで注意喚起してきているにもかかわらず繰り返されている同様な事例に関する詳細な情報（24事案33事例）を安全対策部門へ提供した。 ④健康被害救済部と安全対策部門との定期連絡会を月1回程度開催し、情報の共有	<評定と根拠> 評定：B 昨年度と同様、継続的かつ積極的に他部門との連携を図ってきており、また、保健福祉事業についても引き続き適切に実施したことから、Bと評価する。 <課題と対応> 引き続き連携を密にして参りたい。	評定	

					化を図った。 ⑤「救済制度相談窓口」と安全部の「医薬品・医療機器相談窓口」との間で意見交換会を実施する他、メールを用いて情報共有の強化を図っている。 ⑥患者副作用報告のHPと救済制度紹介ページに相互のリンクを掲載し、HPを閲覧になる方の両制度の情報共有に役立てている。 ⑦支給不支給事例について、HP掲載時に併せて「PMDAメディナビ」からも情報提供している。 ⑧新薬関連の機構内説明会に参加し、部会審議品目等の情報を得た。		
	（４）保健福祉事業の適切な実施 保健福祉事業の着実な実施を図ること。	（４）保健福祉事業の適切な実施 ・医薬品の副作用による健康被害実態調査の結果等を踏まえ、重篤で希少な健康被害者に対するQOL向上策等を検討するための資料	（４）保健福祉事業の適切な実施 ・医薬品の副作用による重篤で希少な健康被害者に対するQOL向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を引き続き実施	＜評価の視点＞ ・重篤で希少な健康被害者に対するQOL向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を着実に実施したか。	（４） ①医薬品の副作用による重篤で希少な健康被害者に対するQOL向上策等を検討するため、平成27年度は77名の協力者に対して調査研究事業を実施した。また、平成26年度の調		

		を得る調査研究事業を引き続き実施する。	する。 ・先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与され、C型肝炎ウイルスに感染した者であって、重篤（肝硬変又は肝がん）である者に対するQOL向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を引き続き実施する。		査票の集計作業を行い、平成 26 年度報告書の取り纏め案を作成。平成 28 年 2 月 17 日の調査研究班会議を経て、3 月末に報告書を作成した。 ②先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与され C 型肝炎ウイルスに感染した者であって、重篤である者の QOL 向上策等を検討するため、平成 27 年度は 159 名の協力者に対して調査研究事業を実施している。また、平成 26 年度の調査票の集計作業を行い、平成 26 年度報告書の取り纏め案を作成。平成 28 年 2 月 23 日の調査研究班会議を経て、3 月末に報告書を作成した。 ③福祉の専門家を配置し、精神面のケア及び福祉サービスに関する助言を行う「精神面などに関する相談事業」を引き続き実施し、平成 27 年度は 43 件の相談対応を行った。 ④副作用救済給付の受		
	・精神面などに関する相談事業を着実に実施していく。	・精神面等に関する相談事業について、精神保健福祉士及び社会福祉士による電話での相談業務を引き続き実施する。 ・救済給付の受給者のうち希望者に対して、副作用の原因と	＜評価の視点＞ ・精神面などに関する相談事業を着実に実施したか。				

			考えられる又は推定される医薬品名や副作用の名称等を記載した受給者カードの発行を引き続き実施する。 ・救済給付の受給者を主な対象として、救済制度に係る様々なニーズ等を把握し、制度運用・業務改善について必要な検討を行う。		給者を対象に、受給者の支給決定内容を担当医等に正確に情報提供し、今後の治療に活かせるよう、副作用の原因と考えられる又は推定される医薬品名等を記載した携帯可能なサイズのカードを希望者に配付しており、平成 27 年度は 704 名分の受給者カードを発行した。 ⑤現行制度の中で運用改善等により制度周知・制度利用の促進、業務の充実を図り、早期救済につなげる材料を得ることを目的として救済制度の新規受給者 1,056 名及び年金受給者 483 名を対象にアンケート調査を実施し、1,126 名（回答率 73.2%）から回答を得た。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4．その他参考情報
特になし。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

1—4	スモン患者及び血液製剤による HIV 感染者等に対する受託支払業務等の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標：許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努める。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 附則第 15 条及び第 17 条 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

[illegible]

注) 予算額等は業務毎の整理としていないため、業務部門毎の金額等を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																	
					業務実績	自己評価	評価																																	
	(5) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施 スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。	(5) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施 ・スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託給付業務の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行う。	(5) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施 ・スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託給付業務の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行う。	＜評価の視点＞ スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤による HIV 感染者等に対する受託給付業務の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約内容に基づき、適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ 1. 受託支払業務では、裁判上和解が成立したスモン患者に対し、健康管理手当及び介護費用の支払業務を行った。 <table><tr><td colspan="3">平成 27 年度</td></tr><tr><td>受 給 者 数 (人)</td><td colspan="2">1,428</td></tr><tr><td>支 払 額 (千円)</td><td colspan="2">1,006,135</td></tr><tr><td rowspan="3">内 訳</td><td>健康管理手当</td><td>757,285</td></tr><tr><td>介護費用 (企業分)</td><td>185,319</td></tr><tr><td>介護費用 (国庫分)</td><td>63,532</td></tr></table> 2. 受託給付業務では、血液製剤に混入した HIV により健康被害を受けた方に対して健康管理費用等の給付業務を行った。 <table><tr><td colspan="3">平成 27 年度</td></tr><tr><td></td><td>人数 (人)</td><td>支給額 (千円)</td></tr><tr><td>調 査 研 究 事 業</td><td>520</td><td>290,935</td></tr><tr><td>健康管理支援事業</td><td>110</td><td>197,400</td></tr><tr><td>受 託 給 付 事 業</td><td>2</td><td>6,336</td></tr><tr><td>合 計</td><td>632</td><td>494,671</td></tr></table> 3. これらの業務については、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行った。	平成 27 年度			受 給 者 数 (人)	1,428		支 払 額 (千円)	1,006,135		内 訳	健康管理手当	757,285	介護費用 (企業分)	185,319	介護費用 (国庫分)	63,532	平成 27 年度				人数 (人)	支給額 (千円)	調 査 研 究 事 業	520	290,935	健康管理支援事業	110	197,400	受 託 給 付 事 業	2	6,336	合 計	632	494,671	＜評価と根拠＞ 評価：B スモン患者及び血液製剤による HIV 感染者等に対する受託支払業務等について、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に実施した。 特定救済業務について、個人情報に特に配慮し適切かつ迅速に給付業務を行うとともに、拠出金受入業務についても適切に実施した。 ＜課題と対応＞ なし
					平成 27 年度																																			
受 給 者 数 (人)	1,428																																							
支 払 額 (千円)	1,006,135																																							
内 訳	健康管理手当	757,285																																						
	介護費用 (企業分)	185,319																																						
	介護費用 (国庫分)	63,532																																						
平成 27 年度																																								
	人数 (人)	支給額 (千円)																																						
調 査 研 究 事 業	520	290,935																																						
健康管理支援事業	110	197,400																																						
受 託 給 付 事 業	2	6,336																																						
合 計	632	494,671																																						
	(6) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施	(6) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施	(6) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施	＜評価の視点＞ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付業務について、個人情報に	＜主要な業務実績＞ 1. 特定救済業務では、裁判上の和解等が成立し給付請求した特定 C 型肝炎ウイルス感染者等に対し、給付金の支給を行った。 2. フリーダイヤルによる相談窓口において、給付金支給手続等に関する相談業務を実施した。																																			

	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。	・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。	・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。	配慮した上で、適切に行われているか。	3.「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金に関する特別措置法」の改正法が、平成 24 年 9 月 14 日に施行され、給付金請求期限が 5 年延長(平成 30 年 1 月 15 日まで) となったことに伴う相談に対しても、引続き適切に対応した。 ＜平成 27 年度実績＞ <table><tr><td>受給者数（人）</td><td>60</td></tr><tr><td>（うち追加受給者数）</td><td>14</td></tr><tr><td>給付額（千円）</td><td>1,308,000</td></tr><tr><td>（うち追加給付額）</td><td>252,000</td></tr><tr><td>相談件数（件）</td><td>834</td></tr></table> 4. 製造業者からの拠出金受入れ業務を行った。 ＜平成 27 年度実績＞ <table><tr><td>納付者数（者）</td><td>1</td></tr><tr><td>拠出金納付額（千円）</td><td>537,900</td></tr></table> 5. これらの業務については、個人情報に特に配慮し、適切に実施した。	受給者数（人）	60	（うち追加受給者数）	14	給付額（千円）	1,308,000	（うち追加給付額）	252,000	相談件数（件）	834	納付者数（者）	1	拠出金納付額（千円）	537,900		
受給者数（人）	60																				
（うち追加受給者数）	14																				
給付額（千円）	1,308,000																				
（うち追加給付額）	252,000																				
相談件数（件）	834																				
納付者数（者）	1																				
拠出金納付額（千円）	537,900																				

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	業務の迅速な処理及び体制整備（医薬品）		
業務に関連する政策・施策	政策目標：医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：国民保健の向上に資することを目的に、厚生労働省との連携を図りつつ、医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するとともに、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する安全対策に関する業務を迅速かつ公正に実施する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 5 号 等
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」『日本再興戦略』の改訂について（中短期工程表）」において、「2020 年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」（※）が達成すべき成果目標として設定されているため。 ※審査ラグ「0」は、総審査期間を米国と比較して0にすること。 難易度：「高」新医薬品の目標は総審査期間として設定している。この期間の中には PMDA が審査を行う期間のみならず、申請者側が作業を行う期間も含まれており、PMDA 単独でコントロールすることができない。 このような位置づけの総審査期間について、達成する品目の割合を 5 0 % から 8 0 % に引き上げるためには、審査を効率的に行うのみならず、開発段階から治験相談等を実施し、申請品目の理解や問題点の把握に努めることや、レギュラトリーサイエンスを推進し、有効性・安全性評価に関する知見を深め開発を支援するガイドラインを策定・公表するなど、審査部門の多面的な活動が必要であり、難易度が高いと考えられる。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間平均 等	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		指標	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
事前評価相談（計画値）	最 終 年 度 に 希 望 の あ っ た 全 て の 相 談 に 対 応	－	最終年度に希望のあった全ての相談に対応						予算額（千円）	13,292,536	14,707,871			
事前評価相談（実績値）	－	－	84.2% (32/38 件)	25.0% (2/8 件)					決算額（千円）	13,179,219	12,306,578			

新医薬品（優先品目）の目標総審査期間の達成率（計画値）	最終年度に 9 ヶ月を 80%達成	中央値で 9 ヶ月（平成 25 年度）	9 ヶ月を 60%達成	9 ヶ月を 60%達成	9 ヶ月を 70%達成	9 ヶ月を 70%達成	9 ヶ月を 80%達成		経常費用（千円）	11,471,999	12,756,993			
新医薬品（優先品目）の目標総審査期間の達成率（実績値）	－	中央値で 7.2 月（平成 25 年度）	75%	70.3%					経常利益（千円）	▲584,870	▲947,654			
新医薬品（通常品目）の目標総審査期間の達成率（計画値）	最終年度に 12 ヶ月を 80%達成	中央値で 12 ヶ月（平成 25 年度）	12 ヶ月を 60%達成	12 ヶ月を 70%達成	12 ヶ月を 70%達成	12 ヶ月を 80%達成	12 ヶ月を 80%達成		行政サービス実施コスト（千円）	1,271,281	1,737,591			
新医薬品（通常品目）の目標総審査期間の達成率（実績値）	－	中央値で 11.3 月（平成 25 年度）	67.1%	88.6%					従事人員数（人）	488	525			
新医薬品の再審査の総審査期間（計画値）	平成 26 年度以降に再審査申請された品目について平成 30 年度までに中央値で 18 ヶ月	－	平成 26 年度以降に再審査申請された品目について平成 30 年度までに中央値で 18 ヶ月											
新医薬品の再審査の総審査期間（実績値）	－	－	－（平成 26 年度に再審査申請され再審査結果通知が発出された品目はなかった。）	中央値で 17.1 月										
新医薬品の治験相談の申込みから実施までの期間（計画値）	2 ヶ月程度を堅持	2 ヶ月程度を堅持（平成 25 年度）	2 ヶ月程度を堅持	同左										

ジェネリック医薬品等の一部変更申請（通常品目）の総審査期間（実績値）	－	画・実績値)	中央値で 15.5 月	中央値 で 13.0 月										
ジェネリック医薬品等の一部変更申請（試験法変更など）の総審査期間（計画値）	最終年度に中央値で6ヶ月		最終年度に中央値で6ヶ月											
ジェネリック医薬品等の一部変更申請（試験法変更など）の総審査期間（実績値）	－		中央値で 7.3 月	中央値 で 6.9 月										
ジェネリック医薬品等の一部変更申請（迅速審査）の総審査期間（計画値）	最終年度に中央値で3ヶ月		最終年度に中央値で3ヶ月											
ジェネリック医薬品等の一部変更申請（迅速審査）の総審査期間（実績値）	－		中央値で 4.0 月	中央値 で 4.8 月										
品質相談、生物学的同等性相談（計画値）	申込み全件について実施	－	平成26年度中に申込み全件について実施	申込み全件について実施										
品質相談、生物学的同等性相談（実績値）	－	－	平成27年1月より申込み全件の相談に対応	申込み全件の相談に対応										
要指導・一般用医薬品の行政側審査期間（計画値）	最終年度に中央値で7ヶ月	中央値で8ヶ月（平成25年度）	最終年度に中央値で7ヶ月											

	要指導・一般用医薬品の行政側審査期間（実績値）	－	中央値で4.9ヶ月（平成25年度）	中央値で6.3月	中央値で5.5月										
	医薬部外品の行政側審査期間（計画値）	最終年度まで中央値で継続して5.5ヶ月	中央値で5.5ヶ月（平成25年度）	中央値で継続して5.5ヶ月	同左	同左	同左	同左							
	医薬部外品の行政側審査期間（実績値）	－	中央値で4.9ヶ月（平成25年度）	中央値で4.9月	中央値で4.7月										

注）予算額等は業務毎の整理としていないため、業務部門毎の金額等を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 審査等業務 審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国際的水準にある医薬品・医療機器を安心して用いることができるよう、よりよい医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止、発生時の的確・迅速な対応を行い、医薬品・医療機器がその使命をより長期にわたって果たすことができるようにすることが重要である。 このような考え方の下、審査等業務について、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）や健康・医療戦略（平成25年6月14日内閣官房長官・厚生労働大臣・総務大臣等申合せ）、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号。以下「薬事法一部改正法」という。）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律	2 審査等業務 審査等業務について、日本再興戦略や健康・医療戦略、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号。以下「薬事法一部改正法」という。）による改正後の医薬品医療機器等法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）等を踏まえ、医薬品、医療機器、再生医療等製品等それぞれの特性に応じた取り組みを通じ、審査を迅速化し、審査ラグ（※）「0」の実現を目指すとともに、審査の質の向上等を図る。また、開発ラグ（※）解消支援のための薬事戦略相談等の拡充を図る。 このため、自己財源も活用し、必要な体制強化を図る。 ※ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグは、米国と日本の審査期間（申請から承認までの期間）の差である審査ラグと、企業が米国と日本の審査機関に申請する時期の差で示され	2 審査等業務		＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：S 総合科学技術会議の意見具申（平成 18 年 12 月 25 日）等を踏まえた審査体制の強化を行うために、平成 19 年度から、増員及び新規採用者の研修等に全力を挙げるとともに、申請品目の多寡に応じて、弾力的に審査員を配置するなど、承認審査等の処理能力を高めるための各種取り組みを精力的に進めてきた。 平成 25 年度までの第 2 期中期計画においては、新医薬品については総審査期間（中央値）を短縮することを目標とし、優先品目は平成 21 年度 11.9 月から平成 25 年度 7.2 月に、通常品目は平成 21 年度 19.2 月から平成 25 年度 11.3 月に、総審査期間を大幅に短縮し目標をクリアすることができた。 そこで、平成 26 年度からの第 3 期中期計画においては、審査ラグ「0」の実現を目指し、承認時期の予見性を高めることを目的として、目標総審査期間を	評定	

	第145号)、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）等を踏まえ、医薬品・医療機器の審査を迅速化し、審査ラグ（※）「0」の実現を目指すとともに、審査の質の向上等を図る。また、開発ラグ（※）解消支援のための薬事戦略相談等の拡充を図る。 このため、自己財源も活用し、必要な体制強化を図ること。 ※ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグは、米国と日本の審査期間（申請から承認までの期間）の差である審査ラグと、企業が米国と日本の審査機関に申請する時期の差で示される開発ラグに大別される。（日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）より） 審査ラグ、開発ラグそれぞれを解消することが、全体のラグの解消につながる。 上記を適切かつ円滑に実施するため、引き続き厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、各種施策を進めること。	る開発ラグに大別される。（日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）より） 審査ラグ、開発ラグそれぞれを解消することが、全体のラグの解消につながる。 上記を適切かつ円滑に実施するため、引き続き厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、以下の施策を進める。 （注）以下の施策の実施主体は、特段の記載がない場合は			維持したまま、これらの目標達成率を従来の50%（中央値）から、平成30年度までに段階的に80%マイル値に引き上げることとした。 その結果、平成27年度の新医薬品（優先品目）については、総審査期間9ヶ月の目標達成率60%に対する実績は70.3%であり、117.2%の成果をあげた。 新医薬品（通常品目）については、総審査期間12ヶ月の目標達成率70%に対する実績は88.6%であり、126.6%の成果をあげた。 カルタヘナ法に関する事前審査について、第1種使用等の確認を2件実施し、目標行政側期間6ヶ月（中央値）に対する実績は0.9ヶ月であり、666.7%の成果をあげた。 第2種使用等の確認については21件実施し、目標行政側期間2ヶ月（中央値）に対する実績は1.0ヶ月であり、200.0%の成果をあげた。 ジェネリック医薬品等の一部変更申請（通常品目）の目標総審査	

	（１） 医薬品・医療機器等に対するアクセスの迅速化 国民や医療関係者が、そのニーズに即した先端的でかつ安全な医薬品・医療機器等の便益を速やかに享受し、その恩恵を最大限に得ることができるよう努めること。 なお、開発ラグの解消に資するため、治験の推進のほか、国内では未承認となっている医療上必要性の高い医薬品及び医療機器の開発を進めるために厚生労働省等が行っている取組に対して、積極的に支援・協力すること。 ア 各種施策を実施するとともに、その進行状況について評価・検証を行い、必要な追加方策を講ずること。	PMDAとしているが、厚生労働省等、他の法人等が実施する部分は、その旨実施主体を明記する。 （１） 医薬品・医療機器等に対するアクセスの迅速化	（１） 医薬品・医療機器等に対するアクセスの迅速化		・「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）や「健康・医療戦略」（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）等に基づき、審査員の増員や審査の質の向上を図ること等を目指して、各種施策の実施あるいは検討を行った。 ・ 審査等の一層の迅速化のための取組みの一つとして、平成 20 年度から、新医薬品の審査等を対象に、その進行管理・調整等を行うことを目指したプロジェクトマネジメント制度を導入しており、平成 27 年度においては、これまでの実施経験を基に、当該制度の更なる	期間 14 ヶ月（中央値）に対する実績は 13.0 月であり、107.7%の成果をあげた。 医薬部外品の目標行政側期間 5.5 ヶ月（中央値）に対する実績は 4.7 月であり、117.0%の成果をあげた。 その他の平成 30 年度までに達成すべきジェネリック医薬品等及び要指導・一般用医薬品の目標について、引き続き、達成を図っていく。 他方、新医薬品の治験相談については、実施日時の調整を効率的に行うなど、円滑な実施に努めたところであり、平成 21 年度から導入した「医薬品事前評価相談」及び平成 23 年度から導入した「優先審査品目該当性相談」を含めて、404 件に対応することができた。 薬事戦略相談については、個別面談 221 件、事前面談 412 件、対面助言 114 件を実施し、平成 25 年 10 月に設置された PMDA 関西支部においても、引き続き個別面談、事前面談を実施している。 また、日本発シーズの実用化を促進するため、平成 26 年 11 月か
--	---	---	----------------------------------	--	---	---

		・審査ラグ「0」の実現を目指すとともに科学委員会の活用や研修等の充実を図ること等により、審査の質の向上のため体制強化を図る。 ・プロジェクトマネジメント制度の着実な実施により、審査業務の進行管理機能を高めるとともに、申請者側にとっても、審査の進捗状況と見通しについての透明性の向上を図る。	・科学委員会を活用し、革新的医薬品等の評価方法等に関して、その議論を審査等業務へ活かすよう努める。また、実施している研修プログラムについて、評価の実施とその結果に基づく内容の見直しを図り、更なる内容の充実を図る。新医薬品及び生物系医薬品に関する審査チームについて、適切な増員・配置を実施し、新目標に対応した審査の迅速化を図る。 ・プロジェクトマネジメント制度を効率的かつ有効に活用することにより、申請品目の経過、総審査期間の状況の適切な把握等を行い、進行管理の更なる充実を図る。 ・審査等業務進行管理		定着を推進した。 ・科学委員会については1－7「世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化促進のための支援」を参照。 ・新医薬品の審査は、担当部長及び担当審査役の下、原則として、薬学、獣医学、医学及び生物統計学などの専門課程を修了した審査員で構成される審査チームにより実施した。審査チームの構成員は、チーム主任、チーム副主任、品質、毒性、薬理、薬物動態、臨床及び生物統計を基本とした。 ・審査等の一層の迅速化のための取組みの一つとして、平成 20 年度から、新医薬品の審査等を対象に、その進行管理・調整等を行うことを目指したプロジェクトマネジメント制度を導入しており、平成 27 年度においては、これまでの実施経験を基に、当該制度の更なる定着を推進した。 ・審査期間に係る中期計	ら、製薬企業等も対象とした開発工程（ロードマップ）への助言や医師主導による検証的試験プロトコルへの助言を行う相談を試行的に実施している。 また、国際共同治験については、APEC の委員会の一つである、APEC Life Science Innovation Forum Regulatory Harmonization Steering Committee（APEC LSIF RHSC）において、計画していた作業部会への貢献だけでなく、その貢献が諸外国機関からも認められた結果、全体会合の共同議長のポストを獲得した（注：国際的枠組みにおいて、それまでの貢献度が高くなければ、国際会議の議長等の中心的な役割は与えられない）。 新医薬品等の基準適合性調査については、各品目の承認審査に係る審査期間内に処理することに努め、その結果、新医薬品等の厳しい総審査期間及び達成率の目標達成に貢献した。 GMP/QMS 調査については、円滑な処理に努め、その結果、医薬品、医療機器等の厳し
--	--	---	--	--	--	---

			委員会や審査セグメント内会議等において、審査の進捗状況に係る関係情報を総合的にとらえ、課題解決のための方針を決定する。		画の目標の達成に向けて、審査等業務を迅速かつ的確に行うため、理事長始め幹部が承認審査業務等の進捗状況を実に把握し、必要に応じてその進行の改善を図ることを目的とした「審査等業務進管理委員会」を3ヶ月に1度開催し、業務の進捗状況等を検証するとともに、特に新医薬品については関係情報を総合的にとらえ、業務遂行に係る課題解決のための方針について検討を進めた。 ・審査の進捗状況管理等のため、審査センター長を筆頭とする「進捗確認に係る審査セグメント内会議」を平成27年度も引き続き開催し、制度展開のための意見交換を行うとともに、GCP、GMP調査等も含めた新薬に係る審査状況全体の現況と課題に対する情報共有、対応策と今後の方針等の検討、新薬他の審査中品目の審査状況の把握等を行った。(平成27年度12回実施) なお、「進捗確認に係る審査セグメント内会議」においては、引き続き、審査担当部長からの報告を踏まえた、	い審査期間及び達成率の目標達成に貢献した。また、国際的な査察共同体である PIC/S 加盟国として、ガイドライン作成班に関与し国際貢献した。 以上のとおり、重要かつ高難度である新医薬品の審査期間の目標達成率について、優先品目は117.2%、通常品目は126.6%の成果をあげており、平成26年度に引き続き大幅に目標を達成したことにより、安定的に承認時期の予見性を高めることに大きく寄与した。 とりわけ、早期に上市が望まれる新有効成分医薬品については、優先品目で60%タイル値9.5月(行政側3.8月、申請側6.0月)、通常品目で70%タイル値11.2月(行政側5.9月、申請者側6.7月)となっており、新医薬品全体の優先品目60%タイル値8.7月(行政側4.0月、申請側4.9月)、通常品目で70%タイル値11.3月(行政側7.1月、申請者側5.1月)と比較して申請者側にかかる時間が延びる傾向にある中で、短期間に審査を行うことにより総審査期間の目標を達成
--	--	--	--	--	---	---

			・「新医薬品の承認審査の進捗状況の確認について」（平成22年12月27日薬機発第1227001号）に基づき、承認審査の進捗状況に関する申請者への情報の提示等を適切に実施する。また、「新医薬品の承認の予見性向上等に向けた承認申請の取扱い及び総審査期間の考え方について」（平成26年10月6日薬食審査発1006号第1号）に基づき、審査スケジュールの事前の確認、承認審査が困難な場合の連絡及び申請者の照会回答に時間を要する場合の総審査期間の算出除外等、更なる透明化を図る。		審査センター長及び審議役からの必要な指導と、審査に長期間を要したような問題品目の問題点・改善方策の検討結果の審査セグメント内への周知等も行われている。 ・申請者による審査進捗状況等の把握については、「新医薬品の承認審査の進捗状況の確認について」（平成 22 年 12 月 27 日 薬 機 発 第 1227001 号）に基づき、承認審査の各段階における情報を申請者に連絡することとし、申請者の求めに応じて、審査の進捗状況と見通しについての確認のための部長による面談を実施している。また、審査プロセスのさらなる透明化のため、承認審査が困難な場合にはその判断に至った根拠、承認の可能性等の審査上の論点を申請者に文書により連絡することとし、また申請者が承認審査に当たったの照会対応に時間を要する場合等については、総審査期間の算出から除外することとした。	している。 その他の平成 27 年度に達成すべき目標についても 120%を大幅に上回るか、又は120%に近い達成率であり、全体としては 120%以上に相当する成果をあげたと考える。以上のことから、定量的指標において「A」区分に該当するところ、極めて難易度の高い目標を達成していることから、評定を一段階引き上げ、「S」と評価する。 ＜課題と対応＞ 新医薬品及びジェネリック医薬品等について、厳しく設定した平成 27 年度に達成すべき目標は全て上回った。第3期の最終年度（平成 30 年度）までに達成すべき目標についても、引き続き、審査員の増加等により達成を図っていく。 新医薬品等の基準適合性調査については、申請件数の増加に限られたリソースで対応するところ、基準適合性調査の効率化を更に進めてまいりたい。 また、日米欧同時申請の増加及び申請資料中の国際共同治験実施数の増加により、海外施設への基準適合性調
--	--	--	--	--	---	---

		・業界との意見交換の場での検討等を通じ、審査業務・プロセスの効率化や透明化について引き続き検討する。	・審査の透明化及び効率化を促進するため、平成20年4月に公表した「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための留意事項」の周知徹底を図る。また、優先審査等の各審査プロセスの標準的期間等の周知徹底を図るとともに、審査業務プロセスに係る手引書の作成・合理化に向けて、引き続き検討する。		・審査の基本的考え方については、審査基準の明確化を図る観点から、平成 20 年度に公表した「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための留意事項」を担当職員に周知するとともに、PMDA ホームページに掲載している。また、「新医薬品に係る承認審査の標準的プロセスにおけるタイムライン」（平成 27 年 1 月 30 日付厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡）において優先品目と通常品目における審査イベントごとの審査期間の目安が示されており、PMDA ホームページで公表している。	査が増加しているところ、海外規制当局との間で調査結果の活用に向けた検討を進めることで海外調査の弾力的実施を図ってまいりたい。
		・学会や医療関係者等との連携を強化し、最新の医療動向や医療ニーズを踏まえた相談や審査を実施するとともに、医薬品の適正使用に向けた協力を進める。	・医療関係者のニーズを把握するため、学会や医療関係者等との対話を実施し、それを踏まえた相談や審査を実施する。		・医療関係者のニーズを把握するため、国内外の学会等への参加を通じて、積極的に医療関係者と意見交換を行い、それを踏まえた相談及び審査を実施した。	
		・厚生労働省が開催する「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」における未承認薬等の	・厚生労働省に設置された「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」の評価結果等を踏ま		・欧米では使用が認められているが、国内では承認されていない医薬品や適応について、製薬企業による開発を要	

		検討・開発要請等について積極的に支援・協力する。	えた未承認薬・適応外薬の申請に対して適切に対応する。		請するため、平成 22 年 2 月に、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議（座長：堀田知光（独立行政法人国立がん研究センター 理事長））」が厚生労働省に設置されて活動が続けられており、PMDA も当該会議の運営に協力するとともに、引き続き検討結果に基づく治験相談や承認申請に対応している。		
		・海外主要国における医薬品の承認状況等に係るデータベースを充実し、未承認薬・適応外薬解消に向けて引き続き取り組む。	・医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬の解消に資するため、引き続き海外主要国における医薬品の承認状況等を収集・整理し、「未承認薬データベース」の充実・運用の取り組みを進める。		・医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬のドラッグ・ラグの解消に資するため、FDA 及び EMA における承認状況等の情報を迅速かつタイムリーに把握するとともに、エビデンス情報等を収集・整理し、それらを国内での承認状況等と照らし合わせた未承認薬データベースの拡充を引き続き行っている。平成 21 年 4 月以降に FDA 及び EMA で承認された新有効成分含有医薬品のうち、国内では未承認の医薬品について、平成 28 年 3 月現在で FDA:133 品目、EMA:101 品目を PMDA ホームページにおいて公開している。		

		・ 治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、相談と審査の連携を保ちつつ、柔軟なチーム編成を行い、的確かつ迅速な審査・相談を実施する。 ・ 新医薬品の再審査について、的確かつ迅速な審査を実施する。また、再評価についても、適切に対応することとする。 ・ 厚生労働省が策定する日本薬局方などの医薬品等の品質に関する基準作成を推進することにより、的確かつ迅速な審査を実施する。	・ 治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、相談と審査の連携を保ちつつ、必要に応じて柔軟なチーム編成を行い、的確かつ迅速な審査・相談を実施する。 ・ 新医薬品の再審査について進行管理を行い、的確かつ迅速な審査を実施する。再評価についても適切に進行管理を行う。 ・ 平成 27 年度中に告示予定の第十七改正日本薬局方の策定に向けて、関係部署との連携により、日本薬局方収載原案の作成業務の推進を図る。		・ 治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、相談と審査の連携を保ちつつ、必要に応じて柔軟なチーム編成を行うとともに、すべての治験相談に担当の審査チームが参加している。 また、治験相談等のさらなる整合性確保に資するため、過去の治験相談情報をフィードバックする取組みを、平成 27 年度も引き続き実施した。 (下記「ウ 医薬品に係る審査ラグ「0」実現を目指すための目標設定」において記載) ・ 平成 27 年度に計 83 回の日本薬局方原案審議委員会を開催し、第十七改正日本薬局方第一追補（平成 29 年秋告示予定）収載原案として、医薬品各条 32 件（新規 11 件、改正 21 件）、一般試験法及び参考情報 6 件（新規 4 件、改正 1 件、削除 1 件）、参照紫外可視吸収スペクトル 5 件、参照赤外吸収スペクトル 5 件について PMDA ホ	
--	--	---	---	--	---	--

			・特にアジア地域で製造される医薬品についての品質、有効性及び安全性を高めるため、研修によりマスターファイル（原薬等登録原簿）の国内管理人等への周知活動を行うとともに、承認審査前の不備を是正する方策を実施する。		ームページに掲載し、意見募集を実施した。 ・原薬製造業者、国内管理人、製造販売業者等を対象とするマスターファイル登録申請書類申請前チェックリストの英文版を作成し、ホームページに掲載した。また、承認後のマスターファイル登録維持管理の適正化に向けた課題及び原薬製造業者、国内管理人に対する最近の指導内容等に係る講習会を1回開催した。 ・申請前の段階から品質、有効性、安全性に関する評価を行うため、事前評価相談制度を平成 21 年度から試行的に導入し、平成 23 年度から正式に実施している。平成 27 年度においては、上半期と下半期に分け相談実施依頼書を受け付け、以下のとおり実施した。また、希望のあった相談に関して、審査分野における先駆け審査指定制度の対象品目数等を考慮し、可能な限り対応できるよう相談業務を遂行した。 第2分野：1品目（相
--	--	--	--	--	---

		・平成 28 年度以降に申請される新医薬品については、臨床試験データの電子的提出が可能となるように、機構内の体制を構築する。 機構自らが臨床試験データ等を活用した解析を行い、その解析結果を踏まえた指摘や助言を行うこと等により、審査・相談の質の高度化を図る。また、ガイドラインの作成等を通じて更なる審査・相談の高度化に貢献し、かつ医薬品開発の効率化にもつながるよう、先進的な解析・予測評価手法を用いて品目横断的解析を行うための体制を検討する。	・平成 28 年度以降に申請される新医薬品について、臨床試験データの電子的提出が開始できるよう、PMDA 内の受け入れ体制を整備するとともに、関連通知等の整備や広く関係者への周知を行うなど、関係団体及び海外規制当局等との連携のもとプロジェクトを推進する。		談区分数は 1 件。） (※8 件の申込中 2 件について対応) ・次世代審査・相談体制構築に向け、各種課題について製薬業界と継続的に意見交換を行うとともに、関連業界、海外規制当局との協議等を踏まえ、平成 27 年 4 月 27 日付薬食審査発 0427 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「承認申請時の電子データ提出に関する実務的事項について」及び平成 27 年 4 月 27 日付厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡「承認申請時の電子データ提出に関する実務的事項について」に関する質疑応答集（Q&A）について」の発出に協力するとともに、平成 27 年 4 月 27 日付薬機次発第 0427001 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構次世代審査等推進室長通知「承認申請時の電子データ提出等に関する技術的ガイドについて」を発出した。 また、上記の通知に関して、企業の実務担当者への周知を図るため、平成 27 年 5 月 28	
--	--	--	--	--	---	--

			・PMDA 自らが臨床試験データ等を活用した解析を行い、その解析結果を踏まえた指摘を行うなど、審査・相談の質の高度化につなげるため、構築中のシステムの	日（東京）と同年6月3日（大阪）に業界に対する説明会を開催するとともに、さらに、企業から提出される電子データ及び関連書類が、PMDA の求める規格や標準に基づいて適正に作成されるための一助とするため、平成27年9月28日にワークショップを開催した。 さらには、承認申請時の電子データ提出に伴う事項について、承認申請前の段階で個々の品目ごとに内容を検討し、承認申請の準備及び承認申請後の審査を円滑に進めることを目的とし、平成27年5月15日より「医薬品申請電子データ提出確認相談」を開始した。なお、平成27年度の実績は、申込件数が13件、相談実施件数が11件であった。 ・企業からの承認申請時のデータの電子的提出、PMDA 内部における提出された電子データの保管、統計解析処理等の機能を備えたシステムである「申請電子データシステム」に		
--	--	--	--	---	--	--

			完成を目指すとともに、審査と同様の環境下での臨床試験電子データ利用を試行するパイロット事業に取り組む。		ついて、平成 26 年 9 月に開発業者を選定した後、平成 27 年度も引き続きシステム構築・整備を進めた。平成 28 年 1 月からは製薬企業 5 社による協力の下、システムパイロットを実施するとともに、同年 3 月 28 日にはシステムに係る操作マニュアル及び操作方法の説明用動画を PMDA ホームページで公開した。 また、製薬企業より電子データの試行的提供を受けた上で、実際の審査を想定した環境下での申請時提出電子データの利用と審査プロセスの検討等を行うため、前年度に引き続きパイロット試験実施した。 さらに、審査・相談の質の高度化に繋げるため、これまでに実施したパイロット事業の実施結果等を反映した新たな審査プロセスの検討を開始するとともに、モデリング&シミュレーション等の先進的な解析手法が利用された審査・相談事例について審査員が対応方針等を相談できる枠組みの構築を開始した。		
--	--	--	--	--	---	--	--

	イ このため、審査の質の向上を図りつつ、審査ラグ「0」の実現を目指すため、平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間（「その年に承認された品目に係る審査機関側の処理時間」をいう。）に係る短縮目標（大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を除く通常時における目標。）を設定し、業務の改善を図ること。また、そのための審査体制を確立すること。	ウ 医薬品に係る審査ラグ「0」実現等を目指すための目標設定 ・平成 16 年 4 月 1 日以降に申請され、各年度に承認された医薬品の、申請から承認までの標準的な総審査期間について、以下のとおり段階的にタイル値を引き上げ、平成 30 年度までに 80%タイル値で優先品目 9 ヶ月、通常品目 12 ヶ月を達成することを目指す。 このために必要な審査体制の強化を図る。 ①新医薬品（優先品目）の審査期間 平成 26 年度 60%タイル値で 9 ヶ月	・また、先進的な解析 ・予測評価手法を用いて品目横断的解析を行うため、人材を確保するとともに、人材教育研修を進めるなど、引き続き研修等の体制整備を進める。 ウ 医薬品に係る審査ラグ「0」実現を目指すための目標設定 ・平成 16 年 4 月 1 日以降に申請され、平成 27 年度に承認された医薬品に係る総審査期間（申請日から承認日までの日数を言う。以下同じ。）の目標は次のとおりとし、その目標を達成することができるよう、行政側が改善努力を図るとともに、申請者側に協力を求めることにより取り組む。 ①新医薬品（優先品目）の審査期間 平成 27 年度 60%タイル値で 9 ヶ月	＜評価の視点＞ ・中期計画で設定された新医薬品の審査期間の目標が達成されているか。 ＜主な定量的指標＞ ①新医薬品（優先品目）の審査期間 平成 26 年度 60%タイル値で 9 ヶ月 平成 27 年度 60%タイル値で 9 ヶ月 平成 28 年度 70%タイル値で 9 ヶ月 平成 29 年度 70%タイル値で 9 ヶ月 平成 30 年度 80%タイル値で 9 ヶ月	・電子データに関する知識、ソフトウェア利用方法等について、PMDA 内部での研修及び外部研修への関係職員の参加を進め、スキル向上を図った。また、臨床試験データに係る CDISC 標準データの普及・指導を担うデータマネジメント担当職員の募集を開始した。 ・平成 16 年 4 月 1 日以降に申請され、各年度に承認された医薬品の総審査期間（申請日から承認日までの日数を言う。以下同じ。）について、段階的にタイル値を引き上げ、平成 30 年度までに 80%タイル値で優先品目 9 ヶ月、通常品目 12 ヶ月を達成することを目指し、行政側が改善努力を図るとともに、申請者側に協力を求めることにより取り組んだ。 ①新医薬品（優先品目）の審査期間 ・優先品目における平成 27 年度の承認品目の	
--	--	---	--	---	--	--

		平成 27 年度 60%タイル値で 9 ヶ月 平成 28 年度 70%タイル値で 9 ヶ月 平成 29 年度 70%タイル値で 9 ヶ月 平成 30 年度 80%タイル値で 9 ヶ月			総審査期間（60%タイル値）は 8.7 月であり、目標を達成した。 なお、平成 27 年度の承認件数のうち、優先品目が占める割合は 32%となっており、平成 26 年度の 38%より減少した。 ・希少疾病用医薬品及び医療上特に必要性が高いと認められる医薬品（適用疾病が重篤であり、既存の医薬品又は治療方法と比較して、有効性又は安全性が医療上明らかに優れていると認められる医薬品）は、優先品目として承認審査を優先的に実施しており、平成 27 年度の承認は 37 件であった（「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」に係る公知申請 4 件を含む）。 ・また、医療上特に必要性が高いと認められる医薬品に対する優先審査希望について、平成 27 年度は 8 件の申請があった。また、平成 27 年度に「該当」と判断されたものは 6 件、「非該当」と判断されたものは 0 件であった。		
--	--	--	--	--	---	--	--

		②新医薬品（通常品目）の審査期間 平成 26 年度 60%タイル値で 12 ヶ月 平成 27 年度 70%タイル値で 12 ヶ月 平成 28 年度 70%タイル値で 12 ヶ月 平成 29 年度 80%タイル値で 12 ヶ月 平成 30 年度 80%タイル値で 12 ヶ月	②新医薬品（通常品目）の審査期間 平成 27 年度 70%タイル値で 12 ヶ月 ・上記の目標を達成するため、引き続き、次の取り組みを行う。 ①申請件数の増加等により総審査期間の増大が見込まれる分野について、審査員の増員、審査チームの数の増加等により、対応を図る。 ②審査業務の進捗状況等を把握し、進行情報を各審査チームに提供するとともに、審査等業務進行政管理委員会で分析・検討し、進捗管理の実施を行う。 ③審査に長期を要した問題事例の分析等を取りまとめ、審査チームにフィードバックするとともに、業界説明会等を通じて申請者に対しても注意を促す。	<主な定量的指標> ②新医薬品（通常品目）の審査期間 平成 26 年度 60%タイル値で 12 ヶ月 平成 27 年度 70%タイル値で 12 ヶ月 平成 28 年度 70%タイル値で 12 ヶ月 平成 29 年度 80%タイル値で 12 ヶ月 平成 30 年度 80%タイル値で 12 ヶ月	・通常品目の平成 27 年度における承認品目の総審査期間（70%タイル値）は 11.3 月であり、目標期間を達成した。 ・新医薬品の承認申請品目の偏りにより迅速な処理が困難と見込まれる分野について、審査要員を増員し、審査体制の強化を図った。 ・「ア 的確かつ迅速な審査の実施」に記載 ・「ア 的確かつ迅速な審査の実施」に記載		
--	--	---	---	---	--	--	--

			④「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための留意事項」を審査業務において積極的に活用し、審査の透明化及び効率化を促進する。		・新たに承認された新医薬品については、承認後一定期間が経過した後、その間に製造販売業者等が実施した使用成績調査等に関する資料等に基づき、有効性及び安全性を確認する再審査を実施している。 また、既に承認された医薬品のうち厚生労働大臣が指定したものについては、製造販売業者より提出された資料に基づき、現時点の医学・薬学の学問水準から有効性及び安全性を確認する薬効再評価や、内用固形製剤の溶出性について、品質が適当であるかを確認し、適当な溶出試験を設定することにより、内用固形製剤の品質を一定の水準に確保することを目的とした品質再評価が行われてきている。		
	・新医薬品の再審査については、平成 26 年度以降に再審査申請され、各年度に再審査結果通知が発出された品目について、段階的にその審査期間を短縮し、平成 30 年度までに総審査期間を中央値（中央値）	・平成26年度以降に再審査申請があったものについて、新たな審査期間目標18ヶ月（平成30年度）を目指して適切に対応するとともに、それ以前の申請品目についても的確かつ迅速な審査を実施する。ま	＜主な定量的指標＞ ・新医薬品の再審査については、平成 26 年度以降に再審査申請され、各年度に再審査結果通知が発出された品目について、段階的にその審査期間を短縮し、平成 30 年度までに総審査期	・平成 27 年度における再審査品目数は 114、薬効再評価品目数は 19 であり、平成 27 年度中に酵素製剤の薬効再評価に係る評価は終了した。 ・平成 26 年度は 102 品目が申請され、その			

		で 18 ヶ月を目指す。 なお平成 26 年度以 前のものも順次処理 を進めるよう努力す る。 また、再評価につ いては、申請内容に 応じて、個々に適切 な審査期間の目安を 設定の上、遅滞なく 評価・確認を行う。	た、再評価について も、申請内容に応じ て適切な目安を設定 し、対応する。	間を中央値で 18 ヶ 月を目指す。なお平 成 26 年度以前のも の順次処理を進め るよう努力する。	うち 54 品目について 平成 27 年度に再審査 結果通知が発出され た。平成 27 年度は 153 品目が申請され、その うち 3 品目について平 成 27 年度に再審査結 果通知が発出された。 平成 27 年度に再審査 結果通知が発出された 57 品目の総審査期間 の中央値は 17.1 ヶ月 であった。 ・国際共同治験につ いては、ドラッグ・ラグの 短縮のため、その推進 を図るとともに、実施 に当たっての基本的な 考え方を示した「国際 共同治験に関する基本 的考え方」（平成 19 年 9 月 28 日付厚生労働 省医薬食品局審査管理 課長通知）、「国際共同 治験に関する基本的考 え方（参考事例）」（平 成 24 年 9 月 5 日付厚 生労働省医薬食品局審 査管理課事務連絡）及 び「国際共同治験開始 前の日本人第 I 相試験 の実施に関する基本的 考え方について」（平成 26 年 10 月 27 日付厚 生労働省医薬食品局審 査管理課事務連絡）に 基づき、対面助言、審 査等を実施している。 平成 27 年度の治験 計画届 657 件中、国際	
--	--	--	--	--	---	--

		・特にアジア地域における国際共同治験を推進するために、APECRHSCで厚生労働省が主導するMulti Regional Clinical Trial Roadmapの取り組みを支援し、アジア地域の国際共同治験に関する環境整備を図る。	・特にアジア地域における国際共同治験を推進するために、厚生労働省が主導するAPECRHSCでのMulti Regional Clinical Trial Roadmapに基づく取り組みに協力する。		共同治験に係るものは276件であった。 ・国際共同治験への対応などを積極的に進めることとしており、新有効成分の国際共同治験に係る相談については、平成27年度は66件実施し、全ての希望に対応した。		
		・医薬品の開発ラグの	・医薬品の開発ラグの		・アジア地域における国際共同治験を推進するため、厚生労働省が主導するAPEC-LSIF-RHSCでのMulti Regional Clinical Trial Roadmapに基づく取組に参加、協力した。具体的には、当該Roadmapに関するリーダー（Champion）を務め、MRCT/GCP Inspection Pilot CoE Workshop（3月シンガポール）やAPEC-LSIF-RHSC（8月フィリピン、2月ペルー）での議論を円滑に進めた。また、PMDAは今年度よりAPEC-LSIF-RHSC共同議長となり、議論を主導的に進めている。 ・国際共同治験への対応		

		解消支援につながるよう、平成 30 年までに、海外臨床試験に占める日本が参加する国際共同治験の実施率を向上させるため、海外規制当局との情報共有などの連携も含め治験相談等において推進する。	解消支援につながるよう、海外臨床試験に占める日本が参加する国際共同治験の実施率を向上させるため、海外規制当局との情報共有などの連携も含め治験相談等において連携を推進する。		などを積極的に進めることとしており、新有効成分の国際共同治験に係る相談については、平成 27 年度は 66 件実施し、全ての希望に対応した。		
エ	申請前相談を充実し、有用性が高いと期待される医薬品・医療機器等については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。また、開発段階における企業側のニーズを的確に把握し、相談業務の在り方について適時に見直すこと。	オ 治験相談等の円滑な実施 ・優先相談、事前申請資料確認等を引き続き実施し、承認申請までに指導・助言を提供する機会を増加させる。 ・新医薬品の治験相談については、現在の治験相談の申し込みから対面相談までの期間（2 ヶ月程度）を堅持するとともに、優先治験相談については随時相談申込みを受け付け、治験相談の手続きの迅速化を図る。	オ 治験相談等の円滑な実施 ・優先対面助言、事前の申請資料確認等を引き続き実施するとともに、承認申請までに指導・助言を提供する機会の増加を目指して、平成 26 年 11 月から拡充・見直しを行った相談メニュー及び運用方法を、適切に実施していく。 ・新医薬品の治験相談については、担当者の適正配置及び柔軟な相談体制の構築を図ることにより、申し込みのあった全ての治験相談に対応する。また、申し込みから対面相談までの期間について2 ヶ月程度を堅持する。さらに、新たに設けられる先駆け審査指定制度に基づく優先相談	＜評価の視点＞ ・新医薬品に係る治験相談等の円滑な実施のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に行われているか。 ＜主な定量的指標＞ ・新医薬品の治験相談については、現在の治験相談の申し込みから対面相談までの期間（2 ヶ月程度）を堅持するとともに、優先治験相談については随時相談申込みを受け付け、治験相談の手続きの迅速化を図る。	・先駆け審査指定制度の運用開始に合わせて優先対面助言の取扱いを整理し、平成 27 年度より、希少疾病用医薬品に加えて先駆け審査指定医薬品についても優先対面助言の対象とするとともに、優先対面助言品目指定審査については廃止した。 ・治験相談の迅速化については、平成 22 年 10 月実施分の相談受付以後、相談者の申込み作業及び PMDA 担当者の受付作業に係る運用方法を効率化し、治験相談の申し込みから実施日までの期間については目標である2 ヶ月程度を堅持した。 ・平成 27 年度は、対面助言を 371 件実施、取		

			についても迅速な対応に努める。		下げは 33 件であった。 ・このうち治験相談（事前評価相談、ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談及び優先審査品目該当性相談を除く。）については、原則としてすべての治験相談の希望に対応するため、日程調整依頼の受付けに応じて日程調整を行い、実施希望月で調整できなかった場合は、その前後 1 ヶ月で調整を行う方法を取ることとしている。平成 27 年度については、申込みのあったすべての治験相談に対応するとの目標に対し、実施が 363 件、取下げが 33 件であり、すべての相談に対応した。		
		・事前評価相談、薬事戦略相談、簡易相談等のメニューについて、関係業界との意見交換の実施や相談内容の分析により、相談者のニーズを反映して相談枠を新設・改変し、治験相談等の拡充を図る。	・関係業界との意見交換やニーズ、相談内容の分析により設定した RMP に対応した相談や再生医療等製品などの新たな相談枠の活用を図るとともに必要な改善を検討する。		・治験相談のメニューについて、厚生労働省、関係業界と意見交換等を重ね、平成 27 年 5 月に先駆け審査指定医薬品等の承認申請資料の評価を行う先駆け総合評価相談、申請電子データの範囲やフォーマット等に対する助言・指導を行う申請電子データ提出確認相談、平成 28 年 1 月に		

	オ バイオ・ゲノム・再生医療といった先端技術の急速な発展を視野に入れ、この分野における指導・審査技術水準を向上させるとともに、先端技術を利用した新医薬品、新医療機器及び再生医療等製品開発に対応した相談・審査の在り方につき必要な措置を講ずること。	カ 新技術の評価等の推進 ・新技術を応用した医薬品については、科学委員会の知見や外部専門家の意見も活用しつつ、部横断的プロジェクトにおいて開発や評価に関する考え方を構築するとともに、必要に応じてガイドライン等を作成する。	カ 新技術の評価等の推進 ・横断的プロジェクトにおいて、ナノ医薬品や医薬品の投与可否を判断するための検査手法等、先端技術を利用した医薬品・医療機器等の評価や開発の考え方について、外部専門家の意見も活用しつつ考え方を整理するとともに、必要に応じて規制上の取扱い変更も含めて検討し、PMDA内の対応の統一化を図る。	＜評価の視点＞ ・医薬品に係る新技術の評価等の推進を図るため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	人道的見地から実施される治験実施計画に関する医薬品拡大治験開始前相談を新設した。 ・治験相談の実施日から記録確定日までの期間を、対象品目のうち80%の品目について30勤務日以内に収めることを目標としていたところ、平成27年度は359件中356件（99.2%）について達成した。 ・バイオ・ゲノムといった先端技術分野を中心に指導・審査技術水準を向上することが求められていることから、審査及び安全対策における専門協議等の場において、科学的な重要事項に関する専門的意見を聴くため、高度な知見を有する外部の専門家に対し、PMDAの専門委員としての委嘱を引き続き行っている。（平成28年3月31日現在での委嘱者数は、1,385名（安全対策に関して委嘱された専門委員を含む。）） ・平成27年度の専門協議の実施件数は、302件（書面形式240件、会議形式62件）であ	
--	---	---	--	---	--	--

		・iPS 細胞等の最新の科学技術を用いた医薬品開発に適切に対応できるよう、関連する知見等の収集に努める。	・iPS細胞等の最新の科学技術を用いた医薬品開発に適切に対応できるよう引き続き関連する知見等の収集に努める。		った。 ・バイオ医薬品の承認審査及び治験相談に係る専門協議等において、外部専門家を活用した。また、バイオ医薬品及び再生医療等製品のいずれも FDA、EMA との電話会議等を通じて、情報交換の推進に努めた。 ・国立医薬品食品衛生研究所を中心に実施されている、iPS 細胞を利用した新薬の安全性評価系に関する研究に協力し、iPS 細胞等の最新の科学技術を用いた医薬品開発に適切に対応できるようにするために、最新の知見等の収集を行った。また、FDA、EMA 等が関係している海外の iPS 細胞等を用いた安全性評価系に関する研究についても、電話会議や会合への参加等を通じて、情報収集に努めた。		
		・先端技術を応用した製品に係る厚生労働省の評価指針の作成に協力するとともに、機構としても、	・先端技術を応用した製品に係る厚生労働省の評価指針の作成に協力するとともに、評価の際に考慮		・「厚生労働科学研究費補助金（地球規模保健課題推進研究事業）課題名：トラベラーズワクチン等の品質、有		

		評価の際に考慮すべき事項 (point-to-consider)を積極的に公表する。	すべき事項 (point-to-consider)の公表を進める。		効性等の評価手法の検討に関する研究 研究代表者：尾内一信」における検討に参加・協力した。当該研究成果として、厚生労働省による「トラベラーズワクチン等の臨床評価に関するガイダンス（案）」の作成に協力した。 ・「バイオ後続品の品質・安全性・有効性確保のための指針に関する質疑応答集(Q&A)」(平成27年12月15日付け厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課事務連絡)の発出に協力した。 ・横断的基準作成等プロジェクト内のコンパニオン診断薬ワーキンググループ(以下、「WG」という。)において、通知案「遺伝子検査システムに用いるDNAシーケンサー等を製造販売する際の取扱いについて」及び事務連絡案「コンパニオン診断薬の同等性評価に係る検討事項(案)」の作成に協力した。 ・横断的基準作成等プロジェクト内のナノ医薬品WGにおいて、「リポソーム製剤の開発に	
--	--	---	--	--	---	--

		・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）に関する事前審査について、行政側期間を第1種使用の承認については6ヶ月、第2種使用の確認については2ヶ月とし、それぞれ50%（中央値）につ	・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）に関する事前審査について、行政側期間の目標（第1種使用の承認については6ヶ月、第2種使用の確認については2ヶ月、それぞれ50%（中央値）		関するガイドライン」（平成28年3月28日付薬生審査発 0328 第19号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知）、「リポソーム製剤の開発に関するガイドライン質疑応答集（Q&A）」（平成28年3月28日付厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課事務連絡）及び「核酸（siRNA）搭載ナノ製剤に関するリフレクションペーパー」（平成28年3月28日付厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課事務連絡）の発出に協力した。 ・ 上記の他、各専門分野あるいは各部等に対応し、PMDAが作成に協力したものとして、平成27年度は4つの通知等が発出された。 ・ 遺伝子組換え生物の使用に関し、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に定める第一種使用等の承認と第二種使用等の確認に関する事前審査に関し、平成27年度は、第一種使用等事前審査件数は2件、審査期間（中央値）は0.9月、	
--	--	--	---	--	---	--

		いて達成することを目標とする。	）を達成する。		第二種使用等事前審査件数は 21 件、審査期間（中央値）は 1.0 月であり、いずれも目標期間を達成した。 （注：「第一種使用等」とは、環境中への拡散を防止しない場合をいい、「第二種使用等」とは、それを防止する場合をいう。）		
		・薬事戦略相談について、開発工程（ロードマップ）への助言や検証的試験プロトコルへの助言を行う相談、また、製薬企業向けに開発戦略相談を実施することにより、拡充を図る。	・日本発シーズの実用化を促進するため、製薬企業等を対象とした開発工程（ロードマップ）への助言や検証的試験プロトコルへの助言を行う相談を平成 26 年 11 月より試行的に開始しており、これら拡充された薬事戦略相談を適切に実施する。		・日本発の革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の創出に向け、有望なシーズを持つ大学・研究機関、ベンチャー企業を主な対象として、開発初期から必要な試験・治験に関する指導・助言を行う薬事戦略相談事業を平成 23 年 7 月から実施しており、平成 27 年度は、個別面談 221 件、事前面談 412 件、対面助言 114 件を実施した。 ・平成 27 年度は、福島県、富山県、愛知県、広島県、福岡県、大分県等 で計 63 件(内数)の出張個別面談を実施した。 ・また、平成 25 年 10 月に設置された PMDA		

				関西支部においても、個別面談、事前面談を実施している。 ・日本発のシーズの実用化を促進するため、平成 26 年 11 月から、製薬企業等も対象とした開発工程（ロードマップ）への助言や医師主導による検証的試験プロトコルへの助言を行う相談を試行的に実施している。 ・そのほか、平成 28 年 1 月 19 日付薬生審査発 0119 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知「医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検の実施について」に基づく製造実態と承認書との相違の確認のための自主点検に付随して、相違解消に係る手続き通知（平成 28 年 2 月 12 日付薬生審査発 0212 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知「医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検後の手続きについて」）及び関連する質疑問答集（Q&A）2 本の発出に協力した。		
カ ジェネリック医薬品（後発医薬品）等	【ジェネリック医薬品（後発医薬品）等】	【ジェネリック医薬品（後発医薬品）等】	＜評価の視点＞ ・後発医薬品等につい	・平成 26 年にジェネリック医薬品等審査部を		

	に関して、新医薬品に準じて、審査の迅速化に関する措置を講ずること。	ジェネリック医薬品等の普及を図るため、以下の措置を実施する。 ア 的確かつ迅速な審査の実施 ①ジェネリック医薬品等専門の部の新設 ・ジェネリック医薬品等チームについて適切な増員・配置を実施し、専門の部を設置することにより、審査体制を強化し、審査の迅速化を図る。 ②審査の効率化・透明性の確保 ・学会や医療関係者等との連携を強化し、最新の医療動向や医療ニーズを踏まえた相談、審査を実施するとともに、医薬品の適正使用に向けた協力を進める。 ・厚生労働省が策定する日本薬局方などの医薬品等の品質に関する基準作成を推進することにより、的確かつ迅速な審査を実施する。	ア 的確かつ迅速な審査の実施 ①ジェネリック医薬品等専門の部の新設 ・適切な増員・配置を実施し、審査体制を強化し審査の迅速化を図る。 ②審査の効率化・透明性の確保 ・学会等への積極的参加や医療関係者との連携等を通じ、医療関係者のニーズを踏まえた相談や審査を実施する。 ・平成 27 年度中に告示予定の第十七改正日本薬局方の策定に向けて、関係部署との連携により、日本薬局方収載原案の作成業務の推進を図る。 ・特にアジア地域で製造される医薬品についての品質、有効性及び安全性を高める	て、的確かつ迅速な審査を実施するために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	設立した後、引き続き業務の効率化等による審査の迅速化に努めた。 ・医療関係者のニーズを把握するため、国内外の学会等への参加を通じて、積極的に医療関係者と意見交換を行うとともに、それを踏まえた相談及び審査を実施している。 ・【新医薬品】の項に記載 ・【新医薬品】の項に記載		
--	--	--	--	--	--	--	--

		・CTD/eCTD による承認申請を推奨し、審査の効率化を図る。 ・新規ジェネリック医薬品を対象とした審査報告書を作成公表することにより、審査の透明性の確保を図る。 ・生物学的同等性評価の複雑化、開発製剤の多様化に対応できるよう、生物学的同	ため、研修によりマスターファイル（原薬等登録原簿）の国内管理人等への周知活動を行うとともに、承認審査前の不備を是正する方策を実施する。 ・CTD/eCTDでの承認申請による審査の効率化を図るため、平成27年度新規申請分についてCTD試行版による受け入れを進める。 ・新規ジェネリック医薬品を対象として作成された審査報告書試行版について関係方面の意見をもとに内容の検討をさらに進め、平成 27 年度新規承認品目においても試行版による審査報告書作成を行う。 ・生物学的同等性評価の複雑化、開発製剤の多様化に対応できるよう、生物学的同		・CTD/eCTD による承認申請を推奨し、審査の効率化を図るよう検討するため、平成 27 年 2 月の新規申請分から対応可能な企業から CTD 試行版の提出を受けた。なお、平成 28 年 3 月 11 日付厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知が発出され、平成 29 年 3 月より CTD による申請を原則義務化とすることとなった。 ・新規ジェネリック医薬品を対象として作成された審査報告書の試行版について関係方面の意見をもとに内容の検討をさらに進め、平成 27 年度新規承認品目においても試行版による審査報告書の作成を行った。 ・既存の生物学的同等性試験ガイドラインでは評価できない製剤について試験実施ガイド		
--	--	--	---	--	---	--	--

		等性試験ガイドンスを作成する。 ・リスク管理計画の着実な実施に向け、関係部門と連携し適切に対応する。	等性試験ガイドンスの検討を進める。 ・ジェネリック医薬品のリスク管理計画の着実な実施に向け、関係部門と連携し適切に対応する。	＜その他の指標＞ - ジェネリック医薬品の製造販売業者の医薬品リスク管理計画への適用に基づく相談・指導の実施 ＜評価の視点＞ - ジェネリック医薬品にて対応が必要な追加の活動の抽出、ジェネリック医薬品等審査部との連携	ンスを作成する検討を行い、水性点眼液及び粉末吸入剤の生物学的同等性試験実施に関する基本的考え方を作成し、平成 28 年 3 月 11 日付厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知により発出された。 - ジェネリック医薬品について、製造販売業者が実施すべき「医薬品安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」について、審査部門と安全部門が連携して対応した。 - 平成 27 年度にはメトホルミン塩酸塩の後発医薬品 10 品目について、新たに RMP を公開した。		
		イ 審査期間短縮に向けた目標設定 平成 16 年 4 月 1 日以降に申請され、各年度に承認された医薬品に係る審査期間の目標は次のとおりとし、その目標達成することができるよう、行政側が努力するとともに、申請者に協力を求めること	イ 審査期間短縮に向けた目標設定 平成16年 4 月 1 日以降に申請されたジェネリック医薬品等に係る審査期間の目標として、平成30年度までの目標として区分ごとに行政側期間又は総審査期間を定め、その目標を達成するための平成27年	＜評価の視点＞ 中期計画で設定した後発医療用医薬品等の審査期間の目標が達成されているか。	平成 27 年度の承認品目における目標審査期間（中央値）について、ジェネリック医薬品の新規申請の行政側期間（平成 30 年度までに中央値で目標 10 ヶ月）は 8.2 月、ジェネリック医薬品等の一部変更申請のうち、通常品目の総審査期間（目標 14 ヶ月）は 13.0 月であ		

		により取り組む。このために必要な審査体制の強化を図る。	度の審査期間の目安として、50%タイル値でジェネリック医薬品の新規申請の行政側期間については10ヶ月、ジェネリック医薬品等の一部変更申請（通常品目）の総審査期間については14ヶ月とする。また、ジェネリック医薬品等の一部変更申請（試験法変更など）の総審査期間については平成30年度までに6ヶ月、さらにジェネリック医薬品等の一部変更申請（迅速審査など）の総審査期間については平成30年度までに3ヶ月を達成できるよう取り組む。		り、目標を達成した。また、平成 30 年度までの目標を掲げる、試験法変更などの一変申請品目の総審査期間（目標 6 ヶ月）は 6.9 月、迅速審査の一変申請品目の総審査期間（目標 3 ヶ月）は 4.8 月であり、審査員増加等により平成 30 年度までの目標達成を目指す。 ＜平成26年度業務実績の評価結果の反映状況＞ 平成26年度業務実績評価にて厚生労働大臣より「今回目標を達成できなかったジェネリック医薬品等（通常一変）の総審査期間も含め、平成27年度以降も新医薬品等の総審査期間やタイル値の引き上げがあり、より厳しい目標となることから、今後とも、審査業務の更なる迅速化を期待する。」という指摘を受けたところ、ジェネリック医薬品等の一部変更申請のうち通常品目（平成26年度の目標総審査期間15ヶ月）については、行政側期間（中央値）が7.7 ヶ月であるところ申請者側期間（中央値）が7.9	
--	--	-----------------------------	--	--	--	--

	<table><tr><td>平成 28 年度</td><td>13 ヶ月</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>12 ヶ月</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>10 ヶ月</td></tr></table> ③ジェネリック医薬品等の一部変更申請（②以外の品目）の審査期間 平成 30 年度までに中央値（中央値）で以下の目標を達成する。 <table><tr><td>品目</td><td>総 審 査 期間</td></tr><tr><td>一 変 申 請（ 試 験 法 変更など）品目</td><td>6 ヶ月</td></tr><tr><td>一 変 申 請（ 迅 速 審 査）品目</td><td>3 ヶ月</td></tr></table>	平成 28 年度	13 ヶ月	平成 29 年度	12 ヶ月	平成 30 年度	10 ヶ月	品目	総 審 査 期間	一 変 申 請（ 試 験 法 変更など）品目	6 ヶ月	一 変 申 請（ 迅 速 審 査）品目	3 ヶ月					
平成 28 年度	13 ヶ月																	
平成 29 年度	12 ヶ月																	
平成 30 年度	10 ヶ月																	
品目	総 審 査 期間																	
一 変 申 請（ 試 験 法 変更など）品目	6 ヶ月																	
一 変 申 請（ 迅 速 審 査）品目	3 ヶ月																	
	ウ 治験相談等の円滑な実施 - 品質相談、生物学的同等性相談（対面助言）に関し、申し込み全件について実施する。 - 相談者のニーズに適合するよう、新たな相談区分の必要性について検討し、相談制度の充実を図る。	ウ 治験相談等の円滑な実施 - 平成27年度においても対面助言（品質相談、生物学的同等性相談）申し込み全件について相談が実施できるようその運用方法の改善を検討する。 - 相談者のニーズに適合するよう、新たな相談区分の必要性について検討し、制度の充実を図る。	<table><tr><td>平成 28 年度</td><td>13 ヶ月</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>12 ヶ月</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>10 ヶ月</td></tr></table> ③ジェネリック医薬品等の一部変更申請（②以外の品目）の審査期間 平成 30 年度までに中央値（中央値）で以下の目標を達成する。 <table><tr><td>品目</td><td>総 審 査 期間</td></tr><tr><td>一 変 申 請（ 試 験 法 変更など）品目</td><td>6 ヶ月</td></tr><tr><td>一 変 申 請（ 迅 速 審 査）品目</td><td>3 ヶ月</td></tr></table>	平成 28 年度	13 ヶ月	平成 29 年度	12 ヶ月	平成 30 年度	10 ヶ月	品目	総 審 査 期間	一 変 申 請（ 試 験 法 変更など）品目	6 ヶ月	一 変 申 請（ 迅 速 審 査）品目	3 ヶ月	＜評価の視点＞ 後発医薬品に係る申請前相談制度の創設が進められているか。	ジェネリック医薬品に関する申請前相談については、平成 24 年 1 月から後発医薬品品質相談及び後発医薬品生物学的同等性相談を試行的に開始し、平成 27 年度は 48 件実施した。なお、平成 27 年 1 月より、申込み全件の相談に対応している。	
平成 28 年度	13 ヶ月																	
平成 29 年度	12 ヶ月																	
平成 30 年度	10 ヶ月																	
品目	総 審 査 期間																	
一 変 申 請（ 試 験 法 変更など）品目	6 ヶ月																	
一 変 申 請（ 迅 速 審 査）品目	3 ヶ月																	

	キ 要指導・一般用医薬品、医薬部外品に関しても、同様に審査の迅速化に関する措置を講ずること。	【要指導・一般用医薬品、医薬部外品】 国民におけるセルフメディケーションの推進を図るため、以下の措置を実施する。 ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・要指導・一般用医薬品、医薬部外品の的確かつ迅速な審査を実施するため、安全性の評価を含め、以下のような審査体制の強化を図る。 ①要指導・一般用医薬品の体制強化等 ・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 103 号）による要指導医薬品制度の新設などに対応するため、毒性、臨床（生物統計を含む。）に関する担当審査員を配置するほか、安全対策及び信頼性保証業務の経験を有する人材を確保し、審査体制の充実強化を図	【要指導・一般用医薬品、医薬部外品】 国民におけるセルフメディケーションの推進を図るため、以下の措置を実施する。 ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・要指導・一般用医薬品、医薬部外品の的確かつ迅速な審査を実施するため、安全性の評価を含め、審査体制の強化を図る。 ①要指導・一般用医薬品の体制強化等 ・要指導医薬品制度の新設や、ネット販売にかかる安全性の確保などに対応するため、毒性、臨床（生物統計を含む。）に関する担当審査員の配置・併任を検討するほか、安全対策及び信頼性保証業務の経験を有する人材を確保し、審査体制の充実強化を図る。	＜評価の視点＞ ・一般用医薬品について、的確かつ迅速な審査を実施するために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・そのほか、医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検の実施については、【新医薬品】の項に記載。 ・平成 26 年度に配置した安全対策業務経験者及び信頼性保証業務経験者を中心に、要指導医薬品制度の新設等に伴う製造販売後調査の充実及び一般薬等審査部で行う書面適合性調査に対応した。 毒性及び臨床分野の審査に関して、必要に応じ、他部のそれらを専門とする職員から意見を聞くなど、連携を深めつつ業務を行った。		
--	---	---	--	--	---	--	--

		る。 ・学会や医療関係者等との連携を強化し、最新の医療動向や医療ニーズを踏まえた相談、審査を実施するとともに、要指導・一般用医薬品の適正使用に向けた協力を進める。 ・日本薬局方などの医薬品の品質に関する基準作成や添加物規格の公定規格化を推進することにより的確かつ迅速な審査を実施する。 ・漢方製剤及び生薬製剤に関する審査体制の効率化・充実を図る。 ②医薬部外品の体制強化等 ・審査員の増員を図り、新規性の高い品目の審査の迅速化を図る。	・学会等への積極的参加や医療関係者等との連携等を通じ、医療ニーズを踏まえた相談や審査を実施する。 ・平成27年度中に告示予定の第十七改正日本薬局方の策定に向けて、関係部署との連携により、日本薬局方収載原案の作成業務の推進を図る。 ・漢方製剤及び生薬製剤に関する審査の効率化を検討しつつ、審査体制の充実強化を図る。 ②医薬部外品の体制強化等 ・審査員の増員を図り、新規性の高い品目の審査の迅速化を図る。		・審査担当者が国内外の学会等へ積極的に参加し、医療関係者等と意見交換を行うとともに、それを踏まえた審査及び相談を実施した。 ・【新医薬品】の項に記載。 ・日本薬局方生薬委員会に審査担当者が参加し、また、国立医薬品食品衛生研究所生薬部が関与する厚生労働科学研究班にも協力研究員として参加するなど、漢方・生薬製剤の専門家等との意見交換等を通じ、審査担当者の資質向上に努めた。 ・審査担当者の増員を図るとともに、審査の迅速化を目的に「医薬部外品等の製造販売承認申請時における記載整備チェックリスト」を作成し、平成 28 年度以降の申請品目においてその提出を試行とし	
--	--	---	---	--	---	--

		- 厚生労働省が策定する医薬部外品原料規格などの医薬部外品に関する基準作成や添加物の品質規格の整備等を通じ、審査の効率化を進める。 - 研修等を通じた審査員の質の向上を図る。 - 学会や医療関係者等との連携を強化し、最新の医療動向や医療ニーズを踏まえた相談、審査を実施するとともに、医薬部外品の適正使用に向けた協力を進める。 イ 審査期間短縮に向けた目標設定 - 平成 16 年 4 月 1 日以降に申請され、各年度に承認された要指導・一般用医薬品及び医薬部外品に係る審査期間の目標は次のとおりとし、その目標を達成できるよう取り組む。	- 厚生労働省が作成する医薬部外品原料規格の作成業務の推進に協力する。また、医薬部外品添加物規格集の拡充を図る。 - 外部専門家から最新の知見を習得する機会を積極的に設けるとともに、また国内外の研修や学会等に参加することにより、審査員の質の向上を図る。 - 学会等への積極的参加を通じ、医薬部外品の最新の動向や関係者のニーズを踏まえた相談や審査を実施する。 イ 審査期間短縮に向けた目標設定 - 平成 16 年 4 月 1 日以降に申請された要指導・一般用医薬品及び医薬部外品に係る行政側期間の目標として、それぞれ 50%（中央値）で、一般用医薬品については平成 30 年度までに 7 ヶ月を達成するようにさらに審査期間の短	＜評価の視点＞ 審査期間短縮に向け、中期計画で設定した一般用医薬品の審査期間の目標が達成されているか。	て行うこととした。 - 厚生労働省の医薬部外品原料規格や殺虫剤指針の改正作業に関して、「医薬部外品原料規格検討委員会」及び「殺虫剤指針等の改訂に関する検討委員会」の開催に協力した。 - 国内外の研修や学会等へ積極的に参加し、専門家等と意見交換を行うなど審査担当者の質の向上を図りつつ、それを踏まえた審査及び相談を実施した。 - 平成 27 年度の承認品目における行政側期間（中央値）は、要指導・一般用医薬品（目標 7 ヶ月）については 5.5 月、医薬部外品（目標 5.5 ヶ月）については 4.7 月であり、いずれも目標を達成している。	
--	--	--	---	--	--	--

		縮を図り、医薬部外品については 5.5 ヶ月を堅持するよう取り組む。 ・上記の目標を達成するため、引き続き、次の取り組みを行う。																			
	①要指導・一般用医薬品の審査期間 平成 30 年度までに中央値（中央値）で以下の目標を達成する。 <table><tr><td>品目</td><td>行政側期間</td></tr><tr><td>要指導・一般用医薬品</td><td>7 ヶ月</td></tr></table> ②医薬部外品の審査期間 平成 30 年度までに中央値（中央値）で継続して以下の目標を達成する。 <table><tr><td>品目</td><td>行政側期間</td></tr><tr><td>医薬部外品</td><td>5.5 ヶ月</td></tr></table>	品目	行政側期間	要指導・一般用医薬品	7 ヶ月	品目	行政側期間	医薬部外品	5.5 ヶ月	①要指導・一般用医薬品、医薬部外品とも、審査・調査実施要領、業務手順書の見直し等を適宜行い、行政側期間の目標達成にかかる自己点検の実施、行政側期間の目標達成状況の審査担当者への周知等により、業務を適切に管理する。 ②特に新規性の高い品目については、初回照会、専門協議、部会の目標期間等を定め、審査の迅速化を図る。また、回答の遅い品目に関しては	＜主な定量的指標＞ ①要指導・一般用医薬品の審査期間 平成 30 年度までに中央値（中央値）で以下の目標を達成する。 <table><tr><td>品目</td><td>行政側期間</td></tr><tr><td>要指導・一般用医薬品</td><td>7 ヶ月</td></tr></table> ②医薬部外品の審査期間 平成 30 年度までに中央値（中央値）で継続して以下の目標を達成する。 <table><tr><td>品目</td><td>行政側期間</td></tr><tr><td>医薬部外品</td><td>5.5 ヶ月</td></tr></table>	品目	行政側期間	要指導・一般用医薬品	7 ヶ月	品目	行政側期間	医薬部外品	5.5 ヶ月	・要指導・一般用医薬品及び医薬部外品の審査業務については、業務を的確・迅速に遂行するため、審査やこれに伴う手続き等を内容とする「一般用医薬品承認審査実施要領」、「殺虫剤・殺そ剤承認審査実施要領」及び「医薬部外品承認審査実施要領」や各業務に係る「標準業務手順書」等に基づき業務を遂行した。 ・要指導・一般用医薬品のうち新規性の高い品目について、毎月開催される審査セグメント内会議等において、初回照会や専門協議、部会の目標期間を	
品目	行政側期間																				
要指導・一般用医薬品	7 ヶ月																				
品目	行政側期間																				
医薬部外品	5.5 ヶ月																				
品目	行政側期間																				
要指導・一般用医薬品	7 ヶ月																				
品目	行政側期間																				
医薬部外品	5.5 ヶ月																				

			、申請者に適宜その進捗を確認する。		明確にし、審査の迅速化を図った。また、照会後の回答が遅い品目に関して、申請者に進捗を確認するとともに、できるだけ早めに回答するよう促した。なお、OTCとして新剤形である4品目（同成分）を部会に諮問し承認を得、上記の品目を含めて5品目を専門協議に諮った。 ・医薬部外品についても、要指導・一般用医薬品と同様に、部会等の目標期間を明確にし、審査の迅速化を図った。なお、新規有効成分1品目及び化粧品基準のポジティブリストへの新規収載要請1成分を部会に諮問し承認を得、上記の品目を含めて4品目を専門協議に諮った。 ・また、定期的に審査事務処理期間目標の達成状況を集計し、審査担当者に周知したほか、審査等業務進行管理委員会を開催し、業務の進捗状況等を検証した。（平成27年度は年4回開催）		
--	--	--	--------------------------	--	--	--	--

		ウ 相談事業の円滑な実施 ・要指導・一般用医薬品について、新一般用医薬品開発妥当性相談、スイッチ OTC 等申請前相談及び治験実施計画書要点確認相談を実施する。	ウ 相談事業の円滑な実施 ・要指導・一般用医薬品については、試行的に実施しているスイッチ OTC 等申請前相談及び治験実施計画書要点確認相談を完全実施する。	＜評価の視点＞ ・一般用医薬品に係る相談制度の見直し及び更なる充実が進められているか。	・一般用医薬品に関する申請前相談については、業界団体の意見等に基づき、平成 22 年度から一般用医薬品開発開始・申請前相談を開始している。このうち、新一般用医薬品開発妥当性相談は平成 23 年度から実施、スイッチ OTC 等申請前相談及び治験実施計画書要点確認相談は平成 27 年 5 月から完全実施となった。今後は、厚生労働省で行われることになっているスイッチ候補成分の検討評価会議に伴い、業界と意見交換をしつつ、それらの相談制度を設置するよう検討していく。 (平成 27 年度実施件数) ・一般用医薬品開発開始・申請前相談：15 件 ・スイッチ OTC 等申請前相談：0 件 ・治験実施計画書要点確認相談：2 件 ・新一般用医薬品開発妥当性相談：13 件		
		・医薬部外品について、申請前相談制度を整備し、実施する。	・医薬部外品については、新たな申請前相談制度の試行に向け、その具体的内容の検討を進める。		・医薬部外品に関する申請前相談については、新たな相談制度の実施のため、さらに日本化粧品工業連合会等関係者と意見交換を実施した。今後、具体的な制		

					度設計を進め、早期の試行実施を目指す。 ・そのほか、医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検の実施については、【新医薬品】の項に記載。 ・医薬品等の承認申請に当たって、治験等の承認申請に係る試験等の適正な実施の促進及び申請資料の信頼性の確保を図るため、次の取り組みを実施した。 ・リスクを考慮した調査手法について、実地調査施設選定の方法の実施可能性について検討した。また、FDA、EMA とお互いの信頼性調査方法について意見交換を行った。 ・「GCP 管理シート」（仮称）を用いたパイロット調査を実施しているところであり、平成 27	
	コ 信頼性適合性調査に関し、適切かつ効率的に調査を実施すること。	【信頼性適合性調査と治験等の推進】 医薬品及び医療機器等の承認申請に当たっては、治験等のデータの信頼性が確保されていることが大前提であることに留意しつつ、治験等の承認申請に係る試験等の適正な実施の促進及び申請資料の信頼性の確保を図るために、体制を強化しながら、以下の取り組みを実施する。	【信頼性適合性調査と治験等の推進】			
		ア 新医薬品等の信頼性適合性調査の円滑 ・効率的な実施 ・承認時期に影響を及ぼさないタイムリーな調査を実施するための体制を強化する。また、新しい効率的かつ効果的な調査手法を導入する。	ア 新医薬品等の信頼性適合性調査の円滑 ・効率的な実施 ・新医薬品の調査については、審査の迅速化に対応して必要な体制強化を引き続き図るとともに、リスクを考慮した調査手法（調査対象施設等の選定手法を含む。）についても引き続き検討する。	<評価の視点> ・治験を実施する上で共通する、企業、医療機関、治験審査委員会等のシステムを調査する GCP システム調査制度の導入に向けた検討、検証を実施しているか。		

		・世界同時申請品目等については海外規制当局と連携した調査の実施を検討するなど、海外規制当局との連携強化と体制整備を図る。 ・データ収集段階からCDISC標準が導入された治験に対する調査方針を明確にする。	・日欧米同時申請品目の調査については、承認申請前に面会を実施することなどにより、品目に関する情報を早期に入手できる体制づくりを検討する。 ・CDISC 標準が導入された治験に対する調査手法を引き続き検討する。特に、データ取得段階（症例報告書）から総括報告書作成までの調査手法とともに、電子データを活用した効率的な調査手法の検討を行う。		年度は、17 社 49 品目について調査を実施した。なお、5 月には業界とパイロット調査の実施状況及び Q&A について意見交換会を実施し、10 月の GCP/GPSP 研修会で Q&A について情報提供を行った。12 月にもパイロット調査の今後の方向性について業界と意見交換を行い、企業側の作業負担を軽減できるよう、見本及び Q&A の整備に努めた。 ・承認審査予定事前面談に同席することで、承認申請予定品目の海外における申請情報を早期入手するとともに、担当審査部と審査・調査予定に関する情報交換・情報共有を実施した。 ・CDISC 標準が導入された治験に対する調査手法について、2 品目についてパイロット検討を実施した。並行して、適切性と効率化の両面から現行の調査プロセスの根本的な見直しも実施した。それらの結果より、事前提出資料の軽減や調査前の補助的利用が可能となる結果を得ることがで	
--	--	---	---	--	--	--

			・CDISC 標準が導入された承認申請の信頼性調査を実施できる人材確保・研修等の体制整備を行う。		きた。 ・CDISC 標準検討チームにて、定期的に検討を実施した。また、業界とも意見交換するとともに、必要に応じ研修会にも参加し、人材確保・体制の整備を行った。 ・信頼性保証部の職員が、インドで開催された GLP 査察官のためのトレーニングコース（OECD 主催）に参加し、国際標準の GLP 調査について習得した。また、GLP チーム内では OECD が発行している GLP に関するガイダンス文書の定期的な勉強会を開始している。 ・平成 26 年度に改正した「医薬品、医療機器及び再生医療等製品の施設に係る GLP 適合性調査実施要領」の理解を促進するため、Q&A を作成し PMDA ホームページに掲載した。また、本年度の GLP 研修会でも当該 Q&A の解説やその他の運用に関する説明を行うとともに、業界との意見交換会も実施し	
--	--	--	--	--	---	--

エ GLP適合性調査の円滑・効率的な実施
・国際的に通用するGLP調査員を養成する。

エ GLP 適合性調査の円滑・効率的な実施
・OECDの枠組み等の下で行われる様々な活動に積極的に参加することにより国際的に通用するGLP調査員の養成を進める。

・平成26年度に改正した関連通知に基づいた調査の円滑な運用に努める。

		・国際的整合性を踏まえたGLP制度の円滑な運用について検討し、より適切かつ効率的なGLP適合性調査を実施する。 オ 再審査適合性調査（使用成績評価適合性調査を含む。）の円滑・効率的な実施 ・より適切かつ効果的なGPSP実地調査、書面調査を実施する。 ・より質の高い製造販売後調査等の実施を可能とするため、再審査等期間中にGPSP等への適合性に対する指導・助言を行う相談枠の設置を検討する。 ・再審査適合性調査等が円滑かつ迅速に実施できるよう、効果的な調査手法について検討し、周知する。	・より国際的な整合性を図りつつ、適切かつ効率的なGLP調査を実施するため、OECD等のGLPに関する国際活動に積極的に参加する。 オ 再審査適合性調査（使用成績評価適合性調査を含む。）の円滑・効率的な実施 ・医薬品については、引き続き再審査申請後速やかに再審査適合性調査に着手するとともに、調査の効率化を進める。 ・医薬品及び医療機器について、それぞれの業界団体の意見を聴取し、更なる相談枠の設定について検討する。 ・医薬品については、引き続き、業界団体との定期的な打ち合わせを実施し、効率的な調査方法の検討を進める。	＜評価の視点＞ 再審査適合性調査について、円滑かつ効率的に実施されているか。	た。 ・OECDのGLPワーキンググループへの参加（副議長）、OECD-GLP事務局への研修員派遣（1名）等を行っており、これらを通じて、GLPに関する国際活動において、PMDAの知見・ノウハウの導入を図った。 ・医薬品の調査の効率化に関し、同じ申請者が同時期に複数品目を申請した場合は同時に調査を実施するなど、調査手法や調査員数・調査日数の見直し等を行い調査の効率化を図り、申請数の多い平成27年度にも適切に対応した。また、安全性情報管理シートを利用した調査の試行を行い、調査の効率化について業界と意見交換を実施した。 ・医薬品について業界との意見交換に関し、薬剤疫学・電子診療情報データベース活用関連ワーキングにおいて、今後、電子診療情報を用いた結果を再審査申請資料として利用する場合の信頼性調査の方法について、業界と検	
--	--	---	--	--	---	--

		カ 適正な治験等の推進 ・中期目標期間を通じ、国内における治験等の質を確保するため、医療機関、治験依頼者等における信頼性適合性調査、研修会等を通して、適正な治験等の実施がさらに推進されるよう啓発を行う。	カ 適正な治験等の推進 ・引き続き、既存の研修会（GCP研修会、GLP/GPSP研修会等）に加えて、GCP/GLP/GPSP 等に関する啓発を行う機会を増やす。	＜評価の視点＞ 国内における治験の質を確保するため、医療機関等における実地調査等を踏まえ、適正な治験の普及についての啓発を実施しているか。	討を行った。また、医薬品再審査適合性調査相談に関する業界との意見交換会を実施した。さらに、適合性調査において見られた問題点等の共有にあっては、平成 27 年 10 月の GCP/GPSP 研修会で情報提供を行った。 ・GCP/GPSP 研修会を東京と大阪で開催し、適合性書面調査・GCP 実地調査及び再審査適合性調査において指摘が多い事例を紹介すること等により、適正な治験の推進に関する啓発を深めた。研修会資料を PMDA ホームページに掲載し、広く周知を図った。また、医療従事者が参加する学会等において PMDA 職員が適合性調査に関する講演を行い、関係者との意見交換に努めた。 ・GCP/GLP/GPSP 等に関する講演依頼があった際には、可能な限り、これに協力し、適合性調査に関する啓発を行った。 ・GCP/GPSP 研修会の参加者数 東京 1,140 人	
--	--	---	--	---	---	--

				大阪 352 人 合計 1,492 人 ・ 基準適合性調査等の年 度別実施件数 <table><tr><td>適合性書面調 査</td><td>2,332</td></tr><tr><td>新医薬品</td><td>389</td></tr><tr><td>後 発 医 療 用 医薬品</td><td>1,045</td></tr><tr><td>医療機器</td><td>894</td></tr><tr><td>再生医療等 製品</td><td>4</td></tr><tr><td>GCP 実 地 調 査</td><td>201</td></tr><tr><td>新医薬品</td><td>191</td></tr><tr><td>後 発 医 療 用 医薬品</td><td>7</td></tr><tr><td>医療機器</td><td>1</td></tr><tr><td>再生医療等 製品</td><td>2</td></tr><tr><td>再審査資料適 合性書面調 査</td><td>136</td></tr><tr><td>新医薬品</td><td>120</td></tr><tr><td>新医療機器</td><td>16</td></tr><tr><td>再 審 査 GPSP 実地調査</td><td>120</td></tr><tr><td>新医薬品</td><td>120</td></tr><tr><td>新医療機器</td><td>0</td></tr><tr><td>再評価資料適 合性書面調 査</td><td>19</td></tr><tr><td>再 評 価 GPSP 実地調査</td><td>19</td></tr><tr><td>GLP調査</td><td>36</td></tr><tr><td>医薬品</td><td>22</td></tr><tr><td>医療機器</td><td>9</td></tr><tr><td>再生医療等 製品</td><td>5</td></tr></table>	適合性書面調 査	2,332	新医薬品	389	後 発 医 療 用 医薬品	1,045	医療機器	894	再生医療等 製品	4	GCP 実 地 調 査	201	新医薬品	191	後 発 医 療 用 医薬品	7	医療機器	1	再生医療等 製品	2	再審査資料適 合性書面調 査	136	新医薬品	120	新医療機器	16	再 審 査 GPSP 実地調査	120	新医薬品	120	新医療機器	0	再評価資料適 合性書面調 査	19	再 評 価 GPSP 実地調査	19	GLP調査	36	医薬品	22	医療機器	9	再生医療等 製品	5		
適合性書面調 査	2,332																																																	
新医薬品	389																																																	
後 発 医 療 用 医薬品	1,045																																																	
医療機器	894																																																	
再生医療等 製品	4																																																	
GCP 実 地 調 査	201																																																	
新医薬品	191																																																	
後 発 医 療 用 医薬品	7																																																	
医療機器	1																																																	
再生医療等 製品	2																																																	
再審査資料適 合性書面調 査	136																																																	
新医薬品	120																																																	
新医療機器	16																																																	
再 審 査 GPSP 実地調査	120																																																	
新医薬品	120																																																	
新医療機器	0																																																	
再評価資料適 合性書面調 査	19																																																	
再 評 価 GPSP 実地調査	19																																																	
GLP調査	36																																																	
医薬品	22																																																	
医療機器	9																																																	
再生医療等 製品	5																																																	

	サ GMP/QMS/GTP 調査等に関し、適切かつ効率的に調査を実施すること。	・GCP等の個別事例に対する相談が可能となるような相談枠の設置を検討する。 【GMP/QMS/GTP調査等の推進】 医薬品・医療機器、再生医療等製品に関して、製造業者等に製造工程や品質管理体	・平成 26 年 11 月に導入した相談枠について適切に対応する。 ・医薬品再審査・再評価適合性調査に関する個別事例に対する相談枠の設定の検討を進める。 【GMP/QMS/GCTP調査等の推進】	＜評価の視点＞ GMP/QMS/GCTP 調査の円滑な実施に当たり中期計画に掲げられている各種取組が着実に行われているか。	注：数値は調査が終了した品目数である。 ・平成 26 年度に導入した信頼性保証に関する相談について、医薬品に関しては合計 25 件、医療機器に関して合計 19 件、再生医療等製品に関しては合計 3 件の相談を実施した。 ・医薬品再審査適合性調査相談に関する個別事例に対する相談枠の設置の検討については、業界と意見交換を実施し、平成 28 年度に新設する準備を整えた。 ・GMP/QMS/GCTP 調査の円滑な実施に当たって次の取組を実施した。 ・ある医薬品製造販売業		
--	--	--	--	---	--	--	--

		制を適正に維持管理させるため、体制を強化しながら、質の高い調査ができるよう、下記のとおり取り組みを実施する。			者が製造販売する血液製剤が長年にわたり承認書と異なる方法で製造されていたこと、虚偽の製造記録を別途作成し、組織的隠蔽等を図っていたこと等が、内部通報を契機として、厚労省の指示により実施した立入検査で判明した（平成 27 年 5 月）。そのため、GMP 調査について、不正防止対策の一つとして、厚労省の通知（平成 28 年 1 月 15 日付け薬生監麻発 0115 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）に基づき無通告査察を開始した。		
	ア GMP調査の円滑な実施 ・審査の迅速化やバイオ品目の増加に伴い、承認時期に影響を及ぼさないタイムリーな調査が可能となるような体制の強化と申請時期の明確化等を含め、GMP調査の効率的な在り方について検討・実施する。	ア 医薬品 GMP 調査の円滑な実施 ・医薬品の製造販売承認に係る GMP 調査について、総審査側期間に影響を及ぼさないように処理するため、審査部門との連携を図るとともに、業務管理をし、迅速かつ効率的な調査を行う。	・GMP 調査の効率的な在り方についての検討・実施 ・適切に承認前 GMP 調査をするために、審査部門との情報交換。 ・書面調査について、調査内容の平準化を図り、効率的かつ迅速に調査が実施できる仕組みを構築。	・日薬連 GMPGQP 研究会（東京、大阪、富山）等の外部講演をとおして、周知した。また GMP 調査申請時に実生産バリデーションの実施時期を記載する様式などに改め、事務連絡により周知した。 ・審査部門との審査状況の情報交換は、定期的に各部毎に打ち合わせを継続している。 ・職員と事務補助員の役割分担を見直し、実地調査で不在の多い職員			

		・PIC/S加盟等により、他国の査察結果を実地調査あるいは書面調査の判断を行うリスク評価に用い、調査の効率化を図る。	・PIC/SSubcommittee等に参加し、日本の立場を堅持しつつ、国際標準のGMP調査手法の確立に寄与する。また、P I C／Sを通じた加盟他国からの査察結果の情報入手により、調査の省力化に努める。加えて、加盟他国からの要請に応じて、調査結果の提供を行う。 ・PIC/S を通じた海外の GMP 関連の情報入手により国内 GMP の国際整合・調和を推進する。	・調査人員の確保と、アジア地域への実地調査を考慮したリスク評価の見直し。	の書面調査の停滞が無いように改善。また調査申請増分の増員を行い改善を図った。 ・平成 27 年度に実施した GMP 調査は 1,647 件で、うち 165 件は実地調査を行った。 ・PIC/S 加盟国からの調査結果報告書が入手可能となり、実地→書面調査への効率的な運用を継続的に実施した。		
		・原薬供給元等の国際化に伴い、海外規制当局と連携し調査情報の交換をしつつ、海外、特にアジア地域にある製造所への実地調査を強化するための体制整備を図	・調査体制の強化を図るとともに、リスクの高い製造所を効率的に抽出する評価手法の改善に努め、資源の有効活用をしつつ、監視強化に努める。	・アジア等の海外製造所に対する実地調査の積極的な実施	・リスク評価に基づき、リスクの高い製造所を選定、実地調査を継続的に行っている。本年度は、これまでとは異なり、原薬ではインド、無菌製剤では韓国の調査を多く実施した。特		

		る。 ・ 審査の担当者をGMP 調査チームに同行させるとともに、GMP 調査の担当者と審査チームとの連携を推進し、調査の質を高める。 ・ GMP調査員に対するトレーニングを充実させるとともに、海外で開催されるトレーニング、会議等に積極的に参加させるなど、GMPの国際整合を踏まえた人材の育成・確保を図る。	・ QbD（Quality by Design）や、今後、ICH にてガイドライン化を進めようとしている新しい製造手法により開発された製品の調査等に際し、審査担当者の調査への同行、審査チームとの情報及び意見交換に努め、調査の質の向上を目指す。 ・ GMP 調査員について、リスクベースの調査の力量を修得するトレーニングプログラムを策定する。また、国際会議や、PIC/S のエキスパートサークルへの積極的な参加、厚労科研などへの研究参加等により、GMP 調査員の育成を図る。		に、インドへの調査は、これまで毎年数件であったが、本年度は、通常年の実地調査数の26%に達した。 ・ 4 半期ごとに専門教育を計画し継続的に実施した。実際の調査から事例を求めたブレーストーミング方式により、全員参加型の教育訓練を実施。より具体的な調査時の課題提供、その課題解決のための論点の明確化作業などを行うことにより、より調査に直結した訓練を実施した。 ・ PIC/S の4 項目のガイドライン作成チームに、当部の計7名の職員がメンバーとなり、厚労科研も併せて立ち上げ、国内調整も図りながら参加した。個々に科学的な知識の習得・スキルの向上に繋がった。 ・ 海外のPDA研修（10月末時点で3名）、エキスパートサークル（10月末時点で4名）やセミナー（10月末時点2名）に参加し、海外当局の情報や査察スキルの向上を図った。	
--	--	---	--	--	---	--

		エ 関西支部を活用し、GMP調査等を実施することにより調査の効率化を図る。	エ 関西支部の調査等業務に関するスキルの向上及び人的資源の効率的な活用を推進するため、関西支部調査員の教育に関する体制整備を行う。		- 品質管理部との連携に関する手順等、関西支部の業務に関する 12 の手順書について制改訂を行った。 - 関西支部と品質管理部内の会議室に web 会議システムを導入し連携強化を図っている。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	業務の迅速な処理及び体制整備（医療機器、再生医療等製品）		
業務に関連する政策・施策	政策目標：医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：国民保健の向上に資することを目的に、厚生労働省との連携を図りつつ、医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するとともに、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する安全対策に関する業務を迅速かつ公正に実施する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 5 号等
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」『日本再興戦略』の改訂について（中短期工程表）」において、「2020 年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」」（※）が達成すべき成果目標として設定されているため。 ※審査ラグ「0」は、総審査期間を米国と比較して0にすること。 難易度：「高」医療機器の目標は総審査期間として設定している。この期間の中には PMDA が審査を行う期間のみならず、申請者側が作業を行う期間も含まれており、PMDA 単独でコントロールすることができない。 このような位置づけの総審査期間について、新医療機器（通常品目）について達成する品目の割合を 50％から 80％に引き上げるなど、各区分の達成する品目の割合を引き上げた目標を達成するためには、審査を効率的に行うのみならず、開発段階から治験相談等を実施し、申請品目の理解や問題点の把握に努めることや、レギュラトリーサイエンスを推進し、有効性・安全性評価に関する知見を深め開発を支援するガイドラインを策定・公表するなど、審査部門の多面的な活動が必要であり、難易度が高いと考えられる。なお、米国 FDA においては審査側期間のみを目標としているのに対して、我が国ではより高い目標を掲げているところである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間平均値等	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		指標	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
新医療機器（優先品目）の目標総審査期間の達成率（計画値）	最終年度に 10 ヶ月を 80％達成	中央値で 10 ヶ月（平成 25 年度）	10 ヶ月を 60％達成	10 ヶ月を 60％達成	10 ヶ月を 70％達成	10 ヶ月を 70％達成	10 ヶ月を 80％達成		予算額（千円）	13,292,536	14,707,871			
新医療機器（優先品目）	－	中央値で 9.0 月（平成 25	100％	100％					決算額（千円）	13,179,219	12,306,578			

の目標総審査期間の達成率（実績値）		年度）														
新医療機器（通常品目）の目標総審査期間の達成率（計画値）	最終年度に 14 ヶ月を 80%達成	中央値で 14 ヶ月（平成 25 年度）	14 ヶ月を 60%達成	14 ヶ月を 60 % 達成	14 ヶ月を 70%達成	14 ヶ月を 70%達成	14 ヶ月を 80%達成			経常費用（千円）	11,471,999	12,756,993				
新医療機器（通常品目）の目標総審査期間の達成率（実績値）	－	中央値で 6.3 月（平成 25 年度）	98.4%	87.5%						経常利益（千円）	▲584,870	▲947,654				
改良医療機器（臨床あり品目）の目標総審査期間の達成率（計画値）	最終年度に 10 ヶ月を 60%達成	中央値で 10 ヶ月（平成 25 年度）	10 ヶ月を 52%達成	10 ヶ月を 54 % 達成	10 ヶ月を 56%達成	10 ヶ月を 58%達成	10 ヶ月を 60%達成			行政サービス実施コスト（千円）	1,271,281	1,737,591				
改良医療機器（臨床あり品目）の目標総審査期間の達成率（実績値）	－	中央値で 11.6 月（平成 25 年度）	57.1%	47.2%						従事人員数（人）	488	525				
改良医療機器（臨床なし品目）の目標総審査期間の達成率（計画値）	最終年度に 6 ヶ月を 60%達成	中央値で 6 ヶ月（平成 25 年度）	6 ヶ月を 52%達成	6 ヶ月を 54%達成	6 ヶ月を 56%達成	6 ヶ月を 58%達成	6 ヶ月を 60%達成									
改良医療機器（臨床なし品目）の目標総審査期間の達成率（実績値）	－	中央値で 7.5 月（平成 25 年度）	52.6%	54.1%												

後発医療機器の目標総審査期間の達成率(計画値)	最終年度に4ヶ月60%達成	中央値で4ヶ月（平成25年度）	4ヶ月を52%達成	4ヶ月を54%達成	4ヶ月を56%達成	4ヶ月を58%達成	4ヶ月を60%達成									
後発医療機器の目標総審査期間の達成率(実績値)	－	中央値で3.9ヶ月（平成25年度）	54.6%	50.5%												
カルタヘナ法に関する事前審査(第1種使用)の行政側期間(計画値)	中央値で6ヶ月	中央値で6ヶ月（平成25年度）	中央値で6ヶ月	中央値で6ヶ月												
カルタヘナ法に関する事前審査(第1種使用)の行政側期間(実績値)	－	該当なし(平成25年度)	中央値で0.8ヶ月	中央値で0.9ヶ月												
カルタヘナ法に関する事前審査(第2種使用)の行政側期間(計画値)	中央値で2ヶ月	中央値で3ヶ月	中央値で2ヶ月	中央値で2ヶ月												
カルタヘナ法に関する事前審査(第2種使用)の行政側期間(実績値)	－	中央値で0.9ヶ月（平成25年度）	中央値で1.3ヶ月	中央値で1.0ヶ月												
再生医療等製品の行政側審査期間(計画値)	9ヶ月	－	9ヶ月	9ヶ月												

	再生医療等 製品の行政 側審査期間 (実績値)	—	—	— (承認 された 品目は なかつ た)	3.3 月、 2.2 月											
--	----------------------------------	---	---	----------------------------------	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注) 予算額等は業務毎の整理としていないため、業務部門毎の金額等を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	【医療機器】 ク 医療機器に関しても、新医薬品と同様に審査ラグ「0」実現を目指した目標設定を行い、審査の迅速化に関する各種施策を講ずること。また、そのための審査体制を確立すること。 なお、改良医療機器及び後発医療機器に係る審査については、申請年度の古い案件の処理を早期に終わるよう計画的かつ集中的に取り組むとともに、申請者側期間（審査期間のうち、行政側からの照会に対し申請者が回答に要する期間）の短縮につな	【医療機器】 ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・革新的医療機器の審査迅速化を図るため、新医療機器に係る審査体制を計画的に強化する。	【医療機器】 ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・「「日本再興戦略」改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）、「健康・医療戦略」（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）等を踏まえ、ロボット技術等を活用した革新的医療機器の早期実用化を推進するため、医療機器各部の体制整備を行うとともに新医療機器等に関する審査チームについて、適切な増員・配置を実施し、中期目標に対応した審査の迅速化を図る。	＜評価の視点＞ 医療機器について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	＜主要な業務実績＞ ・「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」（平成 20 年 12 月）の後継である「医療機器審査迅速化のための協働計画」（平成 26 年 3 月）等に基づき、また、「日本再興戦略」や「健康・医療戦略」等を踏まえ、新医療機器の承認審査の迅速化等を目指して、各種施策の実施あるいは検討を行った。 ・新医療機器等の承認審査品目の偏りにより迅速な処理が困難と見込まれる分野について、適切に審査要員の増員・配置を実施し、新目標に対応するため審査体制の強化を図っている。 ・新医療機器及び改良医療機器の審査は、担当部長及び担当審査役の下、原則として、工学、薬学、理学、医学、歯学、獣医学及び統計学などの専門課程を修了した審査員で構成される審査チームにより実施した。 また、審査チームの構成員は、チーム主任、	＜評定と根拠＞ 評定：A 厚生労働省が定めた「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」の後継である「医療機器審査迅速化のための協働計画」（平成 26 年 3 月）等に基づき、引き続き、審査員の増員、新規採用者の研修等に全力を挙げるとともに、審査の進捗状況管理の強化や審査品目の多寡に応じて、弾力的に審査員を配置するなど、承認審査等の処理能力を高めるための各種取組みを精力的に進めてきた。 平成 25 年度までの第 2 期中期計画においては、新医療機器については総審査期間（中央値）を短縮すること目標とし、優先品目は平成 21 年度 13.9 月から平成 25 年度 9.0 月に、通常品目は平成 21 年度 11.0 月から平成 25 年度 6.3 月に、総審査期間を大幅に短縮し目標をクリアすることができた。 そこで、平成 26 年度からの第 3 期中期計画においては、審査ラグ	評定

	がる取組を行うこと。				生物学的評価担当、物理的、化学的特性・電気的安全性等評価担当及び臨床評価担当を基本とした。 ・新・改良医療機器の審査は、分野別にチームを構成し、審査を実施した。平成 27 年 10 月 1 日から、さらなる業務の効率化及び迅速化を図り、円滑かつ柔軟な対応が可能な審査・相談体制を構築することを目的として、新・改良・後発の 3 トラック制を維持しつつ、領域ごとの体制に再編した。再編後の各部の連携・調和を推進するために、課題に応じた横断的チームも設置された。 ・新・改良医療機器の治験相談は、審査役並びに審査チームの中から選任した主担当及び副担当の 3 名が作成する相談者への指導・助言案を基に審査チーム内で検討した上で、相談者と対面で実施した。 ・後発医療機器の審査については、平成 27 年 10 月に実施した組織再編により 3 トラック制を維持しながら各審査部でチーム審査する体	「0」の実現を目指し、承認時期の予見性を高めることを目的として、目標総審査期間を維持したまま、これらの目標達成率を従来の 50%（中央値）から、平成 30 年度までに段階的に 80%タイル値に引き上げることとした。 その結果、平成 27 年度の新医療機器（優先品目）については、総審査期間 10 ヶ月の目標達成率 60%に対する実績は 100%であり、166.7%の成果をあげた。 新医療機器（通常品目）については、総審査期間 14 ヶ月の目標達成率 60%に対する実績は 87.5%であり、145.8%の成果をあげた。 改良医療機器（臨床あり）については、総審査期間 10 ヶ月の目標達成率 54%に対する実績は 47.2%と若干下回り、87.4%の成果であった。 改良医療機器（臨床なし）については、総審査期間 6 ヶ月の目標達成率 54%に対する実績は 54.1%であり、100.2%の成果をあげた。 後発医療機器につい	
--	-------------------	--	--	--	---	---	--

		・絶えず改良・改善が行われる等の医療機器の特性を踏まえて合理的な審査に努めることにより、審査の迅速化を図る。	・絶えず改良・改善が行われる等の医療機器の特性を踏まえて合理的な審査に努めるとともに、審査の透明化及び効率化を促進するため、適宜、「新医療機器等の承認申請資料に関する留意事項について」、「改良医療機器の承認申請資料に関する留意事項について」及び「後発医療機器の承認申請資料に関する留意事項について」の改訂を図るとともに	制となったことに伴い、横断的な後発チームを設置し情報共有を図ることで、審査水準の部間のバラツキが起らないよう審査を実施した。 ・審査等の高度化及び迅速化を図るための取り組みの1つとして、平成23年度より3トラック審査制（新医療機器、改良医療機器及び後発医療機器の各トラック）を完全実施しており、平成27年度においては、前年度における実施経験を基に、当該制度の更なる定着を推進した。 ・審査の基本的考え方については、審査基準の明確化を図る観点から、平成20年度に作成し、その後の制度改正に伴い改定等してきた「新医療機器等の承認申請資料に関する留意事項について」、「改良医療機器の承認申請資料に関する留意事項について」及び「後発医療機器の承認申請資料に関する留意事項について」をPMDAホームページに掲載するとともに担当職員に周知し、審査等において活用している。	ては、総審査期間4ヶ月の目標達成率54%に対する実績は50.5%と若干下回り、93.5%の成果であった。 カルタヘナ法に関する事前審査について、第1種使用等の確認を2件実施し、目標行政側期間6ヶ月（中央値）に対する実績は0.9ヶ月であり、666.7%の成果をあげた。 第2種使用等の確認については21件実施し、目標行政側期間2ヶ月（中央値）に対する実績は1.0ヶ月であり、200.0%の成果をあげた。 再生医療等製品については、平成27年度の承認品目の標準的な審査期間（行政側期間）の目標を9ヶ月に設定し、これに対応した審査の進行管理を実施することとしていたところ、承認された2品目の行政側審査期間はそれぞれ3.3ヶ月、2.2ヶ月であった。目標審査期間と比較するとそれぞれ272.7%、409.1%の成果をあげた。 新医療機器等の基準適合性調査については、各品目の承認審査
--	--	---	--	--	---

			関係者への周知徹底を図る。		- 審査の透明化及び効率化を促進するため、平成 21 年度に公表した「医療機器製造販売承認申請書添付資料概要作成の指針（新医療機器、改良区分）」の改訂版である「医療機器製造販売承認申請書添付資料概要作成の指針（新医療機器）」をホームページに掲載し、講習会で紹介するなど内容の周知徹底を図った。また、改良医療機器については「改良医療機器の製造販売承認申請書添付資料作成に際し留意すべき事項について」を、後発医療機器については「後発医療機器の製造販売承認申請書添付資料作成に際し留意すべき事項について」、「後発医療機器（承認基準なし・臨床なし）申請区分における医療機器製造販売承認申請書添付資料作成の指針」及び「後発医療機器の承認申請書類の確認について」を、それぞれホームページに掲載し、講習会で紹介するなど周知徹底に努めた。 - 医療関係者のニーズを把握するため、国内外の学会、タウンホール	に係る審査期間内に処理することに努め、その結果、新医療機器等の厳しい総審査期間及び達成率の目標達成に貢献した。 日米欧同時申請の増加及び申請資料中の国際共同治験実施数の増加により、海外施設への基準適合性調査が増加しているところ、海外規制当局との間で調査結果の活用に向けた検討を進めることで海外調査の弾力的実施を図ってまいりたい。 QMS 調査については、改正による更新調査の集中激増にもかかわらず、承認時の QMS 適合性調査申請を優先することにより、円滑な処理に努め、その結果、審査期間及び達成率の目標達成に貢献した。 法改正に伴う QMS 新制度の効率的な運用のため、省令、通知類の発出を厚労省と実施するとともに講習会、HP 等で新制度の PR を実施する等、円滑な施行に貢献した。 医療機器の国際的な単一査察プログラムである MDSAP Pilot に我
	・学会や医療関係者等との連携を強化し、最新の医療動向や医	・医療関係者のニーズを把握するため、学会や医療関係者等				

		療ニーズを踏まえた相談、審査を実施するとともに、医療機器の適正使用に向けた協力を進める。 ・厚生労働省が開催する「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」における未承認医療機器等の開発要請について積極的に支援・協力する。 ・医療機器の新たな使用成績評価制度の円滑な運用・実施に努める。	との対話を実施し、それを踏まえた相談や審査を実施する。 ・厚生労働省が開催する「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」の評価結果等を踏まえた未承認医療機器等の申請に対して適切に対応する。 ・平成26年11月に施行された医療機器の使用成績評価制度について、円滑な運用・実施に努める。また、本制度を円滑に進めるため、制度改正前に再審査の対象品目として指		ミーティング、依頼講演等への参加を通じて、積極的に医療関係者と意見交換を行い、それを踏まえた相談及び審査を実施している。 ・欧米では使用が認められているが、国内では承認されていない医療機器について、医療機器製販企業の開発促進に資するため、平成18年10月、「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会（座長：北村惣一郎（独立行政法人国立循環器病研究センター名誉総長））」が厚生労働省に設置された。以後、同検討会は活発に検討活動を行っている。PMDAも同検討会の運営に協力するとともに、同検討会の検討結果を踏まえ治験相談や承認申請に対応し、平成27年度には医療機器4品目を承認した。 ・薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）（以下、「薬事法一部改正法」という。）の施行に伴い、平成26年11月25日から導入された医療機器の新たな使用成績評価制度について、平成26	が国も正式参加したため、MDSAPの調査機関に対する調査を開始した。 以上のとおり、重要かつ高難度である新医療機器の審査期間の目標達成率について、優先品目は166.7%、通常品目は145.8%と120%を大幅に上回り、平成26年度に引き続き目標を大幅に達成したことにより、安定的に承認時期の予見性を高めることに大きく寄与した。 さらに、平成26年11月から新たに導入された再生医療等製品の承認制度についても、平成27年度に承認された2品目について、いずれも目標審査期間を大幅に達成し、新しい制度を円滑かつ適切に運用した。（目標は行政側9ヶ月、実績はそれぞれ3.3ヶ月、2.2ヶ月） その他の平成27年度の数値目標についても、改良医療機器（臨床なし）については達成したが、改良医療機器（臨床あり）及び後発医療機器については、目標を若干下回った。この原因としては、PMDA側の進捗管理上の要因のみならず、申	
--	--	---	--	--	---	---	--

			定された品目は、既に申請されたもの及び今後申請されるものの双方とも、調査部門等と連携を強化して的確かつ迅速な審査を実施し、計画的に処理する。		年度第6回医療機器・体外診断薬部会（厚生労働省）において審議、承認された「承認時の使用成績評価の対象に係る基本的な考え方について」に基づき、円滑な運用・実施を図った。 なお、この考え方に基づき、平成27年度中に承認された新医療機器は、57品目（うち、18品目を使用成績調査の対象品目として選定）であった。 ・新たな制度を円滑に進めるため、制度改正前に再審査の対象品目として指定された品目について、調査部門（信頼性保証部）等と連携を強化して処理を進めた。その結果、平成27年度における再審査対象品目の処理数は14品目であった。 ・厚生労働省が発出した「新医療機器に係る承認審査の標準的プロセスにおけるタイムライン」（平成25年11月20日薬食機発1120第1号厚生労働省医薬品食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知）、「改良医療機器（臨床あり）に係る承認審査の標準的プロセスに	請者側の要因として、照会に対する回答の遅延、添付資料の不足、QMS 調査への対応の遅れ等があげられる。これらについては、審査の進捗管理をよりきめ細やかに行うこと、申請前相談の活用により、企業に対し、手厚く指導・助言を行うこと等により、来年度の目標達成を図っていく。 今回、項目別調書No.1-6において指標として掲げられている項目のうち、①新医療機器（優先品目）の総審査期間、②新医療機器（通常品目）の総審査期間、カルタヘナ法に基づく③第1種使用等の確認及び④第2種使用等の確認、⑤再生医療等製品の審査期間の5項目がA評価、⑥改良医療機器（臨床なし）の総審査期間の1項目がB評価、⑦改良医療機器（臨床あり）及び⑧後発医療機器の総審査期間の2項目がC評価であり、評価項目の過半がA評価である。 また、希少疾病用医療機器や医療上特に必要性が高いと認められる医療機器である優先品目の審査期間については、60%マイル値で
--	--	--	---	--	--	---

					おけるタイムライン」 （平成 26 年 3 月 28 日薬食機発 0328 第 4 号厚生労働省医薬品食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知）及び「改良医療機器（臨床なし）及び後発医療機器に係る承認審査の標準的プロセスにおけるタイムライン」(平成 26 年 5 月 19 日薬食機発 0519 第 1 号厚生労働省医薬品食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知)に基づき、タイムライン管理を徹底し、審査の迅速化に尽力した。 ・申請者による審査進捗状況等の把握については、「新医療機器及び改良医療機器の承認審査の進捗状況にかかる情報共有について」(平成 26 年 5 月 30 日薬機発第 0530001 号)に基づき、承認審査の各段階における情報を申請者に連絡することとし、申請者の求めに応じて、審査の進捗状況と見通しについての確認のための部長による面談を実施している。 ・「医療機器の特定の変更に係る手続きの迅速化について」（平成 20 年 11 月 10 日付薬食機発	7.9 ヶ月であったが、平成 30 年度の目標である 80%タイル値で 10 ヶ月と照らし合わせても 8.2 ヶ月と既に目標が達成されている。また、新医療機器の通常品目でも平成 30 年度の目標である 80%タイル値で 14 ヶ月と照らし合わせても 11.9 ヶ月と既に目標が達成されているなど、既に難易度が高いとされている項目を前倒しで達成している。 このことにより、今までの治療法とは異なる新たな治療法を提供するために必要な新医療機器に係る審査について高いパフォーマンスが発揮されたこと、すなわち、国民の新たな医療へのアクセスに貢献したこともあわせて評価して、項目全体の評定を A に引き上げたものである。 ＜課題と対応＞ 医療機器審査のうち、改良医療機器（臨床あり品目）について、目標未達となった要因としては、申請年度が古く審査が長期化している品目の処理が進んだことや、申請者側の要因として、承認申請から QMS 調査申請ま
--	--	--	--	--	--	---

				第 1110001 号厚生労働省医薬品食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知)に則り、平成 27 年度に承認した 31 品目中 28 品目について、審査側の持ち時間(信頼性調査期間を除く。)は 2 ヶ月以内であった。 ・審査期間に係る中期計画の目標の達成に向けて、審査等業務を迅速かつ的確に行うため、理事長始め幹部が承認審査業務等の進捗状況を確実に把握し、必要に応じてその進行の改善を図ることを目的とした「審査等業務進行管理委員会」を 3 ヶ月に 1 度開催し、業務の進捗状況等を検証するとともに、特に新医療機器等については関係情報を総合的にとらえ、業務遂行に係る課題解決のための方針について検討を進めた。 ・審査の進捗状況管理等のため、審査センター長を筆頭とする「進捗確認に係る審査セグメント内会議」を平成 27 年度も引き続き開催し、QMS 調査等も含めた新医療機器に係る審査状況全体の現況と課題に対する情報共有、	でに 150 日を超えた品目(4 品目)があったことが挙げられる。 また、後発医療機器が目標未達となった主な要因としては、承認件数は昨年度と同等の 868 件であるにもかかわらず、申請件数が大幅に減少(約 150 件)したことから、必然的に審査に長期を要した品目の処理が多くなった結果、全体に占める審査長期化品目の割合が高くなり、目標不達となったものと考えられる。 この審査長期化品目においては、PMDA 側の要因として審査順番待ちとなる品目の増加や、タイムラインが適切に管理出来なかったこと、申請者側の要因として、照会に対する回答の遅延や、平成 26 年 11 月の薬事法一部改正法の施行直前に集中した申請品目において添付資料が充足していないことが目標不達の一因になったと考えられる。 また、QMS 調査に関して、PMDA 側の要因として、QMS 更新申請の集中と申請数の激増に伴い実地書面判定業務や実地調査の調整の遅れがみられたこと、	
--	--	--	--	---	---	--

		イ 審査基準の明確化等 ・臨床評価に関する考え方をとりまとめ公表する。 ・厚生労働省が実施する医療機器承認基準、医療機器認証基準、医療機器審査ガイドライン等の策定に協力し、ホームページ等での公表を推進することにより、審査の迅速化を進める。	イ 審査基準等の明確化 ・臨床評価に関する考え方を検討し、検討結果を講習会等で周知する。 ・厚生労働省が行う医療機器承認基準、医療機器認証基準、医療機器審査ガイドライン等の策定及び改正に協力するとともに、作成された基準等、現在活用されている基準等のホームページによる公表を推進する。		対応策と今後の方針等の検討等を行った。(平成 27 年度 12 回実施) なお、「進捗確認に係る審査セグメント内会議」においては、引き続き、審査担当部長からの報告を踏まえた、審査センター長及び審議役からの必要な指導と、審査に長期間を要したような問題品目の問題点・改善方策の検討結果の審査セグメント内への周知等も行われている。 ・厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に協力するため、平成 27 年度においては、医療機器の承認基準に係る委員会を 5 回開催した。 また、平成 27 年度に厚生労働省に報告した承認基準等の件数（制定及び改正）は以下のとおりであった。承認基準は改正基準が 3 件、認証基準は、指定管理医療機器の改正基準が 99 件、及び法改正により新たに対象となった指定高度管理医療機器の制定基準が 7 件（いずれも、リスク分類クラスⅢの医療機器）であった。 PMDA からの報告を基に厚生労働省が平	申請者側の要因として、承認申請後の QMS 調査申請に 30 日以上費やした品目（9 品目）、QMS 調査関連の資料の提出遅れや実地調査の指摘に対する回答の遅れなど QMS 調査への対応に時間を要した品目（27 品目）があったことが総審査期間に影響したものと考えられる。 後発医療機器の目標達成に向けて、まずは、PMDA 側及び申請者側双方が目標不達の要因分析を行い、その結果を共有することにより協働して審査期間の短縮を目指す必要がある。また、審査側においては個別品目毎の進捗管理をよりきめ細かに行うとともに、申請者側には、承認申請前の相談を積極的に活用するよう指導し、申請資料の編纂及び評価の充足性等について助言・指導を手厚く行うこと等により、申請者側期間を更に改善させていくことが必要である。この点は、業界との定期的な意見交換の場等を通じて、申請者に協力要請を行う等の取組や、講習会等の場においても具体的な事例を示して行くことで
--	--	--	--	--	--	--

				成 27 年度に制定した 認証基準の件数は、指 定高度管理医療機器 の基準が 7 件（いずれ も、リスク分類クラス Ⅲの医療機器）であっ た。なお、認証基準の 制定に伴い 1 件の承 認基準が廃止された。 ・医療機器の基準等に関 する情報については、 認証基準及び承認基準 並びにそれらの構成要 素である JIS、 ISO/IEC、行政通知及 び一般的名称等を相互 に関連付けた最新情報 を、基準等情報提供ホ ームページにより情報 発信を行っている。今 年度、医薬品医療機器 法に対応するためのシ ステム改修、及び医療 機器の国際標準化戦略 推進事業の一環とし て、海外に向けた情報 発信の基盤整備を図る とともに英文版ホーム ページのコンテンツ （900 件超の認証基準 に係る使用目的又は効 果、告示引用 JIS と ISO/IEC 等の国際規格 との関連性、基本要件 適合性チェックリスト など）の大幅な拡充を 行った。当該情報等 については、月 2 回以上 の定期更新を行っている。	改善を図る。なお、QMS 調査申請関連の遅れに ついては、平成 27 年 7 月 10 日付け薬食機参発 0710 第 1 号・薬食監麻 発 0710 第 18 号通知に て承認申請後速やかな QMS 調査申請を行う よう徹底を図ったこと と、法改正に伴う更新 申請の集中時期は終わ ったことから、来年度 以降、QMS 調査申請に 関連して同様の事態は 生じないものと思量さ れる。 また、申請件数の増 加に限られたリソース で対応するところ、基 準適合性調査の効率化 を更に進めてまいりた い。	
--	--	--	--	---	--	--

		・後発医療機器における実質的同等性の考え方の明確化を図るとともに、その考え方を共有し定着させる。	・後発医療機器における実質的同等性の考え方の明確化の検討を引き続き進める。		応した。 ・対面助言における製造販売業者等からの臨床試験の要不要に係る質問に対しては、厚生労働省より発出された通知等をもとに、個別品目毎に適切に対応した。 ・一品目の範囲の明確化等を図るため、「医療機器の製造販売認証申請書の作成に際し留意すべき事項について」（平成 26 年 11 月 20 日付薬食機参発 1120 第 4 号厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）通知）、「歯科用インプラントの承認申請に関する取り扱いについて」（平成 24 年 7 月 13 日付薬食機発 0713 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知）に基づき、簡易相談等を実施した。 ・「医療機器の製造販売承認申請書添付資料の作成に際し留意すべき事項について」（平成 27 年 1 月 20 日付薬食機参発 0120 第 9 号厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）		
--	--	---	--	--	--	--	--

		ウ 高度管理医療機器の第三者認証制度への円滑な移行 - 高度管理医療機器（クラスⅢ医療機器）のうち基準が策定できたものについて、順次、第三者認証制度への移行を進める。 エ 医療機器に係る審査ラグ「0」実現を目指すための目標設定 - 平成16年4月1日以降に申請され、各年度に承認された医療機器の、申請から承認までの標準的な総審査期間について、以下のとおり、段階的にタイル値を引き上げ、平成30年度までに目標を達成する	ウ 高度管理医療機器の第三者認証制度への円滑な移行 - 高度管理医療機器の第三者認証制度への移行を進めるため、指定高度管理医療機器の認証基準策定等の整備計画に沿って協力する。 エ 医療機器に係る審査ラグ「0」実現を目指すための目標設定 - 平成 16 年 4 月 1 日以降に申請され、平成 27 年度に承認された医療機器の申請から承認までの標準的な総審査期間の目標は次のとおりとし、その目標を達成することができるよう、行政側	＜評価の視点＞ 中期計画で設定された新医療機器等の審査期間の目標が達成されているか。	通知）に基づき、平成 27 年度申請の後発医療機器においても同等性審査方式を引き続き実施した。 - 医療機器審査迅速化のための協働計画に基づき、後発医療機器における実質的同等性の考え方の明確化を図るため、関係業界団体との会合を 5 回実施し、課題の抽出や論点の整理に努めた。 「イ 審査基準等の明確化」に記載 - 平成 16 年 4 月 1 日以降に申請され、各年度に承認された医療機器の総審査期間について、段階的にタイル値を引き上げ、平成 30 年度までに達成することを目指し、行政側が改善努力を図るとともに、申請者側に協力を求めることにより取り組んだ。 - 審査中品目については、		
--	--	--	---	--	---	--	--

		ことを目指す。その達成に向けて、申請年度の古い案件の処理を早期に終えるよう計画的かつ集中的に取り組みつつ、行政側が改善努力を図るとともに、申請者側に協力を求めることにより取り組む。	が改善努力を図るとともに、申請者側に協力を求めることにより取り組む。		すべての申請区分（新・改良・後発医療機器）で進捗管理を強化した。また、申請年度が古く、審査が長期化している品目については、早期に処理を終えるべく、個別品目ごとに審査長期化要因を分析し、課題が解決できるように PMDA と申請者が話し合ったほか、申請者への照会に対する回答が遅延している申請については頻繁に督促を行うなど、精力的に審査長期化品目の削減に努めた。さらに、新たに申請された品目については、より迅速な審査の実施が可能となるように進捗管理の徹底に努めた。 ・現在開発中の医療機器及び今後開発を予定している医療機器については、審査ラグ及び開発ラグの解消を図る観点から、医療機器関係業界団体、医療機器開発企業、アカデミア等に対して、申請前から積極的に治験相談等を活用するなどの対応をとるよう、学会開催時、関係業界との定期的な意見交換時等を通じて、協力を呼びかけた。さらに、承認申請時によくある医療機器	
--	--	--	------------------------------------	--	--	--

					評価上の問題点等については、講習会等において具体的事例を示し、改善を呼びかけた。 ・後発医療機器の審査については、平成 27 年 10 月に実施した組織再編により各審査部でチーム審査を実施する体制となったことに伴い、横断的な後発チームを設置し情報共有を図り、審査水準の部間のバラツキをなくすための運用を引き続き行っている。 ・医療機器の審査業務については、各審査チーム間の整合性を図るとともに、審査業務を迅速かつ的確に遂行するために、新医療機器、改良医療機器、後発医療機器の区分ごとに、審査やこれに伴う手続き等を内容とする各業務に係る標準業務手順書等を整備し担当職員に周知した。また、毎月の審査事務処理期間目標の達成状況を集計し、審査担当者に周知した。 ・開発ラグをなくすとともに、総審査期間の短縮のため、国際共同治験の円滑な実施のための環境整備を進めるこ		
--	--	--	--	--	---	--	--

					とも重要であり、これを目的として、日米両国において実施している HBD (Harmonization by Doing) 活動に参加し、国際共同治験の実施、今後医療機器の開発が見込まれる領域における日米の共通のプロトコル作成、市販後調査データの共通化に向けた議論を行った。平成 27 年度は HBD Think Tank East (平成 27 年 9 月京都で開催) に参加するとともに、POC (Proof of Concept) project を通じて国際共同開発を推進している。また、平成 26 年度に引き続き、審査、相談業務において米国食品医薬品局 (FDA) と情報交換を行うことにより、審査の迅速化に努めた。 さらに、HBD 活動の一環として CVIT (Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics, 平成 27 年 8 月福岡で開催)、HBD 特別セッション (平成 27 年 12 月横浜鎌倉ライブにて開催)、CRT (Cardiovascular Research Technologies, 平成 28		
--	--	--	--	--	--	--	--

					年 2 月 Washington, D.C.で開催) 等の学術集会において開催されたサイエンティフィックセッションに参加し、新医療機器開発における問題点、市販後レジストリの活用方法等を産官学で議論した。また市販後レジストリ活用の POC として計画されている RAPID(Registry Assessment of Peripheral Interventional Devices)meeting(平成 27 年 6 月 Washington, D.C.で開催)にも HBD 活動の一環として参加し、日米共同でレジストリを活用する考え方について議論した。		
		①新医療機器（優先品目）の審査期間 以下の計画に基づき、平成30年度までに80%タイル値で10ヶ月を達成する。 平成26年度 60%タイル値で10ヶ月 平成27年度 60%タイル値で10ヶ月 平成28年度 70%タイル値で10ヶ月 平成29年度 70%タイル値で10ヶ月 平成30年度 80%タ	①新医療機器（優先品目）の審査期間 平成27年度 60%タイル値で10ヶ月	<主な定量的指標> ①新医療機器（優先品目）の審査期間 以下の計画に基づき、平成30年度までに80%タイル値で10ヶ月を達成する。 平成26年度 60%タイル値で10ヶ月 平成27年度 60%タイル値で10ヶ月 平成28年度 70%タイル値で10ヶ月 平成29年度 70%タイル値で10ヶ月	・これらの方策の実施により、総審査期間の目標達成に向けて取組んだ結果、平成 27 年度における医療機器の承認審査の状況は、以下のとおりであった。 ・平成 27 年度における優先品目の承認状況についてみると、総審査期間（60%タイル値）は 7.9 月、総審査期間（10 ヶ月）の達成率は 100.0% であり、目標を大幅に上		

		イル値で10ヶ月		平成30年度 80% タイル値で10ヶ月	回る成果を達成した。 - 希少疾病用医療機器や医療上特に必要性が高いと認められる医療機器（適用疾病が重篤であり、既存の医療機器又は治療方法と比較して、有効性又は安全性が医療上明らかに優れていると認められる医療機器）は、優先品目として、優先的に承認審査を実施し、平成 27 年度においては 8 品目（全て新医療機器）を承認した。 - なお、医療上特に必要性が高いと認められる医療機器について 3 件が優先審査に指定された。		
		②新医療機器（通常品目）の審査期間 以下の計画に基づき、平成30年度までに80%タイル値で14ヶ月を達成する。 平成26年度 60%タイル値で14ヶ月 平成27年度 60%タイル値で14ヶ月 平成28年度 70%タイル値で14ヶ月 平成29年度 70%タイル値で14ヶ月 平成30年度 80%タイル値で14ヶ月	②新医療機器（通常品目）の審査期間 平成27年度 60%タイル値で14ヶ月	②新医療機器（通常品目）の審査期間 以下の計画に基づき、平成30年度までに80%タイル値で14ヶ月を達成する。 平成26年度 60%タイル値で14ヶ月 平成27年度 60%タイル値で14ヶ月 平成28年度 70%タイル値で14ヶ月 平成29年度 70%タイル値で14ヶ月 平成30年度 80%タイル値で14ヶ月	平成 27 年度における新医療機器（通常品目）の承認状況についてみると、総審査期間（60%タイル値）は 10.1 月、総審査期間（14 ヶ月）の達成率は 87. 5%であり、目標を大幅に上回る成果を達成した。承認件数は 48 件であった。なお、平成 27 年度末における審査中件数は 23 件であった。		
		③改良医療機器（臨床	③改良医療機器（臨床	③改良医療機器（臨床	平成 27 年度に承認され		

		あり品目）の審査期間 以下の計画に基づき、平成30年度までに60%タイル値で10ヶ月を達成する。 平成26年度 52%タイル値で10ヶ月 平成27年度 54%タイル値で10ヶ月 平成28年度 56%タイル値で10ヶ月 平成29年度 58%タイル値で10ヶ月 平成30年度 60%タイル値で10ヶ月	あり品目）の審査期間 平成27年度 54%タイル値で10ヶ月	あり品目）の審査期間 以下の計画に基づき、平成30年度までに60%タイル値で10ヶ月を達成する。 平成26年度 52%タイル値で10ヶ月 平成27年度 54%タイル値で10ヶ月 平成28年度 56%タイル値で10ヶ月 平成29年度 58%タイル値で10ヶ月 平成30年度 60%タイル値で10ヶ月	た改良医療機器（臨床あり品目）の承認状況についてみると、総審査期間（54%タイル値）は11.0月、総審査期間（10ヶ月）の達成率は47.2%となり目標を下回る結果であった。承認件数は53件で、昨年度と比較すると増加しているものの、概ね例年並みの水準であった。 ・改良医療機器（臨床あり品目）について目標未達となった要因としては、申請年度が古く審査が長期化している品目の処理が進んだことや、申請者側の要因として、承認申請からQMS 調査申請までに150日を超えた品目（4品目）があったことが挙げられる。		
		④改良医療機器（臨床なし品目）の審査期間 以下の計画に基づき、平成30年度までに60%タイル値で6ヶ月を達成する。 平成26年度 52%タイル値で6ヶ月 平成27年度 54%タイル値で6ヶ月	④改良医療機器（臨床なし品目）の審査期間 平成27年度 54%タイル値で6ヶ月	④改良医療機器（臨床なし品目）の審査期間 以下の計画に基づき、平成30年度までに60%タイル値で6ヶ月を達成する。 平成26年度 52%タイル値で6ヶ月 平成27年度 54%タイル値で6ヶ月	・平成27年度に承認された改良医療機器（臨床なし品目）の承認状況についてみると、総審査期間（54%タイル値）は6.0月、総審査期間（6ヶ月）の達成率は54.1%となり、目標を達成した。承認件数は233件となり、昨年度と比較して増加してい		

		平成28年度 56%タイル値で6ヶ月 平成29年度 58%タイル値で6ヶ月 平成30年度 60%タイル値で6ヶ月 ⑤後発医療機器の審査期間 以下の計画に基づき、平成30年度までに60%タイル値で4ヶ月を達成する。 平成26年度 52%タイル値で4ヶ月 平成27年度 54%タイル値で4ヶ月 平成28年度 56%タイル値で4ヶ月 平成29年度 58%タイル値で4ヶ月 平成30年度 60%タイル値で4ヶ月		平成28年度 56%タイル値で6ヶ月 平成29年度 58%タイル値で6ヶ月 平成30年度 60%タイル値で6ヶ月 ⑤後発医療機器の審査期間 以下の計画に基づき、平成30年度までに60%タイル値で4ヶ月を達成する。 平成26年度 52%タイル値で4ヶ月 平成27年度 54%タイル値で4ヶ月 平成28年度 56%タイル値で4ヶ月 平成29年度 58%タイル値で4ヶ月 平成30年度 60%タイル値で4ヶ月	るものの、概ね例年並みの水準であった。 ・平成 27 年度に承認された後発医療機器の承認状況についてみると、総審査期間（54%タイル値）は 4.4 月、総審査期間（4 ヶ月）の達成率は 50.5%であり、目標を下回る結果であった。 ・主な要因としては、承認件数は昨年度と同等の 868 件であるにもかかわらず、申請件数が大幅に減少(約 150 件)した結果、承認件数に占める審査長期化品目の割合が高くなり、目標不達となったものと考えられる。 ・この審査長期化品目においては、PMDA 側の要因として審査順番待ちとなる品目の増加や、タイムラインが適切に管理出来なかったこと、申請者側の要因として、照会に対する回答の遅延や、平成 26 年 11 月の薬事法一部改正法の施行直前に集中した申請品目において添付資料が充足して		
--	--	---	--	---	--	--	--

					いないことが目標不達の一因になったと考えられる。 また、QMS 調査に関して、PMDA 側の要因として、QMS 更新申請の集中と申請数の激増に伴い実地書面判定業務や実地調査の調整に遅れがみられたこと、申請者側の要因として、承認申請後の QMS 調査申請に 30 日以上費やした品目（9 品目）、QMS 調査関連の資料の提出遅れや実地調査の指摘に対する回答の遅れなど QMS 調査への対応に時間を要した品目（27 品目）があったことが総審査期間に影響したものと考えられる。 ・後発医療機器の目標達成に向けて、まずは、PMDA 側及び申請者側双方が目標不達の要因分析を行い、その結果を共有することにより協働して審査期間の短縮を目指す必要がある。また、審査側においては個別品目毎の進捗管理をよりきめ細かに行うとともに、申請者側には、承認申請前の相談を積極的に活用するよう指導し、申請資料の編纂及び評価の充足性等について助言・指導を手厚く		
--	--	--	--	--	--	--	--

					行うこと等により、申請者側期間を更に改善させていくことが必要である。この点は、業界との定期的な意見交換の場等を通じて、申請者に協力要請を行う等の取り組みや、講習会等の場においても具体的な事例を示して行くことで改善を図る。なお、QMS 調査申請関連の遅れについては、平成 27 年 7 月 10 日付け薬食機参発 0710 第 1 号・薬食監麻発 0710 第 18 号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知にて承認申請後速やかな QMS 調査申請を行うよう徹底を図ったこと、法改正に伴う更新申請の集中時期は終わったことから、平成 28 年度以降、QMS 調査申請に関連して同様の事態は生じないものと思量される。 ・平成 27 年度は、対面助言を 203 件実施、取下げは 4 件であった。 ・治験相談と審査との内容の整合性を図るため、相談と審査の連携	
		オ 治験相談等の円滑な実施 ・より相談しやすく、かつ、効率的で効果的な相談制度とするため、相談区分の見直し及び相談方法の改善を図る。	オ 治験相談等の円滑な実施 ・より相談しやすく、かつ、効率的で効果的な相談制度とするため平成 26 年 11 月より改善を図った相談制度について、円滑な運用・実	＜評価の視点＞ ・新医療機器に係る治験相談等の円滑な実施のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に行われているか。		

		・相談制度については、審査ラグ及び開発ラグ解消を図る観点から、関係業界に対し、相談の利用を積極的に呼びかける。 カ 新技術の評価等の推進 ・新技術を応用した医療機器については、科学委員会の知見や外部専門家の意見も	施に努める。 ・相談制度については、審査ラグ及び開発ラグの解消を図る観点から、関係業界に対し、相談の利用を積極的に呼びかける。 カ 新技術の評価等の推進 ・新技術を応用した医療機器については、科学委員会の知見や外部専門家の意	＜評価の視点＞ 医療機器に係る新技術の評価等の推進を図るため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施	を保ちつつ、必要に応じて柔軟なチーム編成を行うとともに、すべての治験相談に担当の審査チームが参加している。 ・開発段階から品質、有効性及び安全性に関する評価を行うため、事前評価相談制度の試行的運用を平成 22 年 10 月から開始し、平成 24 年度から正式に実施している。平成 27 年度には 2 品目の相談が終了した。 ・現在開発中の医療機器及び今後開発を予定している医療機器については、審査ラグ及び開発ラグの解消を図る観点から、医療機器関係業界団体、医療機器開発企業、アカデミア等に対して、申請前から積極的に治験相談等を活用するなどの対応をとるように、学会開催時、関係業界との定期的な意見交換時等を通じて、協力を呼びかけた（再掲）。 ・ICT、ロボット工学といった先端技術分野を中心に指導・審査技術水準を向上させることから、審査及び安全対		
--	--	---	--	---	--	--	--

		活用しつつ、必要に応じてガイドライン等を作成する。	見も活用しつつ、必要に応じてガイドライン等を作成する。	されているか。	策における専門協議等の場において、科学的な重要事項に関する専門的意見を聴くため、高度な知見を有する外部の専門家に対し、PMDAの専門委員としての委嘱を引き続き行っている。 （平成28年3月31日現在での委嘱者数は、11名（安全対策に関して委嘱された専門委員を含む。）） ・平成27年度の専門協議の実施件数は81件（書面形式67件、会議形式14件）であった。 ・最新の科学技術を用いた医療機器開発に適切に対応できるようにするため、「科学委員会（親委員会）」並びにその下部組織である「数値解析技術の非臨床評価への応用に関する専門部会」及び「医療機器の小児への適応評価のあり方に関する専門部会」において、アカデミアや医療現場との連携を強化し、関連する知見等の収集に努めた。 ・平成26年9月12日付薬食機参発 0912 第2号厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再		
		・最新の科学技術を用いた医療機器開発に適切に対応できるよう、関連する知見等の収集に努める。 ・先端技術を応用した製品に係る厚生労働省の評価指針の作成に協力するとともに	・最新の科学技術を用いた医療機器開発に適切に対応できるよう、関連する知見等の収集に努める。 ・先端技術を応用した製品に係る厚生労働省の評価指針の作成に協力すると				

		、評価の際に考慮すべき事項（point-to-consider）を積極的に公表する。	ともに、評価の際に考慮すべき事項（point-to-consider）を積極的に公表する。		生医療等製品審査管理担当）通知「次世代医療機器・再生医療等製品評価指標の公表について」で示された可動性及び安定性を維持する脊椎インプラント、三次元積層技術を活用した整形外科用インプラントの評価指標の策定に協力し、PMDA のホームページにおいて公表した。また、「医療機器に関する単体プログラムの薬事規制のあり方に関する研究」（平成 27 年度日本医療研究開発機構研究費（医薬品等規制調和・評価研究事業））における検討 WG に協力し、その作業成果が「医療機器プログラムの承認申請に関するガイダンスの公表について」（平成 28 年 3 月 31 日付厚生労働省医療機器・再生医療等製品担当参事官室事務連絡）として公表された。 ・その他、平成 27 年度革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業のうち、医療機器 7 テーマ（整形・歯科領域、次世代型補助循環装置、低侵襲治療機器、次世代型内視鏡システム、次世代型循環器治療機器、		
--	--	---	--	--	---	--	--

		・カルタヘナ法に関する事前審査について、行政側期間を第1種使用の承認については6ヶ月、第2種使用の確認については2ヶ月とし、それぞれ50%（中央値）について達成することを目標とする。	・カルタヘナ法に関する事前審査について、行政側期間の目標（第1種使用の承認については6ヶ月、第2種使用の確認については2ヶ月、それぞれ50%（中央値））を達成する。	＜主な定量的指標＞ ・カルタヘナ法に関する事前審査について、行政側期間を第1種使用の承認については6ヶ月、第2種使用の確認については2ヶ月とし、それぞれ50%（中央値）について達成することを目標とする。	定量的評価法、電磁波・超音波治療装置）について、実用化に資するガイドラインの策定を円滑化するため、審査員等を大学等の研究機関に派遣するなど人材交流を推進した。加えて、当該事業に参画し、実用化促進のための評価指標の策定、試験法等の確立に向けた検討を行った。 ・遺伝子組換え生物の使用に関し、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に定める第一種使用等の承認と第二種使用等の承認に関する事前審査について、 平成27年度は、第一種使用等事前審査件数は2件、審査期間（中央値）は0.9月、第二種使用等事前審査件数は21件、審査期間（中央値）は1.0月であり、いずれも達成した。 （注：「第一種使用等」とは、環境中への拡散を防止しない場合をいい、「第二種使用等」とは、それを防止する場合をいう。）		
		・薬事戦略相談について、開発工程（ロー	・日本発シーズの実用化を促進するため、		・日本発の革新的医薬品・医療機器・再生医		

		ドマップ）への助言や検証的試験プロトコルへの助言を行う相談、また、医療機器関係企業等向けに開発戦略相談を実施することにより、拡充を図る。	医療機器関係企業等を対象とした開発工程（ロードマップ）への助言や検証的試験プロトコルへの助言を行う相談を平成26年11月より試行的に開始しており、これら拡充された薬事戦略相談を適切に実施する。		療等製品の創出に向け、有望なシーズを持つ大学・研究機関、ベンチャー企業を主な対象として、開発初期から必要な試験・治験に関する指導・助言を行う薬事戦略相談事業を平成23年7月から実施しており、平成27年度は、個別面談221件、事前面談412件、対面助言114件を実施した。 ・平成27年度は、福島県、富山県、愛知県、広島県、福岡県、大分県等で計63件（内数）の出張個別面談を実施した。 ・また、平成25年10月に設置されたPMDA関西支部においても、個別面談、事前面談を実施している。 ・日本発のシーズの実用化を促進するため、平成26年11月から、製薬企業等も対象とした開発工程（ロードマップ）への助言や医師主導による検証的試験プロトコルへの助言を行う相談を試行的に実施している。 ・また、平成27年10月より、「日本再興戦略」	
--	--	---	---	--	--	--

		【体外診断用医薬品】 ア 的確かつ迅速な 審査の実施 ・体外診断用医薬品チ ームについて適切 な増員・配置を実施 し、審査の迅速化・ 透明化を図る。 ・学会や医療関係者等 との連携を強化し、 最新の医療動向や 医療ニーズを踏ま えた相談、審査を実 施するとともに、体 外診断用医薬品の 適正使用に向けた 協力を進める。 ・厚生労働省が開催す る「医療ニーズの高 い医療機器等の早	【体外診断用医薬品】 ア 的確かつ迅速な 審査の実施 ・体外診断用医薬品チ ームについて、増員 を行い、審査の迅速 化を図る。 ・医療関係者のニーズ を把握するため、学 会や医療関係者等 との対話を実施し、 それを踏まえた相 談や審査を実施す る。 ・厚生労働省が開催す る「医療ニーズの高 い医療機器等の早		改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）を 踏まえ、国家戦略特別 区域内の臨床研究中核 病院における革新的医 療機器の開発案件を対 象とした特区医療機器 薬事戦略相談を設置し た。当該相談において は「特区事前面談」及 び「特区フォローアッ プ面談」を実施するこ とし、特区医療機器 薬事戦略相談コンシェ ルジュにより、開発の 進捗管理に係る助言等 を行うこととしている。 ・「体外診断用医薬品審査 迅速化のための協働計 画」（平成 26 年 3 月） に基づき、平成 27 年 4 月に体外診断薬審査室 を新設した。 ・欧米では使用が認めら れているが、国内では 承認されていない体外 診断用医薬品につい て、体外診断用医薬品 製販企業の開発促進に 資するため、平成 18 年 10 月、「医療ニーズの 高い医療機器等の早期 導入に関する検討会」 が厚生労働省に設置さ れた。以後、同検討会 は活発に検討活動を行	
--	--	--	---	--	--	--

		期導入に関する検討会」における未承認体外診断用医薬品等の開発要請について積極的に支援・協力する。	期導入に関する検討会」の評価結果等を踏まえた未承認体外診断用医薬品の申請に対して適切に対応する。 ・体外診断用医薬品の一般用検査薬移行に係る各種対応について厚生労働省に適切に協力する。		っており、同検討会の運営に協力した。 ・「体外診断用医薬品の一般用検査薬への転用について」（平成 26 年 12 月 25 日付け薬食発 1225 第 1 号厚生労働省医薬食品局長通知）に基づき、平成 27 年度においては、業界から提出された「黄体形成ホルモンキットに係る一般用検査薬ガイドライン（案）」について、厚生労働省からの評価依頼を受け、評価結果を医療機器・体外診断薬部会で報告するとともに、パブリックコメントへの対応、厚生労働省への関連情報の提供等を通じ、「黄体形成ホルモンキットに係る一般用検査薬ガイドラインの策定」（平成 28 年 2 月 22 日付け薬生機発 0222 第 1 号厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）通知）の発出に協力した。 ・平成 27 年度は、対面助言を 45 件実施、取下げは 0 件であった。		
--	--	---	--	--	---	--	--

	ケ 再生医療等製品については、的確かつ迅速な審査に必要な関係部門の体制強化を図るとともに、条件及び期限付承認制度の導入を行い、審査期間目標を設定し、審査の迅速化に関する各種施策を講ずること。	るため、相談区分の見直し及び相談方法の改善を図る。 【再生医療等製品】 ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・薬事戦略相談課その他薬事戦略相談に関わる関係部門、生物系審査部門等の体制強化を図る。再生医療学会等の学会、国立医薬品食品衛生研究所、京大 iPS細胞研究所（CiRA）等との連携強化を図り、最新の医療動向や医療ニーズを踏まえた相談や審査を実施する。 ・治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、相談と審査の連携を保ちつつ、柔軟なチーム編成を行い、的確かつ迅速な審査・相談を実施する。	るため平成 26 年 11 月より改善を図った相談制度について、円滑な運用・実施に努める。 【再生医療等製品】 ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・薬事戦略相談課その他薬事戦略相談に関わる関係部門、再生医療等製品等の審査部門等の体制強化を図るほか、日本再生医療学会等の学会、国立医薬品食品衛生研究所、京大 i P S 細胞研究所（C i R A）等との連携強化を図る。 ・治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、相談と審査の連携を保ちつつ、必要に応じて柔軟なチーム編成を行い、的確かつ迅速な審査・相談を実施する。	・体外診断用医薬品の治験相談については、業界の要望、これまでの経験を踏まえ、開発の各段階における様々なニーズによりきめ細かく対応するとともに、効率的で効果的な相談制度とするため、相談区分の見直しを実施した（平成 26 年 11 月 25 日施行）。 ・日本再生医療学会をはじめとした関係学会、さらに、CiRA、阪大、理研、千葉大、医科研等の実用化促進事業実施機関にも在職派遣を行うなどにより、開発型の医療機関のニーズを把握し、実用化に関する情報収集を行っている。 ・治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、相談と審査の連携を保ちつつ、必要に応じて柔軟なチーム編成を行い、的確かつ迅速な審査・相談を実施している。		
--	---	--	---	--	--	--

		イ 新しい審査方式の導入 ・薬事法一部改正法の施行に伴い、再生医療等製品に係る条件及び期限付承認制度の導入に適切に対応する。このための体制整備を行うとともに、審査プロセスを整備し、的確な進行管理を行う。 ウ 審査期間目標の設定 ・医薬品医療機器等法に基づき申請され、各年度に承認された再生医療等製品の、申請から承認までの標準的な審査期間（行政側期間）の目標は9ヶ月を目指す。 このために必要な審査体制の強化を図る。	イ 新しい審査方式の導入 ・再生医療等製品に係る条件及び期限付承認制度に対応した審査プロセスを適切に実施し、的確な進行管理を行う。また、相談・審査の受付状況に対応した体制の整備を行う。 ウ 審査期間目標の設定 ・平成 27 年度に承認された再生医療等製品の申請から承認までの標準的な審査期間（行政側期間）の目標は9ヶ月とし、このために、引き続き必要な審査体制の強化を図る。	＜主な定量的指標＞ ・医薬品医療機器等法に基づき申請され、各年度に承認された再生医療等製品の、申請から承認までの標準的な審査期間（行政側期間）の目標は9ヶ月を目指す。	・薬事法一部改正法の施行に伴い、再生医療等製品に係る条件及び期限付承認制度の導入に適切に対応するため、再生医療等製品の審査プロセスを整備した。 ・平成 27 年度に承認された再生医療等製品の申請から承認までの標準的な審査期間（行政側期間）の目標を9ヶ月に設定し、これに対応した審査の進行管理を実施することとした。平成 27 年度には、2 品目の再生医療等製品の製造販売承認申請について、総審査期間はそれぞれ、10.8 ヶ月と 11.9 ヶ月であり、行政側期間の9ヶ月の審査期間目標の達成率は 100%であった。 ・治験相談（薬事戦略相談を含む）、治験届出及び申請の透明化及び効率化に資するよう、技術的なガイダンスを作成中であり、関係業界、関係学会との意見調整を行っている。		
--	--	--	--	--	--	--	--

			・上記の目標を達成するため、次の取り組みを行う。 ①審査業務の進捗状況等を把握し、進行情報を各審査チームに提供するとともに、審査等業務進行管理委員会で分析・検討し、進捗管理の実施を行う。 ②問題事例等があれば、その要因を分析し、審査チームにフィードバックするとともに、分析結果を広く申請者等に周知する。 ③申請に係る質疑応答を適宜作成・更新し、審査の透明化及び効率化を促進する。 エ 治験相談等の円滑な実施 ・再生医療等製品は新しい分野なので、わかりやすく丁寧な相談に努める。		・当該の目標を達成するため、次の取り組みを行った。 ①審査業務の進捗状況等を把握し、進行情報を各審査チームに提供するとともに、審査等業務進行管理委員会で分析・検討し、進捗管理の実施を行う。 ②問題事例等があれば、その要因を分析し、審査チームにフィードバックするとともに、業界説明会等を通じて申請者に対しても注意を促す。 ③申請に係る質疑応答を適宜作成・更新し、審査の透明化及び効率化を促進する。 ・アカデミア、ベンチャーが相談を受けやすくするため、平成 26 年 11 月から、薬事戦略相談において開発工程（ロードマップ）等への一般的な助言を行う相談（開発計画等戦略相談）を試行的に実施するとともに、再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談や、記録付きの再生医療等製品事前面談等を実施		
--	--	--	--	--	--	--	--

		・評価手法の検討等における科学委員会の活用、高度な知見を有する外部専門家の活用等により最先端の知見をフォローし、質の高い助言を行う。	・評価手法の検討等において科学委員会を活用するとともに、高度な知見を有する外部専門家の活用等により最先端の知見をフォローし、質の高い助言を行う。		している。 ・平成 27 年度は、対面助言を 18 件実施、取下げは 1 件であった。 ・評価手法等の検討において、科学委員会を活用し、高度な知見を有する外部専門家による評価作業を推進した。平成 27 年度においては、8 月 14 日に CPC 専門部会で「再生医療等製品の品質確保における基本の考え方に関する提言」がとりまとめられた。 また、平成 25 年 8 月 20 日科学委員会においてとりまとめられた「iPS 細胞等をもとに製造される細胞組織加工製品の造腫瘍性に関する議論のまとめ」における考え方を、薬事戦略相談等において活用した。 また、EMA や FDA 等と国際学会等を利用して、再生医療等製品の今後の国際的な規制のあり方等に関する意見交換を行った。平成 28 年 3 月には、国内外のアカデミア・産業界との規制に関する対話を進めるため、日本再生医療学会との共催で、EMA、FDA を始めとする諸外国の規制		
--	--	---	---	--	--	--	--

		・審査を迅速・円滑に進めるため、PMDAが実施する各種の相談の活用について関係者への周知徹底を図り、申請される再生医療等製品について、薬事戦略相談（確認申請代替分）、申請前相談その他の相談を受けた後に申請されるように努め、相談・審査の状況等を踏まえつつ、必要な体制整備を図る。 ・アカデミア、ベンチ	・審査を迅速・円滑に進めるため、PMDAが実施する各種の相談の活用について関係者への周知徹底を図り、申請される再生医療等製品について、薬事戦略相談（確認申請代替分）、申請前相談等の相談を受けた後に申請されるように努め、相談・審査の状況等を踏まえつつ、必要な体制整備を図る。 ・アカデミア、ベンチ	当局の担当者に出席いただき、国際シンポジウム「再生医療等製品国際フォーラム」を開催した。再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の評価手法等のコンバージェンスについて議論し、国際的な規制当局間の科学的な方向性の調整を今後も進めていく必要性が確認された。 ・審査を迅速・円滑に進めるため、PMDAが実施する各種相談の活用について、日本再生医療学会等の学会等における会議などを通じて関係者への周知を図り、関係者との対話を進めた。再生医療等製品の特徴を踏まえ、品質や安全性、臨床試験計画等に関する各種相談制度に加え、先駆け審査指定制度に対応した相談メニューを設定し、関係者に周知し、運用を開始したところである。 ・また、確認申請の代替分については、薬事戦略相談の再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談として実施している。 ・アカデミア、ベンチャ		
--	--	---	---	--	--	--

		ャーが相談を受けやすくするよう、実態を踏まえながら再生医療等製品に関する薬事戦略相談の対象等について検討する。	ャーが相談を受けやすくするために設定された再生医療等製品に関する開発工程（ロードマップ）への助言等を行う相談、再生医療等製品の品質・安全性に係る薬事戦略相談、記録付き事前面談等の活用を進める。		ーが相談を受けやすくするため、平成 26 年 11 月から、薬事戦略相談において開発工程（ロードマップ）等への一般的な助言を行う相談（開発計画等戦略相談）を試行的に実施するとともに、再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談や、記録付きの再生医療等製品事前面談等を実施している。（再掲） ・評価手法等の検討において、科学委員会を活用し、高度な知見を有する外部専門家による評価作業を推進した。平成 27 年度においては、8 月 14 日に CPC 専門部会で「再生医療等製品の品質確保における基本の考え方に関する提言」がとりまとめられた。 また、平成 25 年 8 月 20 日科学委員会においてとりまとめられた「iPS 細胞等をもとに製造される細胞組織加工製品の造腫瘍性に関する議論のまとめ」における考え方を、薬事戦略相談等において活用した。 また、EMA や FDA 等と国際学会等を利用して、再生医療等製品の今後の国際的な規制	
--	--	--	---	--	---	--

		・iPS細胞等の最新の科学技術を用いた再生医療等製品開発に適切に対応できるよう、関連する知見等の収集に努める。 ・実用化促進事業や指定研究等の推進による審査基準の明確化・合理化を図る。 ・安全部門と連携し、	・最新の科学技術を用いた再生医療等製品に適切に対応できるよう、引き続き、関連する知見等の収集に努める。 ・実用化促進事業や指定研究等の推進による審査基準や評価の際の考慮すべき事項 (point-to-consider		のあり方等に関する意見交換を行った。平成28年3月には、国内外のアカデミア・産業界との規制に関する対話を進めるため、日本再生医療学会との共催で、EMA、FDAを始めとする諸外国の規制当局の担当者に出席いただき、国際シンポジウム「再生医療等製品国際フォーラム」を開催した。再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の評価手法等のコンバージェンスについて議論し、国際的な規制当局間の科学的な方向性の調整を今後も進めていく必要性が確認された。(再掲) ・日本再生医療学会をはじめとした関係学会、さらに、CiRA、阪大、理研、千葉大、医科研等の実用化促進事業実施機関にも在職派遣を行うなどにより、開発型の医療機関のニーズを把握し、実用化に関する情報収集を行っている。(再掲) ・再生医療等の先端技術を応用した製品に係る厚生労働省の評価指針の作成に協力した。また革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実	
--	--	---	--	--	--	--

		特に条件及び期限付承認後の調査手法を含め検討を進め、製造販売後調査の充実を図る。 ・先端技術を応用した製品に係る厚生労働省の評価指針の作成に協力するとともに、評価の際に考慮すべき事項（point-to-consider）を積極的に公表する。	）の公表を進め、相談での活用などによる質の向上を図る。 ・製造販売後調査について、必要な相談等に応じ、その充実を図る。 ・先端技術を応用した製品に係る厚生労働省の評価指針の作成に協力するとともに、評価の際に考慮すべき事項（point-to-consider）の公表を進める。		用化促進事業等での検討にも協力した。それらの成果については以下に示す。 ・革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業については、各拠点でのシーズ開発研究、再生医療の評価のための研究班によるガイドライン作成等の作業に協力し、27 年度においては、以下の評価方法に関する指針の作成に協力している。 ・細胞加工製品：6 課題（北海道大学（脳梗塞治療）、京都大学（iPS 血小板）、大阪大大（心不全、角膜上皮疾患）、国立成育医療研究センター（ES 先天性肝疾患）、医薬基盤・健康・栄養研究所（品質・非臨床評価）、理化学研究所（網膜色素上皮疾患）） ・遺伝子治療製品：2 課題（東京大学（悪性腫瘍ウイルス療法）、国立成育医療研究センター（WAS ウイルス療法）） ・その他 1 課題（千葉大学（中枢神経傷害））		
--	--	---	--	--	---	--	--

		臨床試験実施前の細胞・組織利用医薬品及び遺伝子治療用医薬品に関する事前審査に代わる薬事戦略相談を積極的に活用できるよう、相談の拡充・充実を図る。	臨床試験実施前の細胞・組織利用医薬品及び遺伝子治療医薬品に関する事前審査に代わる薬事戦略相談の利用促進、迅速な実施を図る。また、細胞・組織利用医薬品に関する初期の臨床開発について、薬事戦	- 厚生労働科学研究費事業については、下記についてオブザーバ参加又は事務局業務として研究班による指針作成に協力している。 「特定細胞加工物／再生医療等製品の品質確保に関する研究」（研究代表者：新見信吾） 「再生医療実用化加速のための幹細胞等由来製品評価に最低限必須・共通の技術要件・基準に関する研究」（研究代表者：早川堯夫） - 次世代医療機器・再生医療等製品評価指標作成事業関係については、平成 27 年度事業として膝関節軟骨再生にかかる班会議（委託先：新見伸吾、座長：佐藤正人）にオブザーバ参加し、指針作成に協力している。 - 臨床試験実施前の再生医療等製品（従来の遺伝子治療用医薬品を含む。）について、品質と安全性が指針に適合しているか否かについて事前審査を実施してきたが、細胞・組織利用医薬品・医療機器については平成 23 年 7 月より、遺伝子治療用医		
--	--	--	---	---	--	--

			略相談の利用等を 促し、迅速な実施を 図る。		薬品については平成 25 年 7 月より事前審査は 廃止され、薬事戦略相 談に代替された。平成 26 年 11 月の薬事法一 部改正法の施行に伴う 再生医療等製品区分の 対面助言や相談事業に 関する通知による関係 者への周知の他、関係 学会等での情報提供な どを通じて利用促進を 図ってきた。これによ り、平成 27 年度末まで に再生医療等製品区分 の新規アカデミア発の 医師主導治験を含む治 験が 33 計画開始され ており、治験の円滑な 実施を支援してきてい る。 ・薬事戦略相談の実績は、 【医療機器】の項に記 載。 ・【医療機器】の項に記載		
コ 信頼性適合性調 査に関し、適切かつ 効率的に調査を実 施すること。	・カルタヘナ法に関す る事前審査について 、行政側期間を第 1 種使用の承認につい ては 6 ヶ月、第 2 種 使用の確認について は 2 ヶ月とし、それ ぞれ 50%（中央値） について達成するこ とを目標とする。 【信頼性適合性調査 と治験等の推進】 医薬品及び医療機 器等の承認申請に当 たっては、治験等のデ	・カルタヘナ法に関す る事前審査について 、行政側期間の目標 （第 1 種使用の承認 については 6 ヶ月、 第 2 種使用の確認に ついては 2 ヶ月、そ れぞれ 50%（中央値 ））を達成する。【 再掲】 【信頼性適合性調査 と治験等の推進】			・医薬品等の承認申請に 当たって、治験等の承 認申請に係る試験等の 適正な実施の促進及び 申請資料の信頼性の確		

		一タの信頼性が確保されていることが大前提であることに留意しつつ、治験等の承認申請に係る試験等の適正な実施の促進及び申請資料の信頼性の確保を図るために、体制を強化しながら、以下の取り組みを実施する。 イ 医療機器の信頼性適合性調査の円滑・効率的な実施 ・承認時期に影響を及ぼさないタイムリーな調査を実施するための体制の強化を行う。 ・革新的医療機器、国際共同治験等を中心にGCP実地調査の実施体制の強化を図る。 ・信頼性適合性調査を円滑かつ迅速に実施できるよう、申請に必要な具体的要件等を策定し、周知を図る。	イ 医療機器の信頼性適合性調査の円滑・効率的な実施 ・調査部門と審査部門との連携を更に強化し、信頼性適合性調査の早期実施を行う。 ・新医療機器、国際共同治験を中心にGCP 実地調査を実施できるよう、引き続き体制を整える。 ・申請に必要な具体的な要件等（申請資料の根拠となる資料の保存状況等）について、業界団体からの意見も踏まえ、審査部門と引き続き連携し策定する。		保を図るため、次の取り組みを実施した。 ・医療機器審査部と信頼性保証部の間で進捗確認会合を定期的を実施することで、審査・調査双方の進捗状況を共有するとともに、適合性調査を適時適切に実施した。 - なお、平成 27 年度は、新医療機器 1 品目の GCP 実地調査を、適切な手続き・体制のもと実施した。 ・医療機器審査迅速化のために適合性調査に必要な具体的要件等について、「医療機器審査迅速化のための協働計画」の実務者会議や「医療機器規制制度タスクフォース」に参加し、業界側の意見等を収集した。 ・平成 26 年 4 月より開始された後発医療機器の承認申請に係る「受付時確認項目リスト（チ		
--	--	---	--	--	--	--	--

		ウ 再生医療等製品の信頼性適合性調査の円滑・効率的な実施 ・条件及び期限付承認制度の導入に適切に対応する。 ・生物系審査部門等と十分に連携を図り、再生医療等製品の特性を踏まえた調査手法、調査プロセスを検討し、適切な信頼性適合性調査を実施する。 オ 再審査適合性調査（使用成績評価適合性調査を含む。）の円滑・効率的な実施 ・より適切かつ効果的なGPSP実地調査、書面調査を実施する。	ウ 再生医療等製品の信頼性適合性調査の円滑・効率的な実施 ・条件及び期限付承認制度における信頼性適合性調査を適切に実施できる体制を整える。 ・適切な信頼性適合性調査が実施できるよう、効率的な調査手法の検討を進める。 オ 再審査適合性調査（使用成績評価適合性調査を含む。）の円滑・効率的な実施 ・医療機器については、新たに導入された使用成績評価制度の円滑な運用・実施に努め、制度改正前の再審査制度の下での申請品目については、調査部門と審査部門等との連携を強化し、効率的な調査を実施する。	＜評価の視点＞ 再審査適合性調査について、円滑かつ効率的に実施されているか。	エックリスト)」について、信頼性調査に係る項目追加（信頼性調査用資料の準備等）につき業界と意見交換を実施した。 ・平成 26 年度に申請された再生医療等製品について、医薬品に対する調査手順を基盤として調査を実施した。 ・医療機器について新たに導入された使用成績評価制度の円滑な運用・実施に関し、使用成績評価申請の際に必要な添付資料及び適合性調査の運用等について、厚生労働省、医療機器審査部及び業界との間で会合を行い、制度の円滑な運用等へ向け意見を収集した。また、厚生労働省及び業界の意見を踏まえ、使用成績評価の適合性調査の実施手続きに係る通知を発出した。 なお、再審査申請品		
--	--	--	--	---	---	--	--

	サ GMP/QMS/GTP 調査等に関し、適切かつ効率的に調査を実施すること。	・より質の高い製造販売後調査等の実施を可能とするため、再審査等期間中にGPSP等への適合性に対する指導・助言を行う相談枠の設置を検討する。 ・再審査適合性調査等が円滑かつ迅速に実施できるよう、効果的な調査手法について検討し、周知する。 【GMP/QMS/GTP調査等の推進】 医薬品・医療機器、再生医療等製品に関して、製造業者等に製造工程や品質管理体制を適正に維持管理させるため、体制を強化しながら、質の高い調査ができるよう、下記のとおり取り組みを実施する。 イ QMS調査の円滑 ・効率的な実施 ・薬事法一部改正法により、QMS調査の合理化等を図られることに対応した業務の構築に取り組む。	・医薬品及び医療機器について、それぞれの業界団体の意見を聴取し、更なる相談枠の設定について検討する。 ・医療機器については、業界団体との打ち合わせを継続実施し、効率的な調査方法の検討を進める。 【GMP/QMS/GCTP調査等の推進】 イ 医療機器・体外診断用医薬品QMS調査の円滑・効率的な実施 ・改正された医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律	＜評価の視点＞ GMP/QMS/GCTP調査の円滑な実施に当たり中期計画に掲げられている各種取組が着実に行われているか。 ・QMS適合性調査申請数及び終了数の推移	目については、医療機器審査部と定期的に調査の進捗について情報共有を実施した。 ・医療機器に関し、使用成績評価の運用等に係る会合を実施する等、定期的な打合せを実施した。医療機器再審査適合性調査に関して、信頼性調査の留意点等について平成 27 年 10 月の GCP/GPSP 研修会及び同年 11 月の医療機器センター主催の講習会にて情報提供を行った。 ・GMP/QMS/GCTP 調査の円滑な実施に当たって次の取組を実施した。 ・QMS 適合性調査関連新制度に対応するため、必要に応じ厚労省、調査機関等と各種会議の場を利用して調整を進め、省令や通知類の発出に協力した。 ・新制度下における申請		
--	--	---	--	--	---	--	--

			第145号。以下「医薬品医療機器法」という。）に対応した調査体制を確立する。 ① 制度改正により移行された都道府県実施分の製造販売業・製造業への実地調査を都道府県と連携しながら円滑に進める。 ② 制度改正のための申請数増加に対応した調査手順の効率化を図る。 ③ 制度改正対応のQMS 調査について、講演会や相談業務を通じて周知を図る。 ④ 海外規制当局と連携しながら、医療機器としてのソフトウェアの調査手法の確立と実施を検討する。		時期、調査資料等については、講習会(10 回)やホームページを通じて申請者らに周知した。特にホームページに各種QMS 適合性調査申請に必要な情報を追加し充実させた。さらに海外関係者に新制度を周知すべく、英文掲載も実施した。 ・医療機器品質管理課の発足に伴い、課内業務全般を効率化に向けて見直し、人員未達ではあったが、申請数の集中と増大をなんとか乗り切った。 ・承認申請と QMS 適合性調査申請のタイムラグをなくすための通知の发出に従い、申請者へのQMS 適合性調査申請の催促の連絡をとり、それらの進捗管理も行なった。 ・既に確立した通常業務における、審査部門との定期的な情報交換、情報提供等を手順化するとともに、新たに開始する医療機器の先駆け総合評価相談においても、審査部門との連携を開始した。 ・機構内のイントラシステムに審査部・品質管理部の共通のフォルダ		
--	--	--	--	--	---	--	--

・審査チームとQMS 調査担当者との連携を推進する。

・審査部門との定期的な情報交換、システムを使用した QMS 調査の進捗及び実地調査スケジュールの情報提供等を通じ、審査部門との連携を強化する。

		- 登録認証機関等国内外の調査機関との連携を強化し、調査手法の平準化を図る。 - 国際整合を踏まえた人材の育成・確保を図る。	- 登録認証機関等国内外の調査機関との間で調査手法に関する定期的な情報交換を行う。 - IMDRF、MDSAPなどの各種国際会議等への出席を通して、海外規制当局、登録認証機関等の保有する調査結果の共有及び活用の方策について引き続き検討する。 - MDSAP Pilotへの参加を推進するため、厚生労働省及び業界団体との調整を行う。		一を設け、情報交換を密に実施している。 - 審査部からの実地調査の同行の機会も確保している。 - 厚生労働科学研究班において、「医療機器の品質管理監督システムのあり方」について検討した。		
					- 平成 27 年 6 月に、MDSAP Pilot への正式参加を表明した。 - MDSAP Pilot への正式参加表明に伴い、本邦の QMS 調査における追加の要求事項について、調査手順書を作成し、MDSAP 調査機関に提示した。 - MDSAP 調査機関による調査が平成 28 年 2 月より開始された。		

		・QMS調査にかかる調査権者との間で調査情報の共有体制を構築する等、調査の効率的な在り方について検討・実施する。	・QMS 調査員について、国際水準に見合った教育研修を実施する。 ・QMS 調査に係る調査実施者間において、調査の効率的なあり方について、引き続き検討する。		・MDSAP 調査報告書を本邦における QMS 調査で活用するため、業界及び規制当局と調整を行った。 ・QMS 適合性調査については、申請数増大に対応しながら、職員、エキスパート、嘱託に対して調査の実践に直結したトレーニングをおこなった。今年度は、QMS 調査員について、業界団体と連携し、実地研修を含めた、国際水準に見合った教育研修を実施する。 ・国内外の調査機関の調査結果情報の共有及び活用について検討を進めるとともに、特に国際的には、MDSAP 会議への参加や品質管理部部員の FDA への 3 ヶ月間の派遣等により、査察情報の交換に向けての検討を行った。 ・医薬品医療機器法に新たに加わった再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する GCTP 省令に準じた調査手順を作成した。さらに、GCTP 調査の本格実施に向けて、審査部門との連携を図っている。		
--	--	--	--	--	---	--	--

		構築する。 - 再生医療等安全性確保法の施行により新たに開始される細胞培養加工施設に対する構造設備基準適合性調査及び立入検査・質問に関し、必要な体制を早急に整備し、実施するとともに、国内外の特定細胞加工物の製造の実態把握を行う。 【第三者認証機関に対する監督機能の確立】 - 第三者認証機関である登録認証機関に対する指導監督業務について、監査員の質の確保に努め、認証機関に対する適切なトレーニングの実施等により、認証機関の質の向上を図る。	- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）の細胞培養加工施設構造設備基準適合性調査の調査手法を確立し、適切に対応する。 【第三者認証機関に対する監督機能の確立】 - 第三者認証機関である登録認証機関に対する指導監督業務について、国際整合した手法による監査を実施するとともに、引き続き認証機関に対する適切なトレーニングを実施する。		- 再生医療等安全性確保法第42条の細胞培養加工施設の構造設備の基準に関して、申請者の理解を深めるため、製造施設における基準対応のための解釈及びPMDAの基準適合性調査の際のポイントを示した手引き書を作成し、HPに掲載した。 - 基準適合性調査に関する手法を手順化し、調査を開始した。 - 登録認証機関等に対し、定期立入検査を 11 件、新規登録調査を 1 件、登録更新調査を 2 件実施した。 - 登録認証機関等に対する調査及び立入検査は、IMDRFにより標準化された手法に準じて実施した。 - 今年度制定された 7 基準について、認証基準トレーニングを実施した。		
--	--	---	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－7	世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化促進のための支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標：医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：国民保健の向上に資することを目的に、厚生労働省との連携を図りつつ、医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するとともに、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する安全対策に関する業務を迅速かつ公正に実施する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 5 号等
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」「健康・医療戦略」（平成 26 年 6 月 22 日閣議決定）において、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と国立医薬品食品衛生研究所や、大学、研究機関、医療機関、企業等との連携を強化し、薬事戦略相談制度の拡充、審査ガイドラインの整備、審査員の専門的知識の向上等を通じて、研究開発におけるレギュラトリーサイエンスを普及・充実させることとされているため。また、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「再生医療実現化ハイウェイ構想」等に基づき、研究開発から実用化までの一貫した支援体制を構築することにより、ヒト幹細胞を用いた研究について、薬事戦略相談を活用しつつ、質の高い臨床研究・治験への迅速な導出を図ることとされているため。 難易度：「高」アカデミア等における有望シーズを見極め、円滑に実用化に導くことを支援する薬事戦略相談の充実、前例のない革新的製品に関する新たな審査基準の策定、更には、平成 26 年 11 月に導入された再生医療等製品の特性を踏まえた新たな承認制度への対応を行うこととしているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間平均値 等	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		指標	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
新医薬品の 資料概要の 掲載までの 期間（計画 値）	承認後 3 ヶ月 以内	承認後 3 ヶ 月以内	承認後 3 ヶ月 以内	承認後 3 ヶ月 以内					予算額（千円）	13,292,536	14,707,871			
新医薬品の 資料概要の 掲載までの 期間（実績 値）	－	95％（平成 25 年度） （中央値で 35 日）	94％ （中央 値で 56 日）	100％ （中央 値で 32 日）					決算額（千円）	13,179,219	12,306,578			

	新医療機器 の資料概要 の掲載まで の期間(計画 値)	承認後3ヶ月 以内	承認後3ヶ月 以内	承認後 3ヶ月 以内	承認後 3ヶ月 以内						経常費用(千円)	11,471,999	12,756,993			
	新医療機器 の資料概要 の掲載まで の期間(実績 値)	—	78%(平成 25年度) (中央値で 89日)	38%(中央 値で136 日)	94%(中央 値で72 日)						経常利益(千円)	▲584,870	▲947,654			
											行政サービス 実施コスト(千円)	1,271,281	1,737,591			
											従事人員数(人)	488	525			

注) 予算額等は業務毎の整理としていないため、業務部門毎の金額等を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(2) 世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化促進のための支援 世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化を促進するため、次の取り組みを行うこと。	(2) 世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化促進のための支援	(2) 世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化促進のための支援	＜その他の指標＞ 特任職員の受け入れ数 機構からの在籍派遣職員の派遣数	・最先端の科学技術の評価方法等について、国内トップクラスの研究者とPMDA審査員等が意見交換する場として、科学委員会を平成24年5月に設置した。平成26年4月から平成27年度末までの第2期においては、「再生医療等製品の品質確保における基本の考え方に関する提言」、「医療機器の小児への適応評価のあり方に関する議論のまとめ」、「抗悪性腫瘍薬開発における非臨床試験の活用に関する提言」、「プラセボ対照試験の現状と考え方」及び「整形外科インプラントの強度評価への数値解析使用に関する報告書」の5報の取りまとめ報告書が作成された。	＜評価と根拠＞ 評価：A レギュラトリーサイエンス（以下「RS」という。）の推進については、科学委員会の積極的な活用、外部機関と連携できる体制の検討、RS研究の実施体制を整備すること、RS研究の成果の情報発信、革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業に基づく製品の有効性・安全性の評価法の研究への協力及び人材育成などに取組むことにより、RS研究を充実することとされており、以下の実績をあげた。革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業について、厚生労働省委嘱のプログラムオフィサー（PO）が事業実施機関に指導・助言する業務が円滑に実施されるよう調整し、計画通り2回のPO訪問を実施して各機関の事業の進捗状況を管理した。 また、特任職員の受	評価	
	ア 革新的製品に関する審査基準の策定と更新	ア 革新的製品に関する審査基準の策定と更新 ・科学委員会、革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業、レギュラトリーサイエンス研究（以下「RS研究」という。）等を活用し、ガイドライン、ガイダンス等の作成や機構として取り組むべきRS研究等の検討を進める。	ア 革新的製品に関する審査基準の策定と更新 ・科学委員会、革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業、指定研究等を活用し、PMDAとして取り組むべきRS研究等の検討を進める。		・革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業に基づき、24の事業実施機関から21名の研究者を特任職員として受け			

				入れ、PMDAから延べ54名の職員を派遣した。また、プログラムオフィサー（PO）による年2回の事業実施機関への訪問を実施した。 ・革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業の実施機関との人材交流及び情報交換を行い、革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の安全性及び有効性の評価方法の確立と承認審査の迅速化に必要なガイドラインの作成に向けた課題研究の実施を支援し、合わせてアカデミア、審査側双方における革新的技術及びレギュラトリーサイエンスに精通した人材育成の推進を図った。 ・審査、安全対策及び健康被害救済の三業務を適切に実施し、更なる質の向上を図ることを目的として、各種基準やガイドライン、ガイダンス等の作成に向けた研究や業務に係る科学的な予測・評価・判断を行うための研究等、RS研究を積極的に推進している。PMDAで実	け入れ及びPMDAからの在籍派遣職員の派遣を調整し、PMDAと事業実施機関との人材交流を前年度と同様に実施した。さらに、事業実施機関の研究者による最先端技術に関するセミナー等を実施して、PMDA職員の審査等業務の質の向上を図った。 指定研究について、研究規程の改定を行う等して適切に運営し、継続9課題に加えて、新規3課題を選定、実施された。2課題の研究成果が学術雑誌で公表される等、前年度と同様に継続的なRS研究の推進が着実に進められた。 薬事戦略相談等の積極的实施を図るため、平成26年11月から、製薬企業等も対象とした開発工程（ロードマップ）等への一般的な助言や検証的試験プロトコルへの助言を行う相談を試行的に実施している。さらに、出張個別面談の実施や、関係学会等においてパンフレットを配布するなど広報を行うとともに、関西支部を含め関係部が連携を図り迅速かつ適切に対応した。	
--	--	--	--	---	--	--

		・横断的プロジェクトにおいて新技術を利用した医薬品等の開発・評価に関するガイドライン、ガイダンス等を作成するとともに、その円滑な運用のために必要な対応を行う。	・横断的プロジェクトにおいて、必要に応じて海外規制当局や国内ステークホルダーとの議論も行いながら、新技術を利用した医薬品等の開発・評価に関するガイドライン等の作成を行い、発出されたガイダンス等を PMDA 内外に周知する。また、新技術を利用した医薬品等の対応事例を共有し、PMDA 内における審査・相談の対応の統一化を図る。	＜評価の視点＞ ・革新的製品に関する審査基準の策定と更新を図るため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	施する RS 研究のうち、研究の目的、業務との関連性等を勘案して、レギュラトリーサイエンス研究評価委員会等の意見を聞いた上で、理事長が指定する研究（指定研究）については、業務として実施されている。指定研究について、平成 27 年度は 12 課題（新規 3 課題、継続 9 課題）が選定され、そのうち 2 課題の研究成果が学術雑誌で公表された。 ・横断的 PT のコンパニオン診断薬 WG より 1 つの通知案及び 1 つの事務連絡案の作成、ナノ医薬品 WG より 1 つの通知及び 2 つの事務連絡の発出に協力した（下記、【新医薬品】の項参照）。 ・横断的 PT のコンパニオン診断薬 WG 及びオミックス WG において革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業（名古屋市立大学大学院薬学研究科（がん、個別化医療）にて作成されたゲノムバイオマーカーを用いた臨床試験と患者選択に	平成 27 年度は、個別面談 221 件、事前面談 412 件、対面助言 114 件を実施した。 事前面談は過去最多の件数に対応した。また、「再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談」については、2 回目以降の相談も含めれば毎年度増加し、平成 27 年度は過去最多の件数（55 件）となり、平成 26 年 11 月に導入された新たな再生医療等製品の承認制度の適切かつ円滑な運用に大きく貢献している。対面助言全体で見ても、合計 140 件（上記 2 回目以降の相談含む）となり、過去最多の相談に対応した。 また、関西支部において、個別面談 56 件、事前面談 60 件（ともに内数）を実施し、関西圏の先駆的な取組みによる医療イノベーションの創造・活性化に寄与した。 さらに、63 件（内数）の出張個別面談を、福島県、富山県、愛知県、広島県、福岡県、大分県等で実施した。 薬事戦略相談を活用した研究が実用化
--	--	--	---	---	---	---

				かかる方法論（案）に関する検討を行った。 ・横断的 PT の活動について学会等での発表を行い、広報活動を行った（コンパニオン診断薬 WG（学会発表・講演 14 件、論文 1 報）、小児医薬品 WG（学会発表 9 件、論文 1 報）、オーファン医薬品 WG（学会発表 3 件、説明会 1 件）、心血管系リスク評価 WG（学会発表・講演 6 件、論文 1 報））。 ・横断的 PT 内のコンパニオン診断薬 WG では、次世代シークエンサーを利用したコンパニオン診断システムの開発について、開発企業及び関連業界団体、並びに関連学会と計 8 回の意見交換を行った。また、本邦におけるコンパニオン診断薬の規制に係る考え方について、コンパニオン診断薬 WG で取りまとめ、Nature Biotechnology 誌に投稿し、掲載された。 ・横断的 PT の小児医薬品 WG、オーファン医薬品 WG では、検討課題を共有し、対応を	に向けて着々と実績を上げつつある。具体的には、平成 27 年 11 月、HAL 医療用下肢タイプが承認された。また、平成 27 年度に先駆け審査に指定された 11 品目のうち 6 品目（医薬品（2 品目）：モルフォリノ核酸、シロリムス、再生医療等製品（3 品目）：自家骨髄間葉系細胞、G47Δ、自家心臓内幹細胞、医療機器（1 品目）：チタンブリッジ）で薬事戦略相談が活用された。 革新的製品の早期実用化を目指し、平成 27 年 8 月に、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）と包括的な業務連携の協定を締結した。これにより、AMED 採択課題は薬事戦略相談を受けることとし、相談実施時期等を AMED と調整するなど、AMED と連携しつつ、PMDA が出口戦略の策定支援等に積極的に関与する基盤を整備した。 再生医療等製品に係る条件及び期限付承認制度の導入に適切に対応するため、関
--	--	--	--	---	---

				検討するため、欧米規制当局の専門家と電話会議を定期的を実施した。また、小児医薬品 WG では、ワークショップや国際学会での講演やパネルディスカッションに参加し、国際的な整合化に向け本邦における審査・相談の考え方を紹介し、海外規制当局の参加者と意見交換を行った他、小児医薬品開発の促進に向けた取り組みに関してレギュラトリーサイエンス学会誌に投稿し、掲載された。 ・横断的 PT の国際共同治験 WG では、JPMA/PhRMA/EFPIA/PMDA 共催ワークショップ「グローバル開発戦略における長期投与試験の考え方」を平成 27 年 11 月 24 日に開催し、意見交換を行った。 ・各製品ごとの新技術の評価等の推進に係る実績は、下記のとおり。 【新医薬品】 ・京大 iPS 研究所 (CiRA) 等の iPS 細胞研究機関にも、実用	係部が連携を図りながら薬事戦略相談に対応するとともに、関係学会において周知し利用促進を図った。 「日本再興戦略」改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) 及び「先駆けパッケージ戦略」(平成 26 年 6 月 17 日厚生労働省取りまとめ) に基づき、世界で最先端の治療を最も早く患者に提供することを目指して、平成 27 年度より試行的に開始された先駆け審査指定制度について、関係各部及び厚生労働省と調整のうえ、審査パートナーの配置、先駆け総合評価相談の設置等、新たな制度の運用体制を着実に整備した。また、指定申請品目の事前評価を行うとともに、指定された品目について審査パートナーによる進捗管理等を開始した。 大阪府等からの要望による、関西支部におけるテレビ会議システムによる対面助言の実施を実現するため、平成 28 年度中の運用開始に向け、厚生労働省及び大阪府	
--	--	--	--	--	---	--

				化促進事業を通じて職員の在職派遣を行うなどにより、医薬品や再生医療等製品の実用化に適切に対応するための最新の知見の収集を行っている。 ・「厚生労働科学研究費補助金（地球規模保健課題推進研究事業）課題名：トラベラーズワクチン等の品質、有効性等の評価手法の検討に関する研究 研究代表者：尾内一信」における検討に参加し、トラベラーズワクチンの開発手法の研究等に協力した。 ・横断的基準作成等プロジェクト内のコンパニオン診断薬 WG において、通知案「遺伝子検査システムに用いる DNA シークエンサー等を製造販売する際の取扱いについて」及び事務連絡案「コンパニオン診断薬の同等性評価に係る検討事項（案）」の作成に協力した。 ・横断的基準作成等プロジェクト内のナノ医薬品 WG において、「リポソーム製剤の開発に関するガイド	等と調整のうえ、関西支部の移転、機材の調達及び運用手順や手数料の取扱いの整理などの準備を行った。 平成 27 年度に従来の連携大学院制度を発展・強化させて、大学以外のアカデミア等とも連携する包括的連携協定の体制を構築した。複数のアカデミア等と協議を進め、今年度 4 機関のアカデミア等と初めて包括的連携協定を締結した。 包括的連携協定を締結した外部機関と連携して共同研究を推進するための枠組みを整備した。また、国立医薬品食品衛生研究所との共同研究（2 課題）を新たに進めるなどして、アカデミア等の外部機関と協力・連携し、R S 研究を実施した。 平成 26 年度から受け入れている連携大学院の学生に対して、引き続き教育研究指導を適切に実施した。 大学等からの講義依頼を調整し、PMDA
--	--	--	--	--	---

				ライン」(平成 28 年 3 月 28 日付薬生審査発 0328 第 19 号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知)、「リポソーム製剤の開発に関するガイドライン 質疑応答集 (Q&A)」(平成 28 年 3 月 28 日付厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課事務連絡) 及び「核酸 (siRNA) 搭載ナノ製剤に関するリフレクションペーパー」(平成 28 年 3 月 28 日付厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課事務連絡) の発出に協力した。 ・上記の他、各専門分野あるいは各部等で対応し、PMDA が作成に協力したものとして、平成 27 年度は下記の 4 つ通知等が発出された。 ・「抗菌薬の PK/PD ガイドライン」について (平成 27 年 12 月 25 日付薬生審査発 1225 第 10 号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知) ・眼刺激性試験代替法としてのニワトリ摘出眼球を用いた眼刺激性試験法 (平成 27 年 11 月 16 日付薬生審査	職員を前年度と同様に派遣して、国内におけるレギュラトリーサイエンスの普及・推進を図った。 審査等業務のより一層の透明化を図るため、新医薬品・新医療機器等の審査報告書及び申請資料の概要を、関係企業等の協力を得て、下記のとおり PMDA のホームページにおいて公表した。 ・新医薬品は、審査報告書 118 件、申請資料の概要 79 件、再審査報告書 53 件 (審査報告書の承認から 1 ヶ月以内の公表は 100%、資料概要の承認から 3 ヶ月以内の公表は 100%) ・新医療機器は、審査報告書 16 件、申請資料の概要 17 件、再審査報告書 15 件 (審査報告書の承認から 1 ヶ月以内の公表は 93%、資料概要の承認から 3 ヶ月以内の公表は 94%) 平成 27 年度の新医薬品の資料概要の承認から公表までの中央値は 32 日であり、目標 3 ヶ月 (90 日)	
--	--	--	--	--	--	--

				発 1116 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知) ・「小児悪性腫瘍における抗悪性腫瘍薬の臨床評価方法に関するガイドンス」について（平成 27 年 9 月 30 日付薬食審査発 0930 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知) ・「次世代医療機器・再生医療等製品評価指標の公表について」（平成 27 年 9 月 25 日付薬食機参発 0925 第 1 号厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）通知) 【医療機器】 ・最新の科学技術を用いた医療機器開発に適切に対応できるようにするため、「科学委員会（親委員会）」並びにその下部組織である「数値解析技術の非臨床評価への応用に関する専門部会」及び「医療機器の小児への適応評価のあり方に関する専門部会」において、アカデミアや医療現場との連携を強化し、関連する知見	と比較して 281%の成果をあげた。医療機器については、平成 27 年度の資料概要の承認から公表までの中央値は 72 日であり、目標 3 ヶ月（90 日）と比較すると 125%の成果をあげた。 特に、承認後 3 ヶ月以内に資料概要を掲載した割合は、新医薬品は 100%であり、平成 26 年の 94%と比較して 106.4%に上昇した。新医療機器は、平成 26 年度は 38%のところ、下記の改善策を講じたことにより、平成 27 年度は 94%に大幅に向上し、247.4%に上昇した。 また、審査及び安全対策における専門協議等の場において、科学的な重要事項に関する専門的意見を聴くために、適切な知見を有する外部専門家を、公正なルールに基づき活用した。 以上、難易度の高い平成 27 年度計画に基づく事業を着実に実施し、新医薬品及び新医療機器に関する資料概要について承認後 3 ヶ月以内にホームページへの掲載を行うこととする目標を
--	--	--	--	--	--

				等の収集に努めた。 ・「次世代医療機器・再生医療等製品評価指標の公表について」 （平成 26 年 9 月 12 日付薬食機参発 0912 第 2 号厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）通知）で示された可動性及び安定性を維持する脊椎インプラント、三次元積層技術を活用した整形外科用インプラントの評価指標の策定に協力し、PMDA のホームページにおいて公表した。 【再生医療等製品】 ・評価手法等の検討において、科学委員会を活用し、高度な知見を有する外部専門家による評価作業を推進した。平成 27 年度においては、平成 27 年 8 月 14 日に CPC 専門部会で「再生医療等製品の品質確保における基本の考え方に関する提言」がとりまとめられた。 平成 25 年 8 月 20 日科学委員会においてとりまとめられた「iPS 細胞等をもとに製造される細胞組織加工製品の造腫瘍性	大きく達成したことから、A と評価する。 ＜課題と対応＞ 平成 27 年 4 月に設立された国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、革新的医薬品等の実用化に向けて、更なる審査基準の策定や薬事戦略相談の活用等を通じて連携を図る。	
--	--	--	--	---	--	--

	イ 薬事戦略相談等の積極的实施	イ 薬事戦略相談等の積極的实施 ・開発工程（ロードマップ）への助言や検証的試験プロトコルへの助言を行う相談を実施する。また、製薬企業等向けに、開発戦略相談を実施する。	イ 薬事戦略相談等の積極的实施 ・製薬企業等を対象とした開発工程（ロードマップ）への助言や検証的試験プロトコルへの助言を行う相談を平成 26 年 11 月より試行的に開始しており、これら拡充された薬事戦略相談を適切に実施する。さらに、関係学会等で積極的な広報を行うとともに、迅速かつ適切に対応するための体制を整備する。	＜その他の指標＞ ・薬事戦略相談等の積極的实施を図るため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	に関する議論のまとめ」における考え方を、薬事戦略相談等において活用した。 ・日本発の革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の創出に向け、有望なシーズを持つ大学・研究機関、ベンチャー企業を主な対象として、開発初期から必要な試験・治験に関する指導・助言を行う薬事戦略相談事業を平成 23 年 7 月から実施しており、平成 27 年度は、個別面談 221 件、事前面談 412 件、対面助言 114 件を実施した。 ・平成 27 年度は、福島県、富山県、愛知県、広島県、福岡県、大分県等 で計 63 件（内数）の出張個別面談を実施した。 ・平成 26 年 11 月から、製薬企業等も対象とした開発工程（ロードマップ）等への一般的な助言や検証的試験プロトコルへの助言を行う相談を試行的に実施している。さらに、出張個別面談の実施や、関係学会等においてパンフレットを配布するなど広報を		
--	------------------------	---	---	--	--	--	--

		・ 関西支部も活用することにより、バイオ医薬品、医療機器及び再生医療等製品等に関する我が国の技術力を最大限に引き出し、医療関連イノベーションを促進する。 ・ 臨床から実用化への橋渡し機能についても、日本医療研究開発機構と連携しつつ、薬事戦略相談等を通じて機構も出口戦略の策定支援等に積極的に関与する。	・ 関西支部で実施する薬事戦略相談について関係者への周知を図るとともに東京と関西支部との連携強化等の体制整備を図り、薬事戦略相談の充実並びに活用を推進する。 ・ 日本医療研究開発機構と連携しつつ、開発工程（ロードマップ）への助言等を行うなど、拡充された薬事戦略相談を適切に実施し、開発早期における出口戦略の策定を推進する。		行うとともに、関係部が連携を図り迅速かつ適切に対応した。 ・ 関西支部において実施する薬事戦略相談（個別面談、事前面談）について、関係学会等において周知を図ることにより活用を促進するとともに、引き続き東京と関西支部との連携を図りながら実施した。 ・ 革新的な医薬品・医療機器等の早期の創出・実用化を目指し、平成27年8月19日付で国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）と「独立行政法人医薬品医療機器総合機構と国立研究開発法人日本医療研究開発機構との連携等に関する協定書」を締結し、連携事項の1つとして、AMED が採択した研究課題のうち実用化段階に移行するものは、原則として薬事戦略相談を受けることとし、薬事戦略相談の実施時期や相談内容を AMED と調整した。	
--	--	--	---	--	---	--

					・平成 27 年 10 月より、「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）を踏まえ、国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象とした特区医療機器薬事戦略相談を設置した。当該相談においては「特区事前面談」及び「特区フォローアップ面談」を実施することとし、特区医療機器薬事戦略相談コンシェルジュにより、開発の進捗管理に係る助言等を行うこととしている。 ・平成 27 年度より試行的に開始された医薬品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の「先駆け審査指定制度」について、厚生労働省及び PMDA 内部の連絡調整や先駆け審査指定品目の開発状況の進捗管理等を行う審査パートナー（コンシェルジュ）を配置するとともに、指定品目の申請予定資料の事前評価を目的とした「先駆け総合評価相談」を設ける等、本制度を運用するための体制を整備した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

	ウ 再生医療等製品の特性を踏まえた承認制度の運用	ウ 再生医療等製品の特性を踏まえた承認制度の運用 ・薬事法一部改正法の施行に伴い、再生医療等製品に係る条件及び期限付承認制度の導入に適切に対応するため、薬事戦略相談の充実を図るとともに、関係学会や業界とも連携し、各種相談の周知と活用促進を図る。	ウ 再生医療等製品の特性を踏まえた承認制度の運用 ・再生医療等製品に係る条件及び期限付承認制度の導入に適切に対応するため、再生医療製品等審査部などの関係部と連携を図りながら薬事戦略相談に対応するとともに、関係学会や業界へ薬事戦略相談の周知を行う。	＜その他の指標＞ ・再生医療等製品の特性を踏まえた承認制度の運用を図るため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	- 厚生労働省からの依頼に基づき、PMDA 審査各部において指定申請品目について事前評価を行い、当該結果を踏まえ、平成 27 年 10 月に医薬品 6 品目が、平成 28 年 2 月に医療機器 2 品目及び再生医療等製品 3 品目が厚生労働省において先駆け審査指定された。先駆け審査指定品目の一覧及びその概要については、PMDA ホームページに掲載し、公表した。また、当該指定品目について、審査パートナーによる進捗管理等を開始した。 - 臨床試験実施前の再生医療等製品（従来の遺伝子治療用医薬品を含む。）について、品質と安全性が指針に適合しているか否かについて事前審査を実施してきたが、細胞・組織利用医薬品・医療機器については平成 23 年 7 月より、遺伝子治療用医薬品については平成 25 年 7 月より事前審査は廃止され、薬事戦略相談に代替された。平成 26 年 11 月の薬事法一部改正法の施行に伴	
--	--------------------------	---	--	--	---	--

	4 レギュラトリーサイエンス・国際化等の推進 (注) レギュラトリーサイエンス：科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づく的確な予測、評価、判断を行い、科学技術の成果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整す	4 レギュラトリーサイエンス・国際化等の推進 医薬品、医療機器等を必要とする医療の現場に速やかに届けるためには、品質、有効性、安全性について、科学的な根拠に基づく的確な予測、評価、判断を行い、倫理観を持って国民が使ってよいか	4 レギュラトリーサイエンス・国際化等の推進		う再生医療等製品区分の対面助言や相談事業に関する通知による関係者への周知の他、関係学会等での情報提供などを通じて利用促進を図ってきた。これにより、平成 27 年度末までに再生医療等製品区分の新規アカデミア発の医師主導治験を含む治験が 33 計画開始されており、治験の円滑な実施を支援してきている。 ・再生医療等製品に係る条件及び期限付承認制度の導入に適切に対応するため、関係部が連携を図りながら薬事戦略相談に対応するとともに、関係学会において周知し利用促進を図った。		
--	--	---	------------------------	--	---	--	--

	るための科学（科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）より）	という観点から見定めることが必要である。そのため科学であるレギュラトリーサイエンスの推進が一層重要であり、最新の科学技術の成果を踏まえた迅速・的確な評価手法の確立などの研究を外部専門家の活用、自らの能力の向上により進める必要がある。 また、医薬品、医療機器等の開発・製造・流通・販売がグローバルに行われる中で、PMDA業務の国際化は益々進んでいる。こうした中、「PMDA 国際戦略」、「PMDA 国際ビジョン」及び「PMDA 国際ビジョンロードマップ」に基づき、厚生労働省とともに欧米やアジア諸国等との連携を図り、積極的に国際活動を推進し、医療サービスの向上と機構の国際的地位の確立を図る。 （注）レギュラトリーサイエンス：科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づく的確な予測、評価、判断を行い、科学技術の成果を人と社会との調和の上で最も					
--	---	---	--	--	--	--	--

	ア レギュラトリーサイエンスの推進 ・PMDA 業務の質向上を目的としたレギュラトリーサイエンス研究(以下「RS 研究」という。)の環境・実施体制の整備を図ること。また、RS 研究の実施を通じて、RS 研究に精通した人材の育成に努め、ガイドラインの作成等を通じて医薬品等開発の効率化に貢献できるよう努めること。	望ましい姿に調整するための科学（科学技術基本計画（平成23 年 8 月 19 日閣議決定）より）				
		(1) レギュラトリーサイエンスの推進 ① 科学委員会の活用 ・医学・歯学・薬学・工学等の外部専門家から構成される「科学委員会」を積極的に活用し、革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の評価方法に関して、大学・研究機関等や医療現場との連携・コミュニケーションを強化するとともに、薬事戦略相談を含め先端科学技術応用製品へのよりの確な対応を図る。	(1) レギュラトリーサイエンスの推進 ① 科学委員会の活用 ・科学委員会を積極的に活用し、革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の評価方法に関して、大学・研究機関等や医療現場との連携・コミュニケーションの強化を図りつつ、その議論を薬事戦略相談などを含む審査等業務及び安全対策業務へも活かすとともに、PMDA 外への情報発信も充実するよう努める。	＜評価の視点＞ アカデミア等との包括的連携協定や連携大学院協定等に基づき教育・研究指導等を通して人材交流を推進し、レギュラトリーサイエンスの普及に協力するとともに、レギュラトリーサイエンスに関する研究活動に関する情報発信等を積極的に実施したか。	・平成 26 年 4 月から平成 27 年度末までの第 2 期においては、以下の 5 報の議論の取りまとめ報告書が作成され、ホームページで公表した。 1) 「再生医療等製品の品質確保における基本の考え方に関する提言」 2) 「医療機器の小児への適応評価のあり方に関する議論のまとめ」 3) 「抗悪性腫瘍薬開発における非臨床試験の活用に関する提言」 4) 「プラセボ対照試験の現状と考え方」 5) 「整形外科インプラントの強度評価への数値解析使用に関する報告書」 ・第 2 期における 3) の報告書については学術雑誌（Cancer Science）に掲載され、ホームページへの掲載だけでなく、科学的評価を得た。 ・次世代審査・相談体制構築に向け、各種課題について製薬業界と	

		請される新医薬品については、臨床試験データの電子的提出が可能となるように、機構内の体制を構築する。 機構自らが、先進的な解析・予測評価手法を用いて品目横断的な臨床試験データ等の品目横断的解析を行い、ガイドラインの作成等を通じて医薬品開発の効率化に貢献できるよう、体制を検討する。	請される新医薬品について、臨床試験データの電子的提出が開始できるよう、PMDA内の受け入れ体制を整備するとともに、関連通知等の整備や広く関係者への周知を行うなど、関係団体及び海外規制当局等との連携のもとプロジェクトを推進する。		継続的に意見交換を行うとともに、関連業界、海外規制当局との協議等を踏まえ、平成27年4月27日付薬食審査発0427第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「承認申請時の電子データ提出に関する実務的事項について」及び平成27年4月27日付厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡「「承認申請時の電子データ提出に関する実務的事項について」に関する質疑応答集（Q&A）について」の発出に協力するとともに、平成27年4月27日付薬機次発第0427001号独立行政法人医薬品医療機器総合機構次世代審査等推進室長通知「承認申請時の電子データ提出等に関する技術的ガイドについて」を発出した。 また、上記の通知に関して、企業の実務担当者への周知を図るため、平成27年5月28日（東京）と同年6月3日（大阪）に業界に対する説明会を開催した。さらに、企業から提出される電子データ及び関連書類が、PMDAの求め		
--	--	---	--	--	--	--	--

		・機構業務の質向上を目的とした RS 研究の一環として、業務上明らかとなった課題及び最先端技術の実用化のための課題を機構自らが主体性を持って解決するため、必要に応じて外部機関（NIHS、アカデミア等）と連携しつつ、RS 研究の実施体制・環境の整備を図る。	・RS 研究の実施に際し、包括的連携体制を構築するなどして外部機関と連携できる体制について検討を進める。		る規格や標準に基づいて適正に作成されるための一助とするため、平成 27 年 9 月 28 日にワークショップを開催した。 さらには、承認申請時の電子データ提出に伴う事項について、承認申請前の段階で個々の品目ごとに内容を検討し、承認申請の準備及び承認申請後の審査を円滑に進めることを目的とし、平成 27 年 5 月 15 日より「医薬品申請電子データ提出確認相談」を開始した。なお、平成 27 年度の実績は、申込件数が 13 件、相談実施件数が 11 件であった。 ・アカデミア等の外部機関と協力・連携し、RS 研究を実施した（AMED や厚生労働科学研究費補助金等の公的研究費を用いた研究：27 課題）。 ・連携大学院制度を発展・強化させた包括的連携協定を 4 機関と締結し、アカデミア等との共同研究を推進するための枠組みを整備した。また、国立医薬品食品衛生研究所との共同研究（2 課題）が新たに進められ	
--	--	--	---	--	--	--

		・指定研究の推進・充実のために、RS 研究に従事しやすい環境を整備する。 ・RS 研究を推進し、研究成果の学会発表や学術専門誌への投稿の促進を図る。また、RS 研究の実施を通じて、RS 研究に精通した人材の育成に努める。	・指定研究の評価スキームに基づき、その進捗等を適切に管理する。 ・RS 研究を推進するために必要な方策について検討する。 ・「独立行政法人医薬品医療機器総合機構におけるレギュラトリーサイエンス研究に関する基本的考え方」に基づき RS 研究を推進し、その成果を公表する。また、包括的連携体制及び革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品等実用化促進事業に基づく大学等との人事交流等により、RS に精通した人材の育成を図るとともに、先端技術を応用した製品の有効性・安全性の評価法について研究協力を推進する。		ている。 ・指定研究について、平成 27 年度は 12 課題（新規 3 課題、継続 9 課題）を選定し、研究が実施され、そのうち 2 課題の研究成果が学術雑誌で公表された。 ・PMDA 職員が実施するレギュラトリーサイエンス研究の成果を発表する場としてレギュラトリーサイエンス研究の展示会を新たに開催し、レギュラトリーサイエンス研究実施者の情報交換を行い、職員に対する研究意欲の向上に努めた。 ・指定研究を適切に実施するために、レギュラトリーサイエンス研究評価委員会等を開催し、関連規定に基づいて、平成 28 年度新規指定研究課題の選定等を行うとともに、指定研究最終報告会を新たに実施した。 ・指定研究を実施していることについて適切に人事評価されるよ		
--	--	--	---	--	--	--	--

		・横断的プロジェクト活動として、医薬品の開発・評価の考え方を構築して産官学の意見交換やガイドライン・GRP作成等につなげる。	・横断的プロジェクトにおいて、PMDA 内における医薬品の開発・評価の考え方を整理するとともに、海外規制当局や産官学と積極的な意見交換を行う。		うに、平成 28 年度以降の人事評価シートの職務遂行評価に組み入れることができるようにし、職員の研究意欲向上に努めた。 ・横断的 PT の国際共同治験 WG では、JPMA/PhRMA/EFPIA/PMDA 共催ワークショップ「グローバル開発戦略における長期投与試験の考え方」を平成 27 年 11 月 24 日に開催し、意見交換を行った（再掲）。 ・横断的 PT の小児医薬品 WG、オーファン医薬品 WG では、検討課題を共有し、対応を検討するため、欧米規制当局の専門家と電話会議を定期的に実施した。また、小児医薬品 WG ではワークショップや国際学会での講演やパネルディスカッションに参加し、国際的な整合化に向け本邦における審査・相談の考え方を紹介し、海外規制当局の参加者と意見交換を行った（再掲）。 ・横断的 PT 内のコンパニオン診断薬 WG では、次世代シーケンサーを利用したコン	
--	--	--	---	--	---	--

		・審査等業務及び安全対策業務を実施する上で、臨床現場の経験や医薬品、医療機器等の製造工程や品質管理法への理解を深めることから、医療現場や企業の製造現場における現場研修などの充実強化に努める。	語研修も実施する。 ・領域ごとの専門家による教育・指導を行う研修を実施することにより、職員の技能の向上を図る。 ・医療機関における医薬品及び医療機器の臨床使用の実情を理解するための病院実地研修や医療機器の操作を通して医療機器の理解を深めるための製品トレーニング研修を推進する。また、企業の製造現場における現場研修なども充実強化する。		・新任者研修における専門研修（医薬品評価論、ケーススタディなど）のほか、臨床試験デザイン研修 12 回、薬剤疫学研修 5 回、特別研修（各領域の主に専門家による講演）を 14 回実施した。 ・薬剤師病院実地研修（3 ヶ月コース）を 3 回、薬剤師病院実地研修（2 週間コース）を 1 回、臨床工学技士病院実地研修を 1 回、医療機器トレーニングを 3 回、医薬品製造現場見学を 1 回実施した。 ・革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業に基づく大学等研究機関との人材交流等により、レギュラトリーサイエンスに精通した人材の育成を図るとともに、先端技術を応用した製品の有効性・安全性の評価法について研究協力を継続して推進した。24 の大学等と人材交流を行		
エ	外部研究者との交流及び調査研究の推進 ・革新的なシーズの開発促進及びガイドライン作成への貢献のため、積極的な外部研究者との人事交流を図り、調査研究を推進すること。	③ 外部研究者との交流及び調査研究の推進 ・厚生労働省が実施する革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業において、積極的に大学・研究機関からの職員を受け入れ、また、機構から職員を派遣することにより、革新的なシーズの開発促進及びガイ	④ 外部研究者との交流及び調査研究の推進 ・革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業について、大学・研究機関からの特任職員の受け入れ及び PMDA からの在籍派遣職員の派遣の調整及び PO 業務の適正化を図り、人材交流を活発化させ、当該事業の推進を				

		ドライン作成に貢献する。	行うとともに、人材の育成を図る。 ・RSの推進を目的として、アカデミア等と包括的連携協定を締結し、アカデミア等との連携・協力体制を構築することにより、人材交流等の活発化を図る。 ・レギュラトリーサイエンスの推進を目的としたアカデミア等との包括的連携協定や連携大学院協定等に基づく教育・研究指導等を実施することにより、人材の育成を図る。		い、21名の研究者を特任職員（非常勤を含む。）として受け入れ、延べ54名の職員を派遣（非常勤を含む。）した。 ・レギュラトリーサイエンスの普及、情報発信の観点から、連携大学院制度を包括的連携協定へと発展・強化し、平成27年度は4機関のアカデミアと包括的連携協定を締結した。 ・大学院生1名を修学職員として受け入れ、研究教育指導等を実施した。 ・レギュラトリーサイエンスを普及させる一環として、講義依頼があった大学等へ職員を講師として派遣した（27大学49コマ）		
		・連携大学院構想について、規定の整備も含め役職員による教育研究指導体制の整備・充実を図る。こうした取り組みにより、博士号等の学位	・学位取得のための支援を行う体制を検討し、博士号の学位取得を目指す職員の増加を図る。				

オ	難病・希少疾病医療薬の実用化を迅速に進めること。	を取得する職員の増加を目指す。					
		(3) 難病・希少疾病等への対応 ・難病・希少疾病治療薬について、審査ガイドラインの整備や相談体制の充実を図る。	(3) 難病・希少疾病等への対応 ・難病・希少疾病治療薬について、審査ガイドラインの整備や相談体制の充実を図る。		・横断的 PT のオーファ ン医薬品 WG において、厚生労働省と連携しつつ、EMA と情報交換を行い、希少疾病の開発促進に資する方法について検討を継続している。また、9 月に EMA オーファ ン部署担当者を招聘し、情報交換の今後の進め方について意見交換を行った。		
		・コンパニオン診断薬等に関する通知及びガイダンスの円滑な運用のために必要な対応を行う。	・PMDA 内の医薬品審査担当部及び体外診断薬審査担当部間でコンパニオン診断薬に関する対面助言・審査の事例を共有し、対応の統一化を図る。		・横断的 PT の小児 WG にて小児を対象とした希少疾病用医薬品に関する日米欧加豪 5 カ国規制当局によるワーキンググループに参加し、情報収集を行った。		
		・バイオマーカーを用いた開発の際の留意事項等に関して、海外規制当局との議論も通じて、必要な対応を行う。	・バイオマーカーを用いた開発の際の留意事項等に関して、ICH 等に対する積極的な貢献を果たす。その他オミックス等を利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国での評価指針の作成に協力する。		・横断的 PT のコンパニオン診断薬 WG において、通知案「遺伝子検査システムに用いる DNA シークエンサー等を製造販売する際の取扱いについて」及び事務連絡案「コンパニオン診断薬の同等性評価に係る検討事項」の作成に協力した（再掲）・横断的 PT のコンパニオン診断		

	カ 審査報告書の公開をはじめとした審査等業務及び安全対策業務の一層の透明化を推進すること。	・ゲノム薬理学の医薬品開発への利用を促進するため、ICHでの評価指針の作成を主導して実施するとともに、海外規制当局との連携、情報共有を推進して、米国FDA、欧州EMAとの3極合同での助言を実施できる体制を確立するなど、国際的な手法の確立に貢献するための検討を進める。 （４）審査報告書等の情報提供の推進 ・業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力し、優先審査の結果を含む審査報告書やその他審査等業務に係る情報を、国民、医療関係者からみて、よりアクセスしやすい形で速やかに提供するとともに、審査に関連する情報の提供内容を拡充するなど、情報公開の充実のための取り組みを積極的に推進する。	・ゲノム薬理学の医薬品開発への利用を促進するため、ICHでの評価指針の作成を主導して実施するとともに、海外規制当局との連携、情報共有を推進して、米国FDA、欧州EMAとの3極合同での助言を実施できる体制を確立するなど、国際的な手法の確立に貢献するための検討を進める。 （４）審査報告書等の情報提供の推進 ・国民に対する業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力し、関係企業の理解と協力を得て、審査報告書や資料概要など審査等業務に係る情報を、速やかに医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載する。 ・PMDAの審査等業務及び安全対策業務の海外への広報のため、継続的に審査報告書及び安全情報等の英訳版を作成し、英文ホームページにおいて公表する。	＜主な定量的指標＞ 審査業務に係る透明化の推進を図るため、中期計画に掲げられている。各種取組が着実に実施されているか。	薬WG及びオミックスWGにおいて革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業（名古屋市立大学大学院薬学研究科（がん、個別化医療））にて作成されたゲノムバイオマーカーを用いた臨床試験と患者選択にかかる方法論（案）に関する検討を行った（再掲）。 ・医薬品・医療機器の適正使用を推進するとともに、承認審査業務の透明性を確保するため、関係企業の理解と協力を得て、厚生労働省と協力しつつ、審査報告書などの新薬等の承認審査に関する情報をPMDAのホームページに掲載している。平成27年度は新たに、再生医療等製品の審査報告書及び申請資料の概要、医療機器の使用成績評価の指定に係る審査報告書を公表した。		
--	--	--	---	---	---	--	--

		・新医薬品及び新医療機器に関する審査報告書については、行政側、申請者側の双方が努力することにより、承認後直ちに、ホームページに掲載するとともに、医薬品等に関する再審査報告書の公表についても適切に対応することとする。また、新医薬品及び新医療機器に関する資料概要についても、承認後3ヶ月以内にホームページへの掲載を行うこととする。	・行政側、申請者側の双方が速やかに公表資料の作成及び確認をできるようにすることにより、審査報告書については承認後直ちに、資料概要については承認後3ヶ月以内に情報公表する割合を高める。また、医薬品等の再審査報告書については結果通知後速やかに情報公表するよう努める。	＜主な定量的指標＞ ・新医薬品及び新医療機器に関する資料概要について、承認後3ヶ月以内にホームページへの掲載を行うこととする。	・新医薬品は、申請内容に基づいて、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品部会で審議される品目（以下「審議品目」という。）と報告される品目（以下「報告品目」という。）に分類されるが、新薬承認情報のうち審議品目に係るものについては、審査の状況・結果をまとめた「審査報告書」及び申請資料の概要をまとめた「申請資料の概要」を、報告品目に係るものについては、「審査報告書」をそれぞれ情報提供の対象としている。これらについては、厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知に基づき、品目ごとに関係企業との公表内容の調整を行った上で、PMDAのホームページに掲載している。 ・平成27年度における公表状況は、審査報告書118件、申請資料の概要79件、再審査報告書53件であった。 審査報告書については、承認から1ヶ月以内に公表したものの割合は100%（平成26年度70%）であり、資料概要については、		
--	--	--	--	---	---	--	--

					承認から 3 ヶ月以内に公表したものの割合は 100%（平成 26 年度 94%）であった。 ・平成 27 年度における新医療機器の公表状況は、審査報告書 16 件、申請資料の概要 17 件、再審査報告書 15 件であった。 審査報告書については、承認から 1 ヶ月以内に公表したものの割合は 93%（平成 26 年度 44%）であり、資料概要については、承認から 3 ヶ月以内に公表したものの割合は 94%（平成 26 年度 38%）であった。 ・平成 27 年度における新再生医療等製品の公表状況は、審査報告書 2 件、申請資料の概要 2 件であった。 ・平成 27 年度における公表状況は、要指導医薬品に係る審査報告書 2 件、申請資料の概要 2 件であった。医薬部外品に係る審査報告書 3 件、申請資料の概要 2 件を公表した。 <平成 26 年度業務実績の評価結果の反映状況> 平成 26 年度業務実績	
--	--	--	--	--	---	--

・年々増加する情報公開請求に対応するため、情報公開法に基づく情報開示業務と

・審査に関連する情報公開請求への対応のあり方については、対象となりうる文書の

		審査報告書等の公表業務を集約したが、関係部署と連携し、業務の更なる効率化を検討する。	取扱い等について、必要に応じ厚生労働省や PMDA 内関係部署と調整し対応する。		評価にて厚生労働大臣より「資料概要の公表については、承認後 3 ヶ月以内という目標が達成できるよう、体制の見直し等の改善が求められる。」という指摘を受けたところ、その主な原因について、①特に医療機器について、承認申請者が作成するマスキング案の提出が遅く、マスキング箇所の調整開始が遅かったこと、②PMDA 内のホームページ掲載手続きの遅延により 1.5 ヶ月間ほどホームページ掲載が中断したことが考えられたため、下記の改善策を講じたことにより、平成 27 年度は目標を達成した。 ①平成 27 年 8 月 28 日付厚生労働大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）通知に、新医薬品の場合と同様に、部会から 3 週間以内にマスキング案を提出するよう明記しその徹底を図ることとし、さらに、PMDA から承認申請者にマスキング案の提出をこまめに督促することとした。 ②公表作業については、承認申請者の理解と協力が不可欠なため、業界と適切な意見交換の場を設定し、改善に向	
--	--	--	--	--	--	--

		(5) 外部専門家の活用における公平性の確保 ・適切な知見を有する外部の専門家を活用する。その際、公正なルールに基づき、審査等業務及び安全対策業務の中立性・公平性を確保するとともに、必要に応じてルールの見直しを行う。	(5) 外部専門家の活用における公平性の確保 ・適切な知見を有する外部専門家を活用する。 ・当該専門家の活用に当たっては、専門協議等の実施に関するルールに基づき、審査等業務又は安全対策業務に関与する場合における寄付金等の受取状況等を確認し、そ	<評価の視点> 適切な知見を有する外部の専門家を活用し、その際、公正なルールに基づき、審査等業務、安全対策業務の中立性・公平性を確保しているか。	けて取り組むこととした。 ③PMDA の情報公開担当課が自らホームページ掲載までの責任を持つこととした。 ④PMDA 内において、公表の目標達成状況を平成 27 年8月から毎月、確認することとした。 ・平成 27 年度においては審査に関連する請求を含め、1,385 件の情報公開請求を受け、1,470 件について開示決定を行った。審査に関する情報公開請求については、一部の文書について厚生労働省と調整のうえ整理を行った ・専門委員への協議に関しては、判断の公平性・透明性が担保されるようにすることが必要である。このため、審査報告書の公表、専門委員の利益相反状況の公表等によって透明性を十分に確保し、外部からの検証が可能な仕組みとすること等を盛り込んだ「医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関	
--	--	---	--	--	--	--

	キ 審査等業務及び安全対策業務の信頼性を確保し、一層の効率化を図るための情報システム基盤を整備すること。	(6) 情報システムの充実による審査・安全業務の質の向上 ・ 取り扱う情報量の増加及び各情報の相関性・正確性の深化が予想される審査業務及び安全対策業務において、その変化に対応できるための情報システムの機能の充実により、業務の質の向上を図る。	の結果を公表することで透明性を確保する。 (6) 情報システムの充実による審査・安全業務の質の向上 ・ 審査等業務・安全対策業務の拡充に必要な既存の情報システム基盤の改善等を進め、業務の質の向上を図る。 特に既存情報の正確性担保及び紙資料の効率的な電子化を通じて、信頼性の向上を図る。 また、職員への研修及び継続的な情報提供により IT リテラシー向上を図る。 ・ 医薬品医療機器法の改正への対応も含め、審査等業務・安全対策業務の拡充に必要な既存の情報システムの機能改善等の充実について、システム最適化及び ICH－E2B／R3 対応等を考慮し	<評価の視点> 審査等業務及び安全対策業務の信頼性確保及び一層の効率化のために、様々な変化に対応できるための情報システムの機能追加を行い、業務の質の向上を図っているか。	する達」(平成 20 年 12 月 25 日、平成 28 年 2 月 16 日改正)に基づき、承認審査や安全対策に係る専門協議を依頼した専門委員の寄附金・契約金等の受取状況について、運営評議会と審査・安全業務委員会に報告を行っている。 ・ 電子ドキュメントのより一層の活用を図るため、IT リテラシー研修(マイクロソフトオフィス)を自席の端末で行う e-Learning 形式により延べ 57 名に実施した。 ・ 最適化計画に基づき構築した申請・審査システムを平成 26 年 8 月 25 日より稼働しており、「医薬食品局」から「医薬・生活衛生局」への名称変更への対応など、優先順位を付けて運用上必要な改	
--	---	---	--	--	---	--

			つつ計画的に進め、業務の質の向上を図る。 ・ 治験相談及び審査資料等の電子化を促進し、審査手続きにおける種々の電子ドキュメントのより一層の活用を図ることによって、審査業務の効率化に向けた体制を整備する。 ・ 大阪府等関西地域の要望を踏まえ、関西支部におけるテレビ会議システムによる対面助言の実施に向けて関係機関と調整を図る。		修を実施した。また、申請電子データシステムの開発に伴うパイロットテストを平成 28 年 1 月より開始した。また、E2B/R3 の実装に向けて平成 28 年 3 月 31 日付けで「市販後副作用等報告及び治験副作用等報告の留意点について」を発出し、システム稼働に向けた対応を行った。 ・ 医薬品等承認原議、薬物及び機械器具等治験届について、省スペース化・長期保存に耐えうる画像データへの変換を行った。これらの画像データを検索等により活用することで、審査業務の効率化・迅速化を推進した。 ・ 大阪府並びに大阪医薬品協会、大阪商工会議所及び公益社団法人関西経済連合会の要望により、関西地区の相談申込者の利便を図るため、関西支部においてテレビ会議システムを利用した対面助言を実施し、相談事業の充実を図ることとした。大阪府等と調整のうえ、テレビ会議システムを設置す	
--	--	--	---	--	---	--

		・ eCTD も含め審査等 手続における電子化 の促進及び職員の IT リテラシーの向上を 図る。	・ eCTD による承認申 請を推奨するととも に、電子ドキュメント に基づく審査を円滑 に実施できるようシ ステムの改善点を検 討し、必要に応じて改 修等を実施すること で、審査の効率化を図 る。		る会議室を増設する ための関西支部の移 転、テレビ会議システ ムの調達等に係る入 札等、平成 28 年度中 の運用開始に向けた 準備を行った。 ・ 申請・審査システム及 び新 eCTD ビューア システムについて、申 請電子データシステ ムとの連携に係るシ ステム改修を実施し た。平成 28 年秋から のゲートウェイ経由 での受付開始に向け、 検証環境上でシステ ムを稼働させ、平成 28 年 1 月から申請企 業を交えたパイロッ トテストを開始した。 ・ ICH における eCTD ver.4.0 の議論進展に 伴い、平成 26 年度に 無償公開した eCTD ver.4.0 の作成及び閲 覧を補助する簡易ツ ールを更新し、ホーム ページ上で無料公開 した。		
--	--	---	---	--	---	--	--

			・電子ドキュメントのより一層の活用を図るよう、引き続き効果的な IT リテラシー研修を実施する。		・電子ドキュメントのより一層の活用を図るため、IT リテラシー研修（マイクロソフト オフィス）を自席の端末で行う e-Learning 形式により延べ 57 名に実施した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－8	副作用・不具合情報収集の強化並びに整理及び評価分析の体系化		
業務に関連する政策・施策	政策目標：医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：国民保健の向上に資することを目的に、厚生労働省との連携を図りつつ、医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するとともに、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する安全対策に関する業務を迅速かつ公正に実施する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 5 号等
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」日本再興戦略において、「世界に先駆けて革新的医薬品・医療機器、再生医療製品の実用化を促進するため、市販後の製品の品質確保や安全対策にも留意しつつ、更なる審査の迅速化と質の向上を図る」とされているとおり、市販後安全対策の着実な実施は審査の迅速化の大前提である。市販後安全対策は、情報収集・評価分析を踏まえた安全対策措置の立案及び実施と、講じた措置の情報提供からなっており、副作用・不具合情報の収集・整理・評価分析といった一連の業務の重要度は非常に高い。 また、医療情報データベース整備事業についても、日本再興戦略において、「医薬品の副作用データベースシステムについて、データ収集の拠点となる病院の拡充や地域連携の推進を図ることにより、利活用できる十分な情報を確保し、医薬品の有効性・安全性評価や健康寿命の延伸につなげる」とされ、次世代医療 I C T 基盤協議会に参画する重要な事業とされており、市販後安全対策の更なる高度化を図るのみならず、国民の健康増進への寄与という面からも極めて重要度が高い。 難易度：「高」安全対策業務は、患者の安全性に直結する業務であり、大量の安全性情報を遅滞なく評価し、健康被害の発生を防止するために直ちに安全対策措置を実施することが求められている。近年、画期的な効果を示す新薬や、日本での開発が先行する新薬の承認が加速する中、未知のリスクや今までとは異なる機序のリスクの医薬品、より重篤な疾患や高度な手技に使用される医療機器が増加している。これらの医薬品及び医療機器のリスクに対しては、これまでの知見では想定されないような副作用・不具合が発生するおそれがあることから、より慎重なモニタリング、副作用症例の評価にあたっての専門委員への意見聴取、海外情報のリアルタイムでの収集等の必要性が増加し、さらに密な検討が必要となる。また、世界に先駆けて日本が安全対策を実施するケースも増加しており、海外規制当局との守秘義務協定等に基づく安全性情報の交換も活発化しており、関係学会との連携、医療現場が混乱させずに適切な情報提供を行うための方法の検討、同時開発された類薬において遅滞なく対応するために複数の企業を対象とした説明会を実施するなど、安全対策業務の質の難易度は益々高くなっている。更に、量の面からも、平成 27 年度は、副作用・感染症報告件数は前年度の 13%増、不具合報告件数は同 42%増であり、5 年前に比べると、副作用・感染症では 1.9 倍、不具合では 2.9 倍であった。また、添付文書改訂等の安全対策の企業等からの相談件数は、医薬品が前年度の 14%増、医療機器が同 138%増であり、5 年前と比べて医薬品が 1.3 倍、医療機器が 4.5 倍となっている。一方、副作用・不具合報告の分析・調査・評価に対応した増員は図られておらず、現行の体制のまま、質、量ともに急増した業務を、これまで同様に実施することが求められており、極めて高い難易度であった。また、医療情報データベース整備事業については、レセプト情報及び DPC の情報に加えて、臨床検査結果等を含む電子カルテ情報を利活用できる 400 万人規模のデータベースを国内で初めて構築するものであり、極めて難易度が高い。特に、安全対策に活用するため高品質のデータが求められることから、格納されているデータについては、電子カルテデータとの突合によるバリデーションや標準コードへのマッピング作業など極めて高度な品質管理を実施しているが、この手法は世界的にも確立されていない高度なものとなっている。また、データ解析に関しては第三者による利活用を目指して、他の DB にはない簡便な解	関連する政策評価・行政事業レビュー	

	析システムを独自に開発しており、難易度は極めて高い。		
--	----------------------------	--	--

2. 主要な経年データ															
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間平均 等	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		指標	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
										予算額（千円）	5,411,955	5,315,493			
										決算額（千円）	3,984,457	4,570,574			
										経常費用（千円）	3,867,936	3,826,455			
										経常利益（千円）	175,364	221,193			
										行政サービス 実施コスト（千円）	923,032	874,985			
										従事人員数（人）	152	167			

注）予算額等は業務毎の整理としていないため、業務部門毎の金額等を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 安全対策業務 審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、よりよい医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器等が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止、発生時の的確・迅速な対応を行い、医薬品・医療機器等がその使命をより長期にわたって果たすことが重要である。 このような考え方の下、日本再興戦略や健康・医療戦略、薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の最終提言などの内容を反映し策定された薬事法一部改正法等を踏まえ、医薬品・医療機器等の安全対策を充実するため、自己財源も活用し、必要な体制強化を図ること。	3 安全対策業務 安全対策業務について、日本再興戦略や健康・医療戦略、薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の最終提言や厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会などの内容を反映した薬事法一部改正法等を踏まえ、医薬品・医療機器等の安全対策を充実するため、自己財源も活用し、必要な体制強化を図る。 上記を適切かつ円滑に実施するため、引き続き厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、以下の施策を進める。 （注）以下の施策の実施主体は、特段の記載がない場合はPMDAとしているが、厚生労働省等、他の法人等が実施する部分は、その旨実施主体を明記する。	3 安全対策業務 日本再興戦略や健康・医療戦略、薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の最終提言や厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会などの内容を反映し改正された医薬品医療機器法等の安全対策を充実するべく、厚生労働省とともに、迅速かつ的確に業務を遂行する。		<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：A 安全対策業務は、患者の安全性に直結する業務であり、大量の安全性情報を遅滞なく評価し、健康被害の発生を防止するために直ちに安全対策措置を実施することが求められている。近年、画期的な効果を示す新薬や、日本での開発が先行する新薬の承認が加速する中、未知のリスクや今までとは異なる機序のリスクの医薬品、より重篤な疾患や高度な手技に使用される医療機器が増加しており、これまでの知見では想定されないような副作用・不具合が発生するおそれがあることから、より慎重なモニタリング、副作用症例の評価にあたっての専門委員への意見聴取、海外情報のリアルタイムでの収集等の必要性が増加し、さらに密な検討が必要となっている。また、世界に先駆けて日本が安全対策を実施するケースも増加して	評価	
	ア 副作用等情報の評価の高度化、専門化	（1）副作用・不具合情報収集の強化	（1）副作用・不具合情報収集の強化	<その他の指標> ・本格運用に向けた準	・受付けた患者副作用報告の評価を実施する			

	に的確に対応できるよう、副作用等情報の整理及び評価分析体制を大幅に充実強化し、体系的、恒常的に副作用情報の網羅的な評価を実施すること。また、IT技術の活用により、複数の副作用情報に新たな関連性を見だし、新規の安全性情報の発見・解析を行う手法を研究、活用する等効率的・効果的な安全情報の評価体制を構築し、随時改善を図ること。	・患者からの副作用報告について、副作用を報告した患者、家族等からの意見などを踏まえ、報告しやすい仕組みを構築し、一般用医薬品及び要指導医薬品の副作用報告を含めて、正式に受付を開始し、評価する。 ・製造販売業者からの報告に加え、医薬関係者からの報告を受け付けるとともに、厚生労働省と連携し、医薬関係者からの報告の増加を促す対策を講じる。	・患者からの副作用報告の本格運用に向けた体制を整備し、準備を進める。 ・医療機関報告について、報告の増加を促すための対策を厚生労働省と連携して実施する。 ・医療機関からの副作用等報告を引き続き適切に受け付ける。	備の推進 ＜評価の視点＞ ・本格運用に向けた準備の推進 ＜その他の指標＞ ・医療機関からの報告数の増加 ＜評価の視点＞ ・報告増加に寄与する成果物の作成 ＜その他の指標＞ ・受付業務の開始 ＜評価の視点＞ ・受付業務の開始	ための安全対策支援システム等の改修を行い、個人情報に十分配慮した詳細調査手法について標準業務手順書を策定するなど、本格運用に向けての準備を進めた。 ・引き続き報告された症例の公開を行った。さらに、平成 27 年度は医療薬学会での発表を実施し、患者副作用報告の周知を行った。 ・昨年度に引き続き厚生労働省の医薬品・医療機器等安全性情報報告制度啓発ポスターの作成に協力した。 ・平成 27 年度の医薬関係者からの報告数は、安全性情報報告制度及びワクチン報告の合計 6,129 件であった（前年度に比べて 51 件減）。 ・医療機関からの副作用等報告の受付を手順書に従い円滑に実施している。	おり、海外規制当局との守秘義務協定等に基づく安全性情報の交換も活発化しており、関係学会との連携、医療現場を混乱させずに適切な情報提供を行うための方法の検討、同時開発された類薬において遅滞なく対応するために複数の企業を対象とした説明会を実施するなど、安全対策業務の質の難易度は益々高くなっている。更に、量の面からも、今年度は、副作用・感染症報告件数は前年度の 13% 増、不具合報告件数は同 42% 増であり、5 年前に比べると、副作用・感染症では 1.9 倍、不具合では 2.9 倍に増加していた。また、添付文書改訂等の安全対策の企業等からの相談件数は、医薬品が前年度の 14% 増、医療機器が同 138% 増であり、5 年前と比べると、医薬品が 1.3 倍、医療機器が 4.5 倍に増加していた。更に、平成 26 年 11 月に施行された医薬品医療機器法に基づく添付文書の届出に迅速に対応する必要が生じている。 一方、副作用・不具
--	--	---	--	--	---	--

		・副作用情報・不具合情報等の報告システムについて、ICHのE2B等の国際的な開発状況、情報技術の進展等を踏まえ、システムの強化・高度化を図り、効率的・効果的な安全性情報等の収集を推進する。 ・医薬部外品・化粧品の副作用報告について情報収集の対応を強化する。 (2) 副作用等情報の整理及び評価分析の体系化 ・医薬品等の副作用等情報の評価の高度化、専門化に的確に対応できるよう、審査	・副作用情報・不具合情報等の報告システムについて、ICH－E2B／R3 対応等の国際的な開発状況、情報技術の進展等を踏まえ、旧システムとシームレスに扱えるよう必要なシステムの構築を進める。 ・引き続き医薬部外品・化粧品の副作用報告の受け付けを実施する。 (2) 副作用等情報の整理及び評価分析の体系化 ・安全対策業務の新支援システムを利用して業務を行うとともに	＜その他の指標＞ ・副作用情報の受付システムの年度内の開発 ＜評価の視点＞ ・受付システムの年度内の開発終了 ＜その他の指標＞ ・受付業務の開始 ＜評価の視点＞ ・受付業務の開始 ＜その他の指標＞ ・業務手順の見直し ＜評価の視点＞ ・平成 28 年からの運用に向けた準備の推進	・E2B／R3 対応の副作用情報システムについて、平成 27 年 4 月からコアメンバーとパイロット（大規模）テストを実施、平成 27 年 6 月から製薬企業およびシステムベンダー向けにパイロット（大規模）テストを、EDI(Electronic Data Interchange)ベンダーと接続テストを実施し、11 月から大規模テストに参加しなかった企業向けにテストツールの一般公開を開始し、年度内に関連通知を発出した。 ・平成 27 年度は医薬部外品 323 件、化粧品 114 件の副作用報告を受理した。人員の適切な配置を行い、特に大きな問題はなく適切に業務を実施した。 ・平成 28 年 4 月に予定されている ICH E2B (R3) 形式でのデータ登録への移行に向け、安全対策支援システムの改修を実施した。ま	合報告の分析・調査・評価に対応した増員は図られておらず、現行の体制のまま安全性情報を迅速・適切に整理・評価し安全対策を実施するという、極めて難易度の高い業務を適確・適切に遂行した。また、医療情報データベース基盤整備事業は、現在の副作用の自発報告等の限界（全投与患者数が把握できないなど）を補い、医薬品等の安全対策を推進することを目的としており、データベースを活用することにより他剤との副作用発生頻度の比較や安全対策措置後の効果の検証等が可能となり、より高度な医薬品等安全対策の実施が期待されるものである。本事業は、日本初のリアルタイム大規模データベースの構築を目指すものであり、難易度の高い事業である。平成 27 年度においては、精力的に品質管理を進めるとともに、試行的利活用のテーマを決定し着手した。 また、データの品質管理に係る作業過程で認められた課題の対応を通じて、国内の
--	--	--	--	---	--	---

		部門に対応した薬効分類、診療領域を踏まえた分野ごとのチーム編成のもとで、段階的にチームの構成人数を拡充するなど、副作用等情報の整理及び評価分析体制を大幅に強化・充実し、同時にIT技術を活用する等の方策を講じ、国内の医薬品等副作用・感染症報告全体を精査する。	に、必要に応じ手順の見直しを行う。 ・医薬部外品、化粧品 の副作用報告を調査 ・分析し、必要に応じて製造販売業者への指導等を行う。 ・国内の医薬品副作用 ・感染症報告の全症 例について、精査（ 因果関係評価若しくは報告内容の確認） を、原則として翌営業日中に行う。 ・データマイニング手法の活用方法に関する業務手順について、業務改善すべき点を継続的に検討し、必要に応じ改善点を手順書に反映する。	＜その他の指標＞ ・製造販売業者への迅速な指導等 ＜評価の視点＞ ・因果関係評価若しくは報告内容の確認の原則翌営業日中の達成 ＜その他の指標＞ ・迅速な症例調査の実施 ＜評価の視点＞ ・国内の医薬品副作用・感染症報告の全症例について、精査（因果関係評価若しくは報告内容の確認）を、原則として翌営業日中に行う。 ＜その他の指標＞ ・業務改善点の検討及び手順書への反映 ＜評価の視点＞ ・業務改善すべき点があれば、必要に応じ手順書を改定する。	たそれに伴い評価方法の部内手順を見直した。 ・ICH E2B（R3）形式でのデータ登録への移行後の市販後副作用等報告の留意事項について、部長通知として周知を行った。 ・医薬部外品、化粧品の副作用報告の全症例について、精査（因果関係評価若しくは報告内容の確認）を、原則として翌営業日中に行った。 ・国内の医薬品副作用・感染症報告の全症例について、精査（因果関係評価若しくは報告内容の確認）を、原則として翌営業日中に行った。 （平成 27 年度医薬品副作用・感染症症例報告等約 40 万件、平成 26 年度医薬品副作用・感染症症例報告等約 36 万件） ・データマイニング手法の活用方法に関する業務手順について検討した結果、本年度は、特段の問題はなく業務手順書の改定は必要なかった。	標準化規格の改訂の提言等を行っており、医療情報の標準化にも寄与するなど、当初の計画になかった成果も得ることができた。 以上を踏まえて、Aと評価する。 ＜課題と対応＞ 26、27 年度の課題として、医療情報データベースの品質管理の重要性が明らかとなった。28 年度は、送信プログラム修正等必要な対応を行い、全ての拠点において修正後の送信プログラムでのデータ再蓄積を開始するとともに、統合解析を念頭においた試行的利活用も開始する予定である。また、医薬品医療機器法に基づき、着実に安全対策業務を進めることとしている。	
--	--	---	--	---	---	---	--

		医療機関からの副作用等報告に係るフォローアップ調査を機構自ら行う体制を段階的に整備し、平成30年度には、調査が必要と判断される全ての報告について実施できる体制を確保する。	医療機関からの副作用等報告について確認を行い、詳細情報の調査については、その重要な不足情報を特定した上で報告者に直接問い合わせを行い、安全対策に積極的に活用する。	＜その他の指標＞ - 医療機関への詳細情報の調査 ＜評価の視点＞ - 医療機関報告を適切に評価し、措置を講じる際の根拠症例として活用	- 平成27年度に機構が受け取った安全性情報報告制度による医療機関からの副作用報告は4,891件であり、うち機構調査対象は1,100件であった。（平成26年度は医療機関からの副作用報告4,782件のうち、機構調査対象は1,067件であった。） - これらのうち、不足情報があるものについては詳細調査を実施した上で、医療機関からの報告は企業報告と同様に因果関係を評価し、措置を講じる際の根拠症例として活用した。		
		副作用等情報入手から添付文書改訂等の安全対策措置立案までのプロセスを標準化し、透明化を図るとともに、処理の的確化及び迅速化を図る。	副作用等情報の入手から添付文書の改訂等の安全対策措置立案までの作業に関して策定したプロセスに沿って業務処理の的確化及び迅速化を図るとともに、プロセスについて必要に応じ改訂を行う。	＜その他の指標＞ - 安全対策措置立案の的確化及び迅速化 ＜評価の視点＞ 「医薬品の添付文書の改訂業務に至る標準的な流れ」に沿って業務処理を的確かつ迅速に行う。	「医薬品の添付文書改訂業務に至る標準的な流れ」に沿って業務処理を的確かつ迅速に行うことができ、年10回の専門協議を実施し、平成27年度は医薬品84成分について適時適切な添付文書改訂を行った。 - 添付文書の改訂につながる最初のきっかけから調査結果通知までの期間が短縮できるよう、検討を開始し		

		- 安全対策措置立案までの目標を設定し、プロセスの標準化・効率化を図ることにより、着実に迅速化する。目標については、例えば、企業との初回面会から調査結果通知までの期間を、中央値でみて現行の期間から短縮することなどを検討する。 - 添付文書届出手順を整備し、製造販売業者による添付文書の円滑な届け出の実施を図る。届け出られた添付文書の内容を確認する体制を構築し、最新の知見に基づく情報提供が行われることを確保する。	- 安全対策措置の立案までの作業の迅速化のため、作業工程に関して追加、見直した目標を着実に実施する体制を整える。 - 安全対策措置の実施業務の標準手順に従い業務を行い、業務の迅速化を図るとともに、必要に応じ手順の見直しを行う。 - 医薬品医療機器法の改正に伴う添付文書の届出制に対応し届け出のあった添付文書の受付及び内容の確認について迅速に対応し、最新の知見に基づく添付文書の公表を行う。届出システムの効率化に向け、改善を検討する。	＜その他の指標＞ - 安全対策措置立案に係る作業工程の見直し等 ＜評価の視点＞ - 安全対策措置の立案までの作業の迅速化のため、作業の見直し等を検討する。 ＜その他の指標＞ - 安全対策措置立案に係る標準手順の見直し等 ＜評価の視点＞ - 安全対策措置の実施業務の標準手順の見直し等を検討する。 ＜その他の指標＞ - 法改正に伴い規定された添付文書の届出制の着実な実施及び最新の知見に基づく添付文書の公表 ＜評価の視点＞ - 添付文書届出受理の原則 5 営業日中の達成	た。 - 添付文書届出に当たって必要な相談整理番号の連絡や、届け出された添付文書の確認を、手順書に従い、迅速かつ確実に実施した。 - 添付文書の届出制に対応して、4,609 件の届出について内容の確認を迅速に行い受理した。 - 平成 26 年 11 月に施行された添付文書届出業務について、業務フロー等の点検を行い、厚生労働省、医薬品及び医療機器の関係業界団体等と連携しながら、業務の改善を図った。 - 医薬品添付文書記載要領について、平成 28 年度に予定されている改正に向け、添付文書情報の電子化書式の XML 化について、業務の効率化等も踏	
--	--	---	--	--	---	--

		・医薬品・医療機器等の添付文書や医療関係者・患者への情報伝達ツールの作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応する。	・医薬品・医療機器の添付文書や医療関係者・患者への情報伝達ツールの作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応する。	＜その他の指標＞ ・添付文書等の改訂相談への迅速な対応 ＜評価の視点＞ ・医薬品・医療機器の添付文書や医療関係者・患者への情報伝達ツールの作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応する。 ＜その他の指標＞ ・企業からの医療安全相談への迅速な対応 ＜評価の視点＞ ・企業からの医療安全相談への対応 ＜その他の指標＞ ・医療情報データベースへのデータ蓄積、特性把握、バリデーションを実施するとともに試行的利活用を開始する。 ＜評価の視点＞ ・構築した医療情報データベース（DB）システムが安全対策において有用なツールとなるよう、DB の利活用の観点を適切に反映し、DB 構築に係る各種業務を遂	まえ、システム対応の要件も含め関係者と協議を開始した。 ・企業からの情報提供資料の配布等に関する指導・助言を迅速かつ適切に実施し、医薬品については 991 件（前年比 14%増）、医療機器については 772 件（前年比 138%増）、再生医療等製品については 4 件（前年 0 件）の添付文書の改訂等の企業からの相談に対応した。 ・企業からの医薬品及び医療機器に係る医療安全相談 116 件に対して、迅速に対応した。 ・安全対策の実施や審査にあたって必要な処方実態調査等の実施や、薬剤疫学調査等に関する文献等の疫学レビューを行い、安全対策の向上等に寄与した。	
--	--	---	--	---	--	--

		、医薬品のリスク・ベネフィット評価や、安全対策への活用促進を図る。 ・医療情報データベース活用の試行結果を踏まえ、医薬品等の製造販売業者が市販後調査等のためにデータベースを利活用する条件についての厚生労働省の検討結果に基づき、製造販売業者による医療情報データベースの安全対策への活用促進を図る。	析事例をさらに集積して、各種データベースの特徴把握や手法の多様化を進めるとともに、分析結果を安全対策業務へ活用するため、関連部署との連携を進める。 ・厚生労働省と協力しながら、製造販売後調査へのデータベースの活用方法について、業界の意見を聴取しつつ検討を進めるとともに、製造販売業者が再審査等のためにデータベースを利用するための課題等を整理する。	行できたか。 ＜その他の指標＞ ・適切な薬剤疫学調査計画の策定、海外等の情報視察、部署内勉強会の実施 ＜評価の視点＞ ・第二期中期で得られた知見に基づき、科学的な調査・レビューを実施し、安全対策業務等に貢献したか。	・副作用リスク分析手法の高度化のため、厚生労働省保険局から提供されたナショナルレセプトデータを用い、粗解析を実施した。 ・健康保険組合レセプトデータベースを用いた薬剤疫学調査の成果について国内外の学術雑誌に投稿し受理され、薬剤疫学研究の推進に寄与した。 ・医療情報 DB の安全対策や再審査への活用について検討するため、厚生労働省主催の製薬業界とのワーキンググループにおいて、電子診療情報の活用を視野に入れ、今後の安全性監視活動を実施する上での基本的考え方について検討し、ドラフトの作成を完了し、また、再審査資料を作成する場合におけるデータの信頼性担保に関する基本的考え方について検討し、ドラフトの作成に着手した。 ＜平成 26 年度業務実績の評価結果の反映状況＞ ・平成 26 年度業務実績評価にて厚生労働大	
--	--	---	---	--	--	--

		・医療情報データベースを量・質ともに拡充するため、データ蓄積の促進を図るとともに、安全対策の向上につなげる。	・医療情報データベースの安全対策への利用を早期に実現するため、データ蓄積の促進を図るとともに、蓄積されたデータの質向上のため、品質管理等を含むバリデーションを着実に実施する。	＜その他の指標＞ ・医療情報データベースに係るデータ蓄積の促進 ＜評価の視点＞ ・医療情報データベースの量・質の観点からのデータ蓄積の促進	臣より「医療情報データベース基盤整備事業については、目標としていた平成 26 年度中の試行的利活用には至っておらず、早期の試行的利活用に向けた措置を精力的に進めることを期待する。」との指摘を受けたが、平成 27 年度に精力的に次項以降のとおり品質管理を進めるとともに、試行的利活用に着手し、テーマを決定した。 ・全 10 拠点に構築した医療情報データベースに格納されるデータ及び解析システムの品質管理に係る作業を精力的に進め、質の向上に努めた。 ・格納されたデータの品質管理については 26 年度までの作業で認められた課題の原因調査等を行うとともに、送信プログラム修正等必要な対応を行い、対応が終了した拠点から順次、修正後の送信プログラムでのデータ再蓄積を開始した。 ・解析システムの品質管理についても、認められた課題について、システム改修等の対応	
--	--	---	--	---	--	--

		・ 有用な医療機器・再生医療等製品を迅速かつ安全に国民に提供するため、前中期計画期間までの検討を踏まえ、関係学会、関係企業等との連	・ 医療機器（補助人工心臓）の患者登録システムについて、関係学会等との連携を含め、長期かつ安定に運用可能な体制に	＜その他の指標＞ ・ 医療機器不具合発生情報に係る検討結果の整理等。 ＜評価の視点＞ ・ 検討及び公表した内	を行った。 ・ 各協力医療機関において「医療情報データベース分析手法高度化のためのデータ検証（バリデーション）事業」を平成 25、26 年度に引き続き実施し、さらに、複数施設統合解析に関して、「医療情報データベースに保存された医療情報の実践的な利活用のためのデータ検証（バリデーション）」事業を平成 27 年度より 7 拠点で開始した。 ・ これらの品質管理に係る作業を通じて得られた知見を関連団体にフィードバックし、本邦における医療情報の標準化仕様である SS-MIX2 規格の改訂に貢献した。・ 本格運用時の課題について、厚生労働省と協力して状況を整理し、厚生労働省が設置した医療情報データベース運営検討会で本格運用に向けたルールの議論を開始した。 ・ 補助人工心臓の市販後患者登録システム（J-MACS）について、関係学会・関係企業等との連携体制を強化した新たな運用	
--	--	--	---	--	---	--

		携により、長期に安全性を確認する患者登録システム（レジストリ）構築等の市販後情報収集体制の強化を図る。	移行するための検討を行う。	容が、市販後情報収集体制の強化に資するものであるか。	体制に円滑に移行するため、WG を設置して課題を整理し、解決に向けた取り組みを進めた。		
		・ゲノム薬理学の市販後安全対策への利用について、調査研究を促進する。	・再生医療等製品の患者登録システム構築に向け、作成した仕様書に基づきシステムを構築する。	＜その他の指標＞ ・患者登録システム構築のための仕様書の作成 ＜評価の視点＞ ・患者登録システム構築のための仕様書の完成	・再生医療等製品の患者登録システムの仕様書に基づき、データベース及び運用手順書等を完成させた。		
			・ゲノム薬理学の市販後安全対策への利用について、調査研究を促進する。	＜その他の指標＞ ・ゲノム薬理学の市販後安全対策への利用に係る調査研究を促進する。 ＜評価の視点＞ ・ゲノム薬理学の市販後安全対策への利用について、調査研究の促進。	・国立医薬品食品衛生研究所が実施している、重篤副作用の発現にかかるファーマコゲノミクス研究推進に協力した。		
ウ	医薬品リスク管理計画に基づく適切な安全対策を実施すること。	（６）医薬品リスク管理計画に基づく適切な安全対策の実施 ・新たに導入された医薬品リスク管理計画（RMP）に基づく「医薬品安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」が適切に実施されるよう、相	（６）医薬品リスク管理計画に基づく適切な安全対策の実施 ・新医薬品の承認審査終了までに、新薬審査部門と安全部門が連携し、申請者と議論しつつ、医薬品リスク管理計画（RMP	＜その他の指標＞ ・新医薬品の承認審査終了までに、審査部門と連携して医薬品リスク管理計画の確認を行う。 ＜評価の視点＞ ・審査終了までに機構（新薬審査部門及び安全部門）の見解を申請	・新薬審査の各チームに対応して 14 名のリスクマネージャーを配置し、新薬審査部門と安全部門が連携して、承認審査中の品目に関する医薬品リスク管理計画（RMP）について、安全性検討事項		

		談・指導体制の強化 ・充実を実施する。 ・新医薬品の承認審査終了までに、新薬審査部門と安全部門が連携し、申請者と議論しつつ、医薬品リスク管理計画を確認する。	）を確認する。 ・医薬品リスク管理計画に基づき、市販後医薬品の「医薬品安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」が適切に実施されるよう、相談・指導を行う。 ・医薬品リスク管理計画について医療関係者等と共有し、医薬品の適正使用の推進を図るため、ホームページで公開する。	者の理解を得て医薬品リスク管理計画の確認ができているか ＜その他の指標＞ ・医薬品リスク管理計画に基づく相談・指導の実施 ＜評価の視点＞ ・市販後に評価、検討が適切に行える医薬品安全性監視活動及びリスク最小化活動が設定できているか ＜その他の指標＞ ・医薬品リスク管理計画をホームページで公開し、同型各を医療関係者等と共有する。 ＜評価の視点＞ ・ホームページへの公表が遅延なく実施できているか	の特定、安全性監視活動及びリスク最小化活動をとりまとめた。審査過程において照会事項を送付して申請者と議論しつつ、審査終了までに RMP を確認した。 ・提出された RMP について、リスクマネージャー間で情報を共有し、審査上の論点を踏まえて、「医薬品安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」が適切に実施されるよう、申請者への相談・指導を行った。 ・平成 27 年度には新たに 65 品目、更新 111 品目（延べ）の RMP をホームページで公開し、平成 28 年 3 月末現在、185 品目の RMP を公開している。 ・医療現場における RMP の利活用を推進するため、RMP 概要版の機構ホームページ	
--	--	--	---	--	---	--

	エ 救済業務及び審査関連業務との連携を図り、適切な安全性の評価を実施すること。	- ジェネリック医薬品については、製造販売業者が実施すべき「医薬品安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」を、ジェネリック医薬品審査部門と安全部門が連携し、承認審査において確認するとともに、必要に応じ製造販売後の実施を申請者に対して指導する。 (7) 新たな審査制度の導入に対応した安全対策の強化及び審査から一貫した安全性管理の体制 - 救済業務との連携及び審査から一貫した安全性管理の体制を強化し、個人情報に十分配慮しつつ、救済業務の情報を安全対策業務に活用する。 - 再生医療等製品（条	- ジェネリック医薬品の製造販売業者が実施すべき「医薬品安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」を、審査部門と安全部門が連携して確認し、相談・指導を行う。 (7) 新たな審査制度の導入に対応した安全対策の強化及び審査から一貫した安全性管理の体制 - 救済部門と安全部門の連携を強化し、引き続き個人情報に十分配慮しつつ、救済業務の情報を安全対策業務に活用する。	＜その他の指標＞ - ジェネリック医薬品の製造販売業者の医薬品リスク管理計画への適用に基づく相談・指導の実施 ＜評価の視点＞ - ジェネリック医薬品にて対応が必要な追加の活動の抽出、ジェネリック医薬品等審査部との連携 ＜その他の指標＞ - 救済業務の情報を安全対策業務へ活用する。 ＜評価の視点＞ - 救済情報の安全対策業務への活用、救済部との連携	ジでの公表を開始することとし、提出時の注意事項を取りまとめた通知の発出（平成28年3月31日付け薬機安一発第 0331001号独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全第一部長通知）及び受付・公表の手順の整備を行った。 - ジェネリック医薬品について、製造販売業者が実施すべき「医薬品安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」について、審査部門と安全部門が連携して対応した。 - 平成 27 年度にはメトホルミン塩酸塩の後発医薬品 10 品目について、新たに RMP を公開した。 - 毎月定期的に、安全・救済連絡会を開催し、安全部門と救済部門との意見交換を行い、情報を共有した。 - 救済請求事例の安全対策での活用手順をまとめたマニュアルを作成し、安全対策業務への活用を推進した。		
--	--	---	--	--	--	--	--

		件及び期限付承認の期間中を含む。)による副作用情報等を安全部門と審査部門が情報共有し、連携して安全対策を実施する。 ・新医療機器、認証医療機器による不具合情報等を安全部門、審査部門、認証機関監督部門が情報共有し、安全対策を実施する。 ・新医薬品の品目数に応じて、リスクマネージャーを分野ごとに複数配置し、審査	・再生医療等製品（条件及び期限付承認の期間中を含む。）による副作用情報等を安全部門と審査部門が情報共有し、連携して安全対策を実施する。 新医療機器、認証医療機器による不具合情報等を安全部門、審査部門、認証機関監督部門が情報共有し、安全対策を実施する。 ・リスクマネージャーのスキルアップを図	＜その他の指標＞ ・再生医療等製品に係る副作用情報等を安全部門と審査部門で共有し連携して安全対策を実施する。 ＜評価の視点＞ ・関連部門間の適切な連携 ＜その他の指標＞ ・新医療機器、認証医療機器による不具合情報等を安全部門、審査部門、認証機関監督部門が情報共有し、安全対策を実施する。 ＜評価の視点＞ ・関連部門間の適切な連携 ＜その他の指標＞ ・リスクマネージャーのスキルアップを図	・再生医療等製品について、承認申請中の品目について、審査部門と安全部門とで連携し、市販後安全対策及び添付文書記載内容に関する検討を行った。また、市販後の副作用情報の共有を図った。 ・新医療機器について、審査の段階から審査部と安全部門とが連携し、市販後安全対策及び添付文書記載内容について協議した。 ・クラスⅢ医療機器の認証基準案策定に当たり、過去の市販後安全対策事例に関する情報を審査部門と安全部門とが共有し、連携して認証基準案策定に対応した。 ・市販後に報告される医療機器の不具合報告等について、安全部門、審査部門及び認証機関監督部門が必要に応じて情報共有し、安全対策を実施した。 ・リスクマネージャーに		
--	--	---	--	---	--	--	--

		時からの一貫した安全対策の実施体制を強化する。 ・安全対策業務全体のマネジメント機能を強化し、各チームが有機的に連携し、業務を的確に遂行する。 ・承認条件として全例調査が付された品目については、製造販売後調査等によって得られた安全性及び有効性に関する情報を適時適切に評価し、国民、医療関係者に速やかに提供できるようにする。	るとともに、審査部門との連携を強化しつつ、開発段階から製造販売後までの安全性監視の一貫性をより高めていく。 ・部内でのチーム横断的な会議を定期的を開催し、安全対策業務全体のマネジメントを行い、業務を的確に遂行する。 ・米国 FDA 及び欧州 EMA 等の海外規制当局とも、より早期の段階から安全性に係る情報を交換するよう努める。 ・承認条件として全例調査が付された新医	りつつ、安全監視の一貫性をより高める。 ＜評価の視点＞ ・リスクマネージャー間で情報共有することにより一貫した安全性監視ができているか。 ＜その他の指標＞ ・部内でのチーム横断的な会議を定期的を開催する。 ＜評価の視点＞ ・安全対策業務全体のマネジメントをチーム横断的に行い、業務を的確に進行する。 ＜その他の指標＞ ・米国 FDA 及び欧州 EMA 等の海外規制当局との早期の安全性情報の交換を行う。 ＜評価の視点＞ ・海外規制当局との連携 ＜その他の指標＞ ・承認条件として全例調査が付された新医	よる会議を週に1回開催し、リスクマネージャーのスキルアップを図るとともに、審査部門と安全部門との連携を強化し、一貫した安全性監視を実施した。 ・部内でのチーム横断的な会議を定期的を開催し、案件の進捗状況の確認を行うとともに、業務を的確に行った。 ・米国 FDA、欧州 EMA 及び守秘義務協定を締結している諸国に国内の最新情報を提供するなど国際的な連携構築に努めた。FDA 及び EMA 等の海外規制当局から質問を受けた際の対応、PMDA から海外規制当局への問い合わせについて、適宜実施した。 ・承認条件として全例調	
--	--	--	--	---	---	--

	カ 予防接種法の副反応報告に関する情報収集及び調査・分析業務を適切に実施すること。	(9) 予防接種法の副反応報告に関する情報収集と調査・分析 ・機構が調査した医療機関からの副反応報告についてホームページにおいて迅速に公表する。 ・予防接種法による副反応報告の詳細調査を個人情報の取り扱いに留意した上で実施し、予防接種の安全性確保のために必要な調査・分析を行う。	薬品については製造販売後調査等によって得られた安全性及び有効性に関する情報を適時適切に評価し、国民、医療関係者に速やかに提供する。	薬品については、安全性及び有効性に関する情報を適時適切に評価し、国民、医療関係者に速やかに提供できるような仕組みを検討する。 ＜評価の視点＞ ・承認条件として全例調査が付された新医薬品については製造販売後調査等によって得られた安全性及び有効性に関する情報を適時適切に評価する。	査が付された医薬品について、市販後に得られた安全性情報等を迅速に評価し、適宜当該企業と協議しつつ、必要に応じて情報提供資材の配布等の指導を行った。また、承認条件として付された全例調査の結果について、適切に評価し、10 件の承認条件解除に係る報告書を作成した。		
			(9) 予防接種法の副反応報告に関する情報収集と調査・分析 ・PMDA が調査した医療機関からの副反応報告についてホームページにおいて迅速に公表する。 ・予防接種法による医療機関からの副反応報告を適切に受け付け、詳細調査を個人情報の取り扱いに留意した上で実施し、予防接種の安全性確保のために必要な調査・分析を行う。	＜その他の指標＞ ・副反応報告についてホームページへ迅速に公表する。 ＜評価の視点＞ ・ホームページへの迅速な公表 ＜その他の指標＞ ・受付業務の開始 ＜評価の視点＞ ・受付業務の開始 ＜その他の指標＞ ・副反応報告の詳細調査を実施し、予防接種の安全性を確保す	・機構が調査を行った副反応報告について、報告内容及び調査内容の適切なコーディング等を実施した上で、調査完了後速やかに公表した。 ・医療機関からの副反応報告受付について、特に大きな問題はなく順調に業務を実施している。 ・平成 27 年度における副反応報告数は 1,238		

				るための調査・分析を行う。 ＜評価の視点＞ ・予防接種法による副反応報告の詳細調査を適切に実施し、ワクチンの安全性評価に貢献	件であった。被疑ワクチンの製造販売業者に対し情報提供するとともに、医薬品医療機器法上の規定に基づき適切に対処するよう指示を行った。また、報告症例については、必要に応じて副反応を診断した医師、予防接種を実施した医師などへの聞き取り調査を行い、死亡症例及び特定の重篤な副反応（アナフィラキシー反応等）については、副反応に関する診断の妥当性や、副反応とワクチンとの因果関係等について、専門家へ意見聴取を行うなど、厚生労働省におけるワクチンの安全性評価に貢献した。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－9	企業・医療関係者への安全性情報の提供とフォローアップ、患者・一般消費者への安全性情報の提供		
業務に関連する政策・施策	政策目標：医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：国民保健の向上に資することを目的に、厚生労働省との連携を図りつつ、医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するとともに、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する安全対策に関する業務を迅速かつ公正に実施する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 5 号等
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」日本再興戦略において、世界に先駆けて革新的医薬品・医療機器、再生医療製品の実用化を促進するため、市販後の製品の品質確保や安全対策にも留意しつつ、更なる審査の迅速化と質の向上を図る」とされているとおり、市販後安全対策の着実な実施は審査の迅速化の大前提である。市販後安全対策は、情報収集・評価分析を踏まえた安全対策措置の立案及び実施と、講じた措置の情報提供からなっているが、立案した安全対策措置が医療現場で実際に実施されるためには、医療関係者、一般国民等への安全性情報提供業務が必須であり、本業務の重要度は極めて高い。 難易度：「高」安全性情報の提供は、極めて迅速に行うことが求められており、これまで、厳しいタイムラインを設定している。また、安全性情報を医療機関等で様々な形で活用できるよう、医療関係者のニーズは多様化し、一般消費者や患者への情報提供の充実も求められるなど、業務はより複雑化・困難化している。平成 27 年度においては、PMDA に報告された安全性情報は、医薬品の副作用報告等が前年度の 13％増（5 年前の 1.9 倍）、医療機器の不具合報告が同 42％増（5 年前の 2.9 倍）となっており、提供すべき情報もそれに対応して増大している。一方、安全性情報の提供の増加・充実に対応した増員は図られておらず、現行の体制のまま、これまで同様のタイムライン、かつ、ニーズに対応したよりきめ細やかな提供を行うことが求められており、難易度の高い業務ということができる。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間平均値等	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
PMDA メディナビ登録件数（計画値）	平成30年度末までに平成25年度末の1.5倍以上の登録数とす る（154,185件以上）。	平成25年度末の登録数102,790件	—	—	—	—	154,185件		予算額（千円）	5,411,955	5,315,493			
PMDA メディナビ登録件数（実績値）	—	—	112,079件	135,487件					決算額（千円）	3,984,457	4,570,574			
PMDA メディナビ登録件数（計画値）	平成25年度末比110%の登録数を 目指す。	—	110%	120%					経常費用（千円）	3,867,936	3,826,455			
PMDA メディナビ登録件数（実績値）	—	—	109%	132%					経常利益（千円）	175,364	221,193			
									行政サービス 実施コスト（千円）	923,032	874,985			
									従事人員数（人）	152	167			

注）予算額等は業務毎の整理としていないため、業務部門毎の金額等を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	イ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者への適正使用情報の提供手段の拡大を図り、医療機関での安全対策の向上に資する綿密な安全性情報提供体制の強化を図ること。同時に、安全対策業務の成果を国民に分かりやすくする観点から成果をよりの確に把握できる指標を設定すること。	（４）情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立 ・副作用のラインリストについて、引き続き副作用報告から公表までの期間を４ヶ月以内とする。 ・当該ラインリストにおいて、機構が調査した医療機関からの副作用報告について迅速に公表する。 ・医薬品の添付文書改訂の指示について、指示書の発出から２日以内にホームページに掲載する。 ・医療用医薬品・医療	（４）情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立 ・副作用のラインリストの公表を、引き続き副作用報告から４ヶ月の期間で実施する。 ・当該ラインリストにおいて、PMDA が調査した医療機関からの副作用報告について迅速に公表する。 ・医療用医薬品の添付文書改訂の指示について、指示書の発出から２日以内にホームページに掲載する。 ・医療用医薬品・医療	＜その他の指標＞ ・報告から４ヶ月以内にラインリストを公表する。 ＜評価の視点＞ ・報告から４ヶ月の期間でのラインリストの公表 ＜その他の指標＞ ・機構が調査した医療機関報告について迅速に公表する。 ＜評価の視点＞ ・ラインリストの公表 ＜その他の指標＞ ・指示書の発出から２日以内にホームページに掲載する。 ＜評価の視点＞ ・指示発出から２日以内のホームページ掲載 ＜その他の指標＞	＜主要な業務実績＞ ・製造販売業者からの副作用報告約 50,000 件について、受理後に死亡症例の評価等を行った上で、概ね４ヶ月の期間を遵守してラインリストの公表を行った。 ・安全性情報報告制度による医療機関からの副作用報告 4,891 件のうち、PMDA 調査対象分 1,100 件について、必要により医療機関に不足情報の詳細調査を実施した上で、調査完了後速やかにラインリストを公表した。 ・医薬品の添付文書改訂の指示が出された際には、概ね発出から２日以内にホームページに掲載し、即日、PMDA メディナビ配信を行った。 ・添付文書の改訂等の措	＜評価と根拠＞ 評価：A 安全性情報の提供は、極めて迅速に行うことが求められており、これまでも厳しいタイムラインを設定している。また、医療関係者のニーズは多様化し、一般消費者や患者への情報提供の充実が求められるなど、業務はより複雑化・困難化しており、ニーズに対応したよりきめ細やかな情報提供が求められている。 平成27年度においては、PMDA に報告された安全性情報は、医薬品の副作用報告等が前年度の 13%増（5 年前の 1.9 倍）、医療機器の不具合報告が同 42%増（5 年前の 2.9 倍）となっており、提供すべき情報もそれに対応して増大しており、業務の難易度は益々高くなっている。そのような状況において、これまで同様のタイムラインを遵守して情報提供を実施した。さらに、医療関係者のニーズを踏ま	評価	

	機器等の添付文書改訂の根拠となった症例など、副作用・不具合症例に係る情報を提供する。	機器の添付文書改訂の根拠（調査報告書）について引き続き公表するとともに、情報公開の方法について必要に応じ検討、改善を図る。	・添付文書の改訂の根拠（調査報告書の公表及び改善点等の検討 <評価の視点> ・添付文書の改訂等の措置が必要なものとして PMDA が厚生労働大臣に報告し、PMDA からの報告を基に厚生労働省で安全対策措置が取られた場合は、改訂の根拠がわかる調査結果概要の公表	置が必要なものとして、医療用医薬品については 84 件（成分数）を厚生労働省に報告し、そのすべてについて根拠となる報告書を PMDA ホームページに公表した。医療機器については 28 件（一般的名称の数）を厚生労働省に報告した。根拠となる報告書については、平成 26 年度までは厚生労働省のホームページにて公開してきたが、平成 27 年度途中に PMDA のホームページで公開するよう変更があり、確認作業が完了する平成 28 年度上半期に公開予定である。	え、RMP の利活用を推進するため、RMP 概要版の機構ホームページでの公表を開始することとした。 PMDA メディナビについては、利用者のニーズに対応してよりきめ細やかな情報提供を実施するため、希望する医薬品のみの安全性情報を提供する機能を設ける等の改修を実施した。その結果、目標（平成 25 年度末比 120%）を大きく上回る登録数（同 132%）を達成した。これを単年度の増加件数ベースで算出すると、目標は 26 年度末に対して 11,269 件増としていたところ、実績は 23,408 件増であり、目標の 208%を達成したことになる。 講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実として、平成 26 年度に実施した病院における医薬品安全性情報の伝達・活用に関する調査及び医療機器安全性情報の伝達・活用に関する調査の結果をとりまとめて公表し、医療現場における安全性情報活用の望まれる方向を示した。更に、新たに診療所と薬局における医薬品安全性情報の伝達・活用に
	・医療機関に対して提供される情報の緊急性・重大性を判別しやすくする方策を、厚生労働省とともに検討する。	・平成 26 年度に改定された「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」に基づき、適切な運用に協力する。	<その他の指標> ・「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」に基づき、適切な運用に協力する。 <評価の視点> ・「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」に基づいた安全性速報等の発出	・「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」に基づく緊急安全性情報及び安全性速報の作成はなかったが、添付文書改訂指示通知に合わせ、適正使用のお知らせの作成を、医薬品 3 件について行った。	

	ジェネリック医薬品の適正使用推進のための情報提供の充実を図る。	ジェネリック医薬品の適正使用推進のための情報提供の充実を図る。	＜その他の指標＞ - ホームページへの掲載及びPMDA メディナビにより情報提供を実施する。 ＜評価の視点＞ - ホームページ掲載およびPMDA メディナビによる情報提供の実施 ＜その他の指標＞ - 医療安全情報の発信を定期的に行う。 ＜評価の視点＞ - PMDA 医療安全情報等の作成及び発信	ジェネリック医薬品の品質情報について継続してPMDA ホームページに掲載し、PMDA メディナビで掲載のお知らせを配信した。	関する調査を実施し、同様に望まれる方向について、取りまとめを進めた。 また、患者、一般消費者への安全性情報の提供は、情報の受け手側のリテラシーに大きな幅がある中で、正確かつわかりやすく行う必要がある。 そのような中、ワクチンの接種を受ける人へのガイド（ワクチンガイド）について、新規作成1件、更新13件、患者向医薬品ガイドについては、新規作成91件（平成26年度は134件）、更新256件に対応してホームページに掲載し、患者への情報提供を促進した。更に、カラーコンタクトレンズの適正使用の啓発についても、女子中高生をターゲットとして、インターネットを介した情報拡散手法を用いた新たな啓発事業に着手する等、幅広い対象に向けた業務を推進している。 一方、増員等体制の強化は図られず、現行の体制のままこれらの業務を実施した。 以上のことから、体制の強化が図られないにもかかわらず、難易度の高い業務を着実に実
	医療現場においてより安全に医薬品・医療機器等が用いられることを目的とした医療安全情報の発信を定期的に行う。	医療現場においてより安全に医薬品・医療機器等が用いられることを目的とした医療安全情報の発信を定期的に行う。		不具合報告や医療現場におけるヒヤリハット事例を収集分析し、医療現場において医薬品・医療機器等がより安全に用いられるよう、PMDA 医療安全情報を3報作成してPMDA ホームページ等で公表するとともに、さらに1報の策定に着手した。また、カラーコンタクトレンズの適正使用を図るため、使用頻度が高い若い女性を情報提供のターゲットとして、興味を持ってもらえるよう工夫した動画及びパンフレットを作成し、PMDA 特設ウェブサイトに掲載するとともに、パンフレットについて街頭での直接配布、都道府県等の関係機関への配布等を実施した。	
	各職能団体等が発信する医療安全情報を収集し、情報提供の充実を図る。	各職能団体等が発信する医療安全関連の指針や提言等の情報について、ホームページへの掲載等を行い、情報提供の充実を図る。	＜その他の指標＞ - 各職能団体等が発信する医療安全関連の指針や提言等の情報について、ホームページへ掲載する。 ＜評価の視点＞ - ホームページへの掲		

		・医薬品医療機器情報配信サービスについて、内容をより充実したものにするとともに、医療機関や薬局に勤務する医療関係者の登録について、関係機関の協力を得て強力に推進すること等により、平成 30 年度末までのより早い時期に、平成 25 年度末の 1.5 倍以上の登録数とし、更なる普及を目指す。 ・機構が提供している情報に対する医師、薬剤師等の医療関係者の理解の向上を図る。	・医薬品医療機器情報配信サービス（PMDA メディナビ）については、ニーズを踏まえたメディナビの機能強化や利便性の一層の向上を図るとともに、厚生労働省や関係機関の協力を得てメディナビの浸透が図られていない職種、施設を中心的なターゲットとして広報を行う。これにより、年度末までに平成 25 年度比 120%の登録数を目指すとともに、メディナビの転送、利用状況の把握にも努める。 ・PMDA が提供している情報に対する医師、薬剤師等の医療関係者の理解の向上を図るための方策を検討する。	載 ＜主な定量的指標＞ ・PMDA メディナビ登録件数 ＜評価の視点＞ ・広報活動の実施ならびにその成果物 ・PMDA メディナビ登録件数の増加 ＜その他の指標＞ ・医療関係者の理解向上を図るための方策の検討実施 ＜評価の視点＞ ・医療関係者の理解向上を図るための方策の検討実施	＜平成 26 年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ ・平成 26 年度業務実績評価において厚生労働大臣より「PMDA メディナビの登録数は、達成度 99.1%と目標を下回っているため、今後一層の内容の充実とともに、登録推進のための対応を期待する。」という指摘を受けたところ、平成 27 年度においては PMDA メディナビの機能強化（要望の高かったメールアドレスの変更機能、配信メールの HTML 化、クラス II 回収情報の配信、マイ医薬品集における添付文書情報更新時のお知らせメール配信及び新旧添付文書比較機能追加等）を図るとともに、認知度の向上と登録者の増加のため、広報活動の強化を図った。また、平成 28 年度診療報酬改定において、薬局の基準調剤加算の算定要件に PMDA メディナビ登録が必須とされたことに対応して、登録証明書の発行を行えるシステムの開発、実装を行った。その結果、平成 27 年度	施するとともに、RMP 概要の公開や診療所に対する安全性情報の伝達・活用に関する調査の実施等新たな情報提供業務を実施し、更に PMDA メディナビ登録数の大幅な増加や登録数増加により一層難易度の増した個々のニーズに対応した活用しやすい情報提供を行うための機能強化、カラーコンタクトレンズについての新たな啓発活動の実施など、目標を超えた実績を得たことから、A と評価する。 ＜課題と対応＞ 今年度の課題として、PMDA メディナビの登録を更に推進することやホームページによる安全性情報の提供を更に充実することがあげられる。28 年度は、27 年度に策定した中長期的な PMDA メディナビ登録促進策や医療関係者を対象とした PMDA コンテンツ等の認知度等の調査結果を基に、PMDA メディナビの登録促進及びホームページの更なる充実を図ることとしている。また、医療機器の添付文書の改訂等の措
--	--	--	--	---	--	---

		(5) 医薬品・医療機器等の安全性に関する国民への情報提供の充実 ・ 一般用医薬品のインターネットによる販売など、医薬品、医療機器・再生医療等製品が提供される環境の変化に対応し、医薬品、医療機器等の安全性に関する情報について、ホームページにおける提供方法の改善を図る。 ・ 重要な安全性情報については、患者目線に立った分かりやすい患者向けの資材を迅速に公表する。	(5) 医薬品・医療機器の安全性に関する国民への情報提供の充実 ・ PMDA 全体のホームページ統合の結果を踏まえ、医薬品・医療機器の安全性に関する情報のホームページにおける情報提供等に対する要望を広く調査し、ホームページの改修を含め次年度以降の対応計画を作成する。 ・ イエローレター、ブルーレターの発出の際に企業が作成する「国民（患者）向け情報」をホームページで情報提供する。	＜その他の指標＞ ・ 医薬品・医療機器の安全性に関する情報のホームページにおける情報提供等に対する要望を広く調査し、対応計画を作成する。 ＜評価の視点＞ ・ 情報提供に対する要望調査の実施とその結果への対応策の立案 ＜その他の指標＞ ・ 「国民（患者）向け情報」をホームページ等で掲載し情報提供する。 ＜評価の視点＞ ・ ホームページ掲載および PMDA メディナビによる情報提供	末の登録数は前年度から 23,408 件増加し、135,487 件となり、平成 25 年度比 132%、平成 27 年度計画における目標値（平成 25 年度比 120%）を大きく上回った。 ・ 医療現場における RMP の利活用を推進するため、RMP 概要版の機構ホームページでの公表を開始することとし、提出時の注意事項を取りまとめた通知を発出（平成 28 年 3 月 31 日付け薬機安一発第 0331001 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全第一部長通知）するとともに、受付・公表の手順の整備を行った。 ・ 一般診療所、薬局を対象とした調査を実施し、PMDA の情報提供についての要望等を収集した。 ・ PMDA ホームページにおいて安全性情報の提供ページの改善	置の根拠となる報告書の PMDA ホームページでの公表については H27 年度中に実施できなかったため、H28 年度に対応する予定である。
--	--	--	---	--	--	--

		・患者への情報発信を強化するため、患者向医薬品ガイドのより一層の周知を図るとともに、利便性の向上を図る。	・患者向医薬品ガイドについて、カラー図面を取り入れること等により、患者がより利用しやすいものとするとともに、一層の周知を図る。	＜その他の指標＞ ・患者向け医薬品ガイドの利便性の向上及びより一層の周知を図る。 ＜評価の視点＞ ・患者向医薬品ガイドの利用促進および利便性向上	を行った。 ・再生医療等製品について、回収情報、安全対策に関する通知等のページを新設し、情報提供を開始した。 ・企業から報告された再生医療等製品の国内の不具合報告、コンビネーション医薬品の機械器具部分の不具合報告について公表を開始し、平成 28 年 3 月までに、再生医療等製品については平成 27 年 11 月までの報告分 35 件を、コンビネーション医薬品については平成 27 年 11 月までの報告分 6 件を掲載した。 ・27 年度はイエローレター、ブルーレターともに発出はなかった。 ・患者向医薬品ガイド及びワクチンガイドについて、より分かりやすい内容となるよう適宜製造販売業者を指導して作成の推進を図った。 ・平成 27 年度中に、患者向医薬品ガイドについて、新規作成 91	
--	--	---	--	--	---	--

		患者に対する服薬指導に利用できる情報の提供の充実を図る。	患者向医薬品ガイドがより医療現場等において活用されるよう、厚生労働省と連携しつつ、その内容、作成範囲等について検討する。	<その他の指標> - 患者向け医薬品ガイドの内容、作成範囲等の検討 <評価の視点> - 患者向医薬品ガイドの内容、作成範囲等の検討	件、更新 256 件（いずれも後発品を含む）、ワクチンガイドについて、新規作成 1 件、更新 13 件の対応を行い、ホームページに掲載した。 - 患者向医薬品ガイドの内容、作成範囲等の見直しを行う厚生科学研究事業に協力した。 - 患者向医薬品ガイドの作成要領の改訂について、厚生労働省と連携して、改定案作成、業界との意見交換を行った。		
	医薬品・医療機器等を安全にかつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器等に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。	医薬品・医療機器等を安全にかつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。	医薬品・医療機器を安全に、かつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を引き続き実施する。	<その他の指標> - 医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談状況 <評価の視点> - 医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談状況	- 相談窓口の周知に努めるとともに、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を引き続き実施した。 - 相談件数は、医薬品相談は 12,551 人（15,311 件）、医療機器相談は 406 人（451 件）であった。（平成 26 年度：医薬品 11,556 人（14,345 件）、医療機器 370 人（419 件））		
	その他国民等への情	一般向けの適正使用		<その他の指標> PMDA のホームページへの掲載			

	オ 講じた安全対策措置について、企業及び医療機関等における実施状況及び実効性が確認できる体制を構築すること。	報発信の更なる充実を図る。 (8) 講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実 ・企業が医療機関等に対して確実に情報を伝達しているかなど、企業における安全対策措置の実施状況を確認するとともに、企業から伝達さ	に関するお知らせの作成等により、国民等への情報発信の充実に努める。 (8) 講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実 ・企業が医療機関等に対して確実に情報を伝達しているかなど、企業における安全対策措置の実施状況を確認するとともに、企業から伝達さ	<評価の視点> ・国民等への情報発信の充実 <その他の指標> ・企業における安全対策措置の実施状況及び医療機関等での情報の活用状況等を調査する。 <評価の視点> ・実態・課題を把握するための適切な調査の実施	・カラーコンタクトレンズによる被害が継続して発生している状況を踏まえ、カラーコンタクトレンズの適正使用を図るため、啓発プロモーション動画等を作成し、PMDA 特設ウェブサイトに掲載した。 ・平成 27 年度末までに、患者向医薬品ガイドを 3,213 件、ワクチンガイド 73 件（いずれも添付文書数）をホームページに掲載した。 ・副作用報告のラインリスト、重篤副作用マニュアルの患者用資材、患者からの副作用報告の症例等を引き続き PMDA のホームページに掲載するとともに、子どもや高齢者による医薬品の誤飲事故に関する注意も掲載し、一般向けの情報発信を充実させた。 ・全病院を対象とした医薬品安全性情報に関する調査及び 500 病院を対象とした医療機器の安全性情報に関する調査（平成 26 年度実施）について、有識者による検討会での意見を踏まえて取り纏め、ホームペー		
--	---	---	---	--	--	--	--

	れた情報の医療機関・薬局内での伝達・活用の状況を確認するための調査を実施し、その結果に基づき、医薬品、医療機器等の安全な使用を図るため、医療機関等における安全性情報の活用策を情報提供する。	れた情報の医療機関・薬局内での伝達・活用の状況を確認するための調査を実施する。	・安全性情報の医療機関・薬局内での活用状況の調査結果に基づき、医薬品、医療機器の安全な使用を図るため、医療機関等における安全性情報の活用策を引き続き情報提供する。	・ホームページやPMDAメディアナビなど、情報提供に対する医療機関や薬局等の要望を、今後の対応計画に反映する。	・情報提供業務の向上に資するため、機構が一般消費者、医療関係者に対して提供した情報の活用状況に関する調査を行い、情報の受け手のニーズや満足度等を分析し、情報提供業務の改善に反映する。	・平成26年度に実施した国内全病院の医薬品安全管理責任者等を対象とした調査の際に収集した要望等を基にPMDAメディアナビの機能改善のための改修を行った。	・また、ホームページへ	ジで公開した。 ・有識者による検討会の意見を踏まえ、診療所・薬局の10%を対象とした医薬品安全性情報に関する調査を実施した。回答率は、それぞれ53.1%、68.2%と調査のために十分な回答を得ることができ、集計・解析を進めた。 ・前年度までの調査結果を基に、有識者による検討を経て取り纏めた安全性情報の活用策として望まれる方向について、職能団体と連携して講習会等での周知・啓発を行い、医薬品等の適正使用の推進に寄与した。		
--	---	--	--	--	--	---	--------------------	---	--	--

					の要望については意見をとりまとめ優先順位をつけ、改修に向けての調整を行った。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1 0	国際化等の推進		
業務に関連する政策・施策	政策目標：医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：国民保健の向上に資することを目的に、厚生労働省との連携を図りつつ、医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するとともに、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する安全対策に関する業務を迅速かつ公正に実施する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 5 号等
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」：「健康・医療戦略」（平成 26 年 7 月閣議決定）において「日本発の高品質の医薬品、医療機器等の国際展開を拡大することを念頭に、我が国の規制・基準等への理解度向上に向けて、新興国、途上国を中心とした国・地域の規制当局等との対話を強化し、我が国の承認許可制度の理解を促して、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図る。」とされており、PMDA が世界各国の規制当局と信頼関係を築き、積極的な国際貢献を行うことは極めて重要度が高いと言える。 難易度「高」：諸外国、諸国際機関とは、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、日本/PMDA としてのベネフィットと同時に相手のベネフィットも確保する、Win-Win の関係を構築する必要がある。そのためには、関連する諸団体・PMDA 内各部も含めて、多くの関係者との間で高度な交渉・調整を行うことが必要となる。これらの交渉・調整のほとんどについては、統一的な手順に従うことは適当でなく、これまでに蓄積された知識や経験も最大限に活用しつつ、交渉・調整の際の状況に応じて、短時間で適切な判断や柔軟な対応が求められる。また、その時点での判断や対応により、その後の交渉や、他の交渉などにも影響を及ぼす可能性があるため、慎重な判断力も同時に求められる。 目標設定について、国際化等の進展状況は、国際会合や二国間会合の回数といった定量的な数値で表すことは困難である。他方、守秘協定や覚書は、それらが相手国との関係の中で成立するものであるため、それらの年間締結数を目標設定することは必ずしも適切でないと考える。このため、国際化等の推進に関する目標設定は定性的なものとならざるを得ない。 しかしながら、ここ数年の審査期間短縮に象徴される PMDA の国際的な地位の向上に伴い、欧米各国の有力な規制当局との調整や、PMDA の審査結果をそのまま利用するなど PMDA に依存する規制当局との協議が難易度を増している。すなわち、PMDA は、今や「大国」の規制当局としての行動が求められており、国際交渉や国際会合において、単に狭小な国益を追求するのみでは足りず、国際的な見地で薬事規制に貢献することが国際社会のみならず日本の国益にもつながるという状況にある。例えば、国際標準の策	関連する政策評価・行政事業レビュー	

	定において、かつては、日本の規制当局と企業が困るものにならないことだけを確保し、後は欧米での策定作業に任せておけたが、現在では、アジアの公衆衛生のためにリーダーシップを取って積極的に策定に関与することが要請されている。このような新たなフェーズでの国際活動の難易度は従前とは比較にならないものである。このような状況の中、国際交渉に従事する職員の増員は図られておらず、ほとんどの項目で前年度と比較し、現状維持以上の目標を設定したことの難易度は極めて高いと考える。		
--	--	--	--

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目 標期間平 均値等	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
審査報告書の 英訳の掲載 (計画値)	2015 年度末 までに 40 件	－	40 件	40 件					予算額（千円）	－	－			
審査報告書の 英訳の掲載 (実績値)	－	8.7 件（第 2 期中期計 画平均）	9 件 ※着手 35 件 （うち 13 件 が 80%以上 完了）	40 件					決算額（千円）	－	－			
									経常費用（千円）	－	－			
									経常利益（千円）	－	－			
									行政サービス 実施コスト（千円）	－	－			
									従事人員数（人）	－	－			

注）27 年度以降の計画値については、申請状況等を勘案の上、年度計画において目標を設定

注）予算額等は共通経費であり、業務毎の算出が困難である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4 レギュラトリーサイエンス・国際化等の推進 (注) レギュラトリーサイエンス：科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づく的確な予測、評価、判断を行い、科学技術の成果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整するための科学（科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）より）	4 レギュラトリーサイエンス・国際化等の推進 医薬品、医療機器等を必要とする医療の現場に速やかに届けるためには、品質、有効性、安全性について、科学的な根拠に基づく的確な予測、評価、判断を行い、倫理観を持って国民が使ってよいかということが必要である。そのため科学であるレギュラトリーサイエンスの推進が一層重要であり、最新の科学技術の成果を踏まえた迅速・的確な評価手法の確立などの研究を外部専門家の活用、自らの能力の向上により進める必要がある。 また、医薬品、医療機器等の開発・製造・流通・販売がグローバルに行われる中で、PMDA 業務の国際化は益々進んでいる。こうした中、「PMDA 国際戦略」、「PMDA 国際ビジョン」及び「PMDA 国際ビジョンロードマップ」に基づき、厚生労働省とともに欧米やアジア諸国等との連携を図り、積極的に国際活	4 レギュラトリーサイエンス・国際化等の推進	＜評価の視点＞ 欧米やアジア諸国との連携により、積極的な国際活動を推進し、医療サービスの向上と PMDA の国際的地位の確立を図るための諸々の施策が着実に実行されているか。	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：A 「PMDA 国際戦略 2015」を新たに策定、公表し、同戦略に基づき、医療サービス向上と PMDA の国際的地位の確立、向上のため、現状を維持する以上の各施策を着実に進めている。 多国間の関係については、ICH では、日本から二つの新たなトピックスを提案し、日本がラポータを務め、日本主導で関連のガイドラインの策定を進めている。また、今後も ICH で日本が主導して円滑に議論が進められるよう、ICH の組織規程の整備や議論の進め方のルールを見直すなど、ICH の組織改革にも取り組み、国際的な環境下、今後の ICH の円滑な活動を図るための取組に多大な貢献をした。なお、平成 27 年度には、ICH 副議長ポストに立候補し、選挙の結果、そのポストを勝ち取っており、日本が、ICH 総	評定	

	イ 国際化への対応 ・各国規制当局との連携強化や国際調和活動を推進し、積極的な海外情報を収集するとともに、英文による情報発信の促進に努めること。 - また、機構ホームページ英文サイトの充実や、アジア諸国に対する我が国の薬事申請等に関する規制・基準等への理解度向上に向けた施策の充実を図ること。	動を推進し、医療サービスの向上と機構の国際的地位の確立を図る。 (注) レギュラトリーサイエンス：科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づく的確な予測、評価、判断を行い、科学技術の成果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整するための科学（科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）より） (2) 国際化への対応 ① 欧米アジア諸国等、諸国際機関との連携強化 ・米国 FDA 及び欧州委員会及び EMA、並び	(2) 国際化への対応 既存の「国際ビジョン」及び「国際ビジョン・ロードマップ」の内容を精査・整理しつつ、第 3 期中期計画期間における新国際戦略を策定し、それに基づき、以下の活動を推進する。 ① 欧米アジア諸国等、諸国際機関との連携強化 ・ICMRA 等の多国間協力を行うとともに、		・第 1 期及び第 2 期中期計画を通じて、医薬品・医療機器の審査ラグを解消した結果、国際的にも高い評価を受けるとともに、更なる国際貢献が求められているところ、こうした環境の中、国内外からの期待も踏まえ、新たな国際戦略として、平成 27 年 6 月に「PMDA 国際戦略 2015」を策定・公表した。 (アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター) ・アジア諸国において、医薬品や医療機器に関する日本の規制の	会での議論を主導的に進めることに繋がっている。 また、IMDRF では、平成 27 年に日本が議長国となり、IMDRF の今後 5 年間の計画の策定や、IMDRF ガイダンス文書の最終化させる等、IMDRF の活動に多大な貢献をした。 さらに、APEC の枠組みにおいても、その委員会の一つである、APEC Life Science Innovation Forum Regulatory Harmonization Steering Committee（APEC LSIF RHSC）の共同議長ポストを獲得し、平成 27 年 8 月から務めている。これにより、日本が主導して議論をリードし、APEC の国際的な活動に貢献した。 二国間の関係については、ブラジル、台湾、タイ等と規制当局間会合を行い、現状維持以上の協力関係の構築を行った。具体的には、台湾及びタイについては、日本を簡略審査対象国とする交渉に成功し、日本におけるベネフィットと	
--	--	--	---	--	--	--	--

		に瑞西 Swissmedic 等と協力し、秘密保持契約に基づくバイラテラル協議の推進及び情報の受発信の促進を図る。	米国 FDA、欧州委員会、EMA 及びアジア諸国規制当局等と協力し、秘密保持契約に基づくバイラテラル協議の更なる充実・発展を図る。また、情報の受発信の体制を維持するとともに、協力可能分野における協力促進を図る。		理解を促すため、アジア諸国規制当局の人材の育成機関「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」を PMDA に設置する準備を進めた（平成 28 年 4 月 1 日付けで設置）。 ・ ICMRA（薬事規制当局国際連携組織：International Coalition of Medicines Regulatory Authorities）では、PMDA がキャパシティビルディング活動のリード国として、参加国におけるキャパシティビルディングの実施状況等を調査し、今後の方向性に関する提言を取りまとめている。また、ICMRA の公式ウェブサイトをも PMDA が主体となって立ち上げ、活動の認知度向上に貢献した。 （欧米等の規制当局との情報交換） ・ 米国 FDA、欧州 EMA 等との間で、秘密保持契約（CA）に基づき（平成 28 年 3 月末時点 CA の締結数：13）、企業からの治験相談の情報、審査や安全性	なる成果を得ることができた（注：日本の承認審査に対する信頼性獲得の結果、日本が簡略審査対象国になると、例えば、日本で承認された医薬品等について、その国・地域での承認に必要な資料が省略されたり、承認の手続き等が簡略化されるなどのメリットがある。）。また、平成 27 年度中に、韓国、インド、ブラジルとの間で、両国間の協力に関する覚書（MOC）を締結し、協力関係をより一層、強化することに成功した。 また、PMDA トレーニングセミナー（平成 27 年 10 月医薬品：7 か国から 13 名の研修生が参加、平成 28 年 2 月医療機器：11 か国から 31 名の研修生が参加）を実施するとともに、タイやマレーシアの規制当局等の研修生を積極的に受け入れ、研修生の要望に応じた規制の基盤整備に必要な情報を提供する等、日本の医薬品・医療機器制度の普及を行うとともに、アジア規制当局の規制能力の向上に多大な貢献をした。
--	--	--	--	--	--	---

		・ 米国・欧州・瑞西へのリエゾン派遣を可能な限り継続しつつ、他の欧米アジア諸国等、諸国際機関等への更なる派遣を進める。 ・ 各国に派遣したリエゾンを活用し、積極的に海外情報を収集し、各国との連強化を図る。	・ 米国・欧州へのリエゾン派遣を可能な限り継続しつつ、他の欧米アジア諸国、諸国際機関等への更なる派遣を進める。 ・ 審査等業務及び安全対策業務に関し、欧米やアジアの規制当局の制度等の把握に努め、更なる連携の	に関する情報等を取り取りし、PMDA における最新の科学的知見に基づく的確な審査、安全対策等に役立てた。 ・ このほか、ブラジル、台湾、タイ等と規制当局間会合を行い、協力関係の構築に努めた。特に、台湾及びタイについては、日本を簡略審査対象国とする交渉に成功した。また、平成 27 年度中に、韓国、インド、ブラジルとの間で、両国間の協力に関する覚書（MOC）を締結した。 ・ 米国（FDA）、カナダ（Health Canada）、アイルランド（HPRA）等との間で、GMP に関する調査報告書を交換し、調査の効率化を図った。また、日台間では、GCP 調査の実務的な相互同行、QMS 調査に関する情報交換を行い、連携を強化した。 （リエゾン派遣） ・ 米国及び欧州へのリエゾンの派遣を継続し、情報収集、連携強化に努めた。特に、米国 FDA に対しては、医	さらに、アジア諸国において、医薬品や医療機器に関する日本の規制の理解を促すため、アジア諸国規制当局の人材の育成機関「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」を PMDA に設置する準備を進めた（平成 28 年 4 月 1 日付けで設置）。併せて、平成 28 年度早期から実施する研修に必要なカリキュラムについては、平成 27 年度中に新たに整備した。これにより、平成 28 年度の当初から、遅滞なく、必要な研修を提供できる環境を整備した。 海外からの照会については、平成 27 年度中、照会件数が延べ 417 件あり、PMDA の施策等について、全て英語で適時適切に丁寧回答することで、PMDA の対応の浸透・伝達を進展させた。 審査報告書の英訳作業については、平成 26 年度には達成できなかった、年間 40 品目の公開という定量的目標を確実に達成できるよう、平成 27	
--	--	--	---	---	---	--

			強化を図る。特に米国FDAや欧州EMAとはリアルタイムでより詳細な情報収集や意見交換が可能となる体制を維持する。		療機器領域、臨床薬理領域、GMP 領域、CDISC 領域等の技術領域への派遣を開拓した。 ・ USP（The United States Pharmacopeia）に職員をリエゾンオフィサーとして派遣し、二国間での調和作業を進めるとともに、米国における CMC（Chemistry，Manufacturing and Control）の動向に係る情報収集を行った。 ・ GCP に関する海外調査は、当該国の規制当局に事前連絡の上、可能な限り当該規制当局の同行のうえ実施した。FDA 及び EMA との間で国際共同治験に関する問題品目を中心に情報交換を行った。PMDA 信頼性保証部職員を FDA 及び EMA に派遣し、実施する研修等に参加させること、信頼性調査方法について意見交換をすること等を通じ、GCP に関する協働性・実施環境整備のための検討を実施した。 （薬局方関係）	年度当初から翻訳体制の一層の基盤整備を図り、これの進捗を確実に管理することで、目標値を達成することができた。 以上を踏まえ、重要度及び難易度が高い内容について、定性的な目標も含め、目標を十分に達成されていると考えるため、評価は A と考える。 <課題と対応> ・最終的な成果目標は、ICH 等の多国間での調整や、バイラテラル協議の対象国別に、相手国との関係等も踏まえ可能な限り明確化し、効率的かつ効果的な調整や協議を引き続き実施することとしたい。 ・国際関係の業務を行う人材育成や、審査報告書の英訳を含めた海外への情報発信についても、引き続き、確実に継続させることにより国際化の基盤整備を進めたい。	
	・ GLP・GCP・GMP・QMSに関する調査に関して、実施通知や調査報告書等の情報交換をさらに活発に行うなど他国との連携をより一層強化する。	・ GLP 調査については、引き続き OECD のデータ相互受け入れ制度に基づき調査結果の相互受け入れを行うとともに、GCP、GMP、QMS 調査については、他国等との連携を更に強化し、調査報告書の交換等の実施環境の整備を目指す。 ・ 厚生労働省が進めている日本と EU との間の医薬品 GMP に関する MRA の対象範囲の拡大のための交渉に協力する。	・ WHO 並びに日タイ及				
	・ 日本薬局方について、						

		英文版早期発行の支援、英語での情報提供、欧米アジアの各薬局方との連携の推進等、国際対応の充実強化を図り、医薬品流通の国際化への対応を推進する。	び日中二国間協議等の国際的な薬局方の活動を通じ、日本薬局方の国際的位置付け向上に努める。 ・関係部署と連携し、日本薬局方英文版の早期発行に協力する。		・日本薬局方の参照薬局方化の認定に向けた取組としては、タイ FDA 職員に対する薬局方に関する研修を行い、日本薬局方に対する理解を促進した。既に参照薬局方化を達成しているブラジルと規制当局間会合において薬局方を取り上げる等、一層の連携を深めた。 ・WHO が平成 27 年 9 月に開催した第 6 回世界薬局方会議に参加し、主に Good Pharmacopoeial Practice の作成に、原案策定グループの一員として協力した。 ・平成 27 年 9 月にブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）と薬事規制当局間会合を実施し、薬局方における協力に関する覚書を締結した。 （医薬品に関する主な取組） ・ICH（日米 EU 医薬品規制調和国際会議：International Council on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of	
		・欧米の規制当局等との連携強化により、最先端科学技術を踏まえた的確な審査、助言につなげるとともに、最新の情報収集による安全対策につなげる。	・ICH、IMDRF 及び APEC 等の国際的枠組み、守秘契約による二国間協力関係の構築・強化、リエゾンの派遣等により、欧米の規制当局等との連携を強化し、最先端科学技術を踏ま			

		・医薬品等の臨床試験・製造の現場として重要性を増しているアジア諸国等の規制当局との間で薬事規制についての相互理解が深まるよう、必要な協力を進める。 ・日本で承認された医薬品、医療機器等が世界でも受け入れやすくなるように、日本の審査、安全対策に関する情報発信の強化を進める。	えた的確な審査、助言につなげるとともに、最新の情報収集による安全対策につなげる。 ・医薬品等の臨床試験・製造の現場として重要性を増しているアジア諸国の規制当局との間で薬事規制についての相互理解が深まるように、シンポジウムの共催、海外規制当局向けトレーニングセミナーの開催、APEC等の国際的枠組みや守秘契約による二国間協力関係の構築・強化を通じて、必要な努力を行う。 ・日本で承認された医薬品、医療機器等が世界でも受け入れやすくなるよう、審査報告書や安全性情報等の英訳を推進し、日本の審査、安全対策に関する情報発信の強化を進める。	Pharmaceuticals for Human Use) では、日本から二つの新たなトピックス (E17 : 国際共同治験、E18 : ゲノム試料の収集及びゲノムデータの取扱い) を提案し、同トピックスの議論において、日本がラポータを務め、日本主導で関連のガイドラインの策定を進めている。 ・今後も ICH で日本が主導して円滑に議論が進められるよう、ICH の組織規程の整備や議論の進め方のルールを見直すなど、ICH の組織改革にも取り組んだ。なお、平成 27 年度には、ICH 副議長に立候補し、選挙の結果、そのポストを勝ち取っており、日本が、ICH 総会での議論を主導的に進めることに繋がっている。 ・APEC の枠組みにおいても、その委員会の一つである、APEC Life Science Innovation Forum Regulatory Harmonization Steering Committee (APEC LSIF RHSC) の共同議長のポストを獲得し、平成 27 年 8 月から務めて	
--	--	---	---	--	--

		② 国際調和活動に対する取り組みの強化 ・ ICH、国際医療機器規制当局フォーラム会議（以下「IMDRF」という。）等の基準作成に関する国際会議において、新規トピックスの提案を行い、日本が主導して国際基準を作成する他、他国が主導する案件においても日本の意見を積極的に表明し、国際基準の策定、国際協力に貢献する。また、これらにおいて決定された承認申請データの作成基準などの国際的な基準及び ISO 等のその他国際基準との整合化・調和を推進する。	② 国際調和活動等に対する取り組みの強化 ・ ICH 等の国際調和会議において、国際ガイドラインの作成に主体的に取り組むとともに、参加国により合意された国際ガイドラインの実施を推進する。 ・ 平成 27 年度は、ICH（6 月）及び IMDRF（9 月）において、議長を務める予定であり、最大限の成果が達成出来るよう適切に対応する。 ・ IMDRF の MDSAP（医療機器単一監査プログラム）会議等へ引き続き参加することにより、QMS 調査方法の国際整合化・調和を推進するとともに、情報交換を行う。	いる。これにより、日本が主導して議論をリードし、APEC の国際的な活動に貢献した。 （医療機器に関する主な取組） ・ IMDRF（国際医療機器規制当局フォーラム：International Medical Device Regulators Forum）では、平成 27 年に日本が議長国となり、IMDRF の今後 5 年間の計画の策定や、IMDRF ガイダンス文書（医療機器プログラムの品質管理システムの適用に関する文書等）の最終化させた。 ・ このほか、ISO 作業部会にも出席し、改訂中の ISO14155（医療機器 GCP）を日本でも受入れ可能なものとなるよう調整した。 ・ HBD（実践による日	
--	--	--	---	--	--

		・医療機器については、米国との間で実施している日米医療機器規制調和（HBD）活動を引き続き推進し、情報の受発信の促進を図る。 ・薬局方調和検討会議（PDG）における薬局方の国際調和等を通じて日本薬局方の国際化を推進する。 ・ジェネリック医薬品の国際協力であるIGDRPでの議論に参加するとともに、ジェネリック医薬品	・医療機器につき、米国との間で実施しているHBD活動を引き続き推進し、情報の受発信の促進を図る。 ・PDGにおける薬局方の国際調和を推進するとともに、合意事項を踏まえ、日本薬局方収載原案の作成業務の推進を図る。 ・関係部署との連携により、医薬品一般名称（JAN）の制定業務、及びWHOの国際一般名称（INN）の相談業務の推進を図る。 ・新たな取り組みである国際後発医薬品規制当局パイロット（IGDRP）につき、今後の協力体制の構		米医療機器規制調和：Harmonization by Doing）特別プログラム等を開催し、HBDの活動によって得られた成果を幅広く周知するなど、HBD活動を引き続き推進し、情報の受発信の促進を図った。 ・平成27年7月及び11月に開催されたPDG対面会議に参加し、添加物1品目、一般試験法1件が改正され、調和に至った。また、PDGで調和予定の試験法2件に関して本邦での意見公募を実施した。 ・医薬品名称専門協議を計5回開催し、計60品目の一般名称（JAN）について厚生労働省に報告した。また、国際一般名（INN）の申請相談を3件実施するとともに、4月及び10月にWHOで開催された国際一般名（INN）の会議に参加した。 ・IGDRP（国際後発医薬品規制当局パイロット：International Generic Drug Regulators Programme）では、		
--	--	---	---	--	---	--	--

		審査に関する各国との協力を推進する。 ・化粧品規制国際会議（ICCR）での議論において、厚生労働省に協力して各国との協力を推進する。 ・WHO、OECD 等における国際協力活動への参画と貢献を図る。	築に向けて種々の検討を行う。 ・国際後発医薬品規制当局パイロット IGDRP において、欧米アジア諸国との連携を強化するとともに、ジェネリック医薬品審査の国際調和に向けた協力を進める。 ・化粧品規制国際会議（ICCR）での議論において、厚生労働省に協力して各国との協力を推進する。 ・WHO 等国際的な薬局方の活動への協力を通し、日本薬局方の国際的位置付け向上に貢献する。		南アフリカ会合及び韓国会合に参加し、活動の成果についての発表方法に関する議論に貢献した。 ・平成 27 年 11 月にベルギーで開催された「第 9 回化粧品規制国際会議（ICCR-9）」に参加し、米国、欧州、カナダ、ブラジル及び中国の規制当局者と各国の化粧品規制等に関する情報交換を行った。 また、平成 27 年 9 月にタイで行われた「第 2 回アジア環太平洋 OTC 医薬品規制当局間会合（Self-CARER）」に参加し、アジア諸国の規制当局者と情報交換を行った。 ・WHO が平成 27 年 9 月に開催した第 6 回世界薬局方会議に参加し、主に Good Pharmacopoeial Practice の作成に、原案策定グループの一員として協力した。	
--	--	--	--	--	---	--

			・厚生労働省が行う国際標準化戦略推進事業に協力する。		・平成 27 年 9 月にブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）と薬事規制当局間会合を実施し、薬局方における協力に関する覚書を締結した。 ・厚生労働省が行う医療機器国際標準化戦略推進事業に協力した。当該事業の開始年度である平成 26 年度に作成したロードマップに基づき、日本発又は日本の考え方が反映された規格・基準の国際標準化を日本がリードできるよう、ISO/IEC 国際会議等への積極的な参画の推進、国内審議団体等との連携の枠組み整備、及びアジア・欧米諸国等各国規制当局等との信頼関係の構築・連携強化を促進するための活動を実施した。具体的には、国際標準を戦略的に推進する重点領域 7 テーマの抽出を行い、そのテーマの一つである医療用ロボット分野や積層造形分野を含む、ISO/IEC の規格審議委員会に 172 回（国際会議 25 回、国内委員会 101 回、テレカン 46 回）に参画し、日本提案を行うなどの標準化活動を行った。また、		
--	--	--	---------------------------------------	--	--	--	--

					アカデミアが国際会議等へ参画するための支援事業を開始し、本年度は3名の専門家を国際会議に派遣し規格審議への参画及び情報収集を行った。さらに、これらの活動で得られた情報・課題等を国内審議団体間で共有するための枠組みの重要性を関係団体に提案し、日本医療機器産業連合会に「規格審議団体連絡会」が組織された。国際標準化（ISO/IEC等）を日本がリードする上でのアジア諸国との連携については、周辺国として台湾、AMDC（ASEAN Medical Device Committee, ASEAN医療機器委員会）の共同議長国であるシンガポール及び主要国の一つであるタイを訪問し、規制当局と規格・基準の活用に関する意見交換を行うとともに、産業界も含めたセミナーを実施し、日本の規格・基準の活用に関する啓発普及を行い、規制当局間の継続的な協議・連携を図っていくこととした。 ・OECDのGLP作業部会で副議長ポストに就任する他、OECD	
--	--	--	--	--	---	--

・OECD等のGLPに関する国際活動に引き

		・申請添付資料について、英語資料の受け入れ範囲の更なる拡大について検討する。 ③ 人的交流の促進 ・海外規制当局とのネットワーク構築の促進のため、国際学会、国際会議への職員の積極的な参加並びに FDA 及び EMA、並びに Swissmedic 等以外への職員派遣の機会の充実を図る。 ・アジア諸国等並びに国際機関等との PMDA トレーニングセミナーや研修生の受け入れ等を通じた人材交流を促進し、審査及び安全対策関連情報を定常的に交	続き積極的に参画し、貢献する。 ・申請添付資料について、英語資料の受け入れ範囲の更なる拡大に関し、業界との意見交換を継続して行う。 ③ 人的交流の促進 ・医薬品及び医療機器に関する PMDA トレーニングセミナーを継続して開催するとともに、アジア諸国並びに国際機関等からの研修生受け入れ、講師派遣等を積極的に推進する。 ・アジア地域を中心に医薬品規制に関するシンポジウムを引き続き開催し、アジア各国等との一層の連携強化を図る。	事務局に GLP 担当として職員派遣（1 名）を行っており、これらを通じて、GLP に関する国際活動において、PMDA の知見・ノウハウの導入を図った。 ・OECD のデータ相互受け入れ制度に基づき GLP 調査結果の相互受け入れを行ってきた。 ・申請添付資料について、英語資料の受け入れ範囲の更なる拡大に関し、関係業界との意見交換を行った。 (FDA との人材交流) ・PMDA 職員による講演機会を創出するとともに、米国 FDA への新たな人材派遣交渉を行い、PMDA が派遣を希望する医療機器領域、臨床薬理領域、CDISC 領域等へ派遣する機会を得ることができた（米国 FDA への派遣人数(平成 27 年度中)：5 名)。 (トレーニングセミナー・シンポジウムの開催等) ・PMDA トレーニングセミナー（平成 27 年	
--	--	---	--	---	--

		換できる体制の構築を進めるとともに、各国との共催によるシンポジウム開催等によるアジア諸国等に対する我が国の薬事申請等に関する規制・基準等への理解度の向上を図る。			10 月医薬品：7 か国から 13 名の研修生が参加、平成 28 年 2 月医療機器：11 か国から 31 名の研修生が参加)を実施するとともに、タイやマレーシアの規制当局等の研修生を積極的に受け入れ、研修生の要望に応じた規制の基盤整備に必要な情報を提供した。 ・ブラジル（平成 27 年 9 月）及び台湾（平成 27 年 11 月）との合同シンポジウムを開催し、アジア諸国等に対する日本の薬事規制等への理解を促進した。 （英語での発表等） ・DIA、RAPS 等において PMDA のセッションやワークショップ枠を獲得し、各部の業務について英語での発表の機会を設けた。 ・海外機関や大学院における育成プログラムについては、マンスフィールド財団が提供する医薬品規制に関する育成プログラム（平成 27 年度中 2 名を派遣）等に人材を派遣するなどして、国際的に活動可能な人材	
		④ 国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化 ・ICH、IMDRF 等のガイドライン作成の場をはじめとして国際的に活躍できる人材の育成を図るため、これらのガイドライン作成の場や国際会議への出席、海外機関及び大学院における研究機会の創設等を含む職員の育成プログラムを策定・実施する。	④ 国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化 ・職員が国際学会に参加し、PMDA 業務に関する発表を行うことは PMDA の国際的位置づけの向上に資するものであり、積極的に推進する。また、国際交渉や国際会議でトピックをリードし海外と連携しながら基準・ガイドライン等の作成が可能な職員の育成に向け、海外機関及び	<評価の視点> 国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化		

		・役職員向けの英語研修等の継続・強化により語学力の向上を図る。 ⑤ 国際広報、情報発信の強化・充実 ・国際的な発信力を高めるための体制の強化を図る。 ・各国との意見交換、情報交換を推進するため、英文ホームページの強化・充実を図る。具体的には、薬事制度、業務内容、審査報告書及び安全性情報等の英訳公開をより積極的に推進する。特に審査報告書の英訳については、日本が世界で初承認の製品など情報	大学院における研究機会の創設等を含め、体系的な研修のあり方を引き続き検討する。海外機関への派遣前の国内英語研修も実施する。 ・従来の英語研修を継続・強化するとともに、役職員全体の英語レベル向上のための研修を検討・実施する。 ⑤ 国際広報、情報発信の充実・強化 ・国際的な発信力を高めるための体制の強化を図る。 ・英文ホームページの充実、強化を図るため、審査報告書の英訳を促進するとともに、薬事制度、業務内容及び安全性情報等の英訳公開を引き続き推進する。特に審査報告書の英訳については、日本が世界で初承認の製品など情報提供の意義の高いものを確実に実	＜主な定量的指標＞ ・審査報告書の英訳について、2014 年度末までに 40 品目を掲載する。	の育成に努めた。 (英語研修の内容の充実) ・平成 26 年に実施した英語研修の評価を基に、今年実施分は職員の業務での英語の必要性の強弱によって、各研修の応募資格・PMDA の費用負担率を変え、英語研修のラインアップを充実させる等の改善を図った。 (海外への情報発信) ・「PMDA Updates」として、PMDA の国際会議対応・二国間関係等の取組状況について、月 1 回 PMDA の関係者に配信するとともに PMDA ホームページにも掲載・公開することで、海外規制当局関係者を含め、幅広く継続的に周知した。 ・英文ホームページにおいて、科学委員会の取りまとめ報告書の英訳版を掲載した（①「再生医療等製品の	
--	--	--	---	--	---	--

		提供の意義の高いものを確実に実施する（2014 年度末までに 40 品目/年。以後、関係者の活用状況、医薬品・医療機器の申請状況等を勘案の上、各年度計画において目標を設定）。 ・国際学会における講演、ブース出展等を継続的に実施する。	施する（2015 年度末まで 40 品目/年） ・国際学会における講演、ブース出展等を継続的に実施する。		品質確保における基本の考え方に関する提言」、②「医療機器の小児への適応評価のあり方に関する議論のまとめ」、③「抗悪性腫瘍薬開発における非臨床試験の活用に関する提言」、④「プラセボ対照試験の現状と考え方」及び⑤「整形外科インプラントの強度評価への数値解析使用に関する報告書」のうち①②③は掲載済。④⑤は現在英訳作業中であり、追って掲載予定。）。なお、③の報告書は、Cancer Science 誌に投稿し、掲載された。 ・英文ホームページにおいて、横断的基準作成等プロジェクトの紹介を行った。 ・海外からの照会については、照会件数（info mail）が延べ 417 件、PMDA からの回答件数が延べ 397 件（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）であった。海外からの照会に、PMDA の施策等を適時適切に回答することで、PMDA の対応の浸透・伝達を進展させた。	
--	--	--	--	--	--	--

					においては、翻訳体制の一層の基盤整備を図り、進捗を確実に管理することで、目標値を達成した。 ・平成 27 年度にあつては、嘱託職員 2 名、事務補助員（医療英語）5 名の体制から、正職員 2 名、嘱託職員 2 名、事務補助員（医療英語）5 名として、体制を強化した。審査報告書の英訳作業については、品目ごとに責任者を割り当て、作業計画を基に、確実に進捗させた。併せて、一次翻訳については、外部翻訳者のうち、効率的に対応ができる者に依頼することとし、正確な英訳対応が進められる取組を行った。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	目標管理による業務運営・トップマネジメント、審査機関の設置による透明性の確保、相談体制の整備、業務内容の公表等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第1 中期目標の期間					<評価と根拠> 評価：B ・従来から実施している各部・各課・各職員が毎年度目標を立てて業務向上を図る目標管理制度による業務の遂行、理事長のトップマネジメントによる組織運営に取り組み、効率的かつ組織的な業務運営について、十分な成果を上げた。その他、理事長と医薬・生活衛生局長との連絡会、理事会、幹部会、リスク管理委員会、財務管理委員会、国際戦略会議の定期開催、職員の意見を聴く会等により、現状を幹部が把握し、今後にわたる重要課題への対応を行った。 ・医薬品業界団体との定期意見交換会を開催するとともに、医療機器及び体外診断用医薬品関係業界について、厚生労働省が主催する医療機器の薬事規制に関する定期意見交換会の開催に協力した。 ・PMDAの業務が関係法令に従い適切かつ効	評価
	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成26年4月から平成31年3月までの5年間とする。 第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、法人全体に係る目標は次のとおりとする。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置及び同項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置は次のとおりとする。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置 （1）効率的かつ機動的				
	（1）効率的かつ機動的	（1）効率的かつ機動的	（1）効率的かつ機動的				

	な業務運営 ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立するとともに、業務管理の在り方及び業務の実施方法について、外部評価などによる確認を行い、以下の点を踏まえ、業務運営の改善を図ること。 ・職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 ・内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。 ・総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人におけるに内部統制と評価について」）、及び総	的な業務運営 ア コンプライアンス・リスク管理の徹底による透明かつ的確な業務運営 ・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、業務の進捗状況の日常的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。 ・業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全の達成のために、内部統制プロセスを整備し、その適切な運用を図るとともに、講じた措置について積極的に公表する。	的な業務運営 ア 年度計画に基づき、各部、各課の業務計画表を作成し、目標管理による業務運営を行う。 ・独立行政法人通則法改正に基づく、内部統制システムに関する事項の業務方法書等への反映を踏まえ、コンプライアンス・リスク管理の徹底に努める。 ・理事長が直接、業務の進捗状況を把握し、必要な指示を行うため、幹部会、財務管理委員会等において業務の進捗状況の報告、問題点等の議論を行い内部統制の強化を図るとともに、業務運営の効率化・迅速化を図る。		＜評価の視点＞ ・部門毎に業務計画表が作成されているか。また、それにより業務の進捗状況を日常的に管理し、問題点の抽出及びその改善が図られているか。 ・戦略立案機能、リスク管理機能、チェック機能などの業務管理体制や理事長の経営判断が迅速に業務運営に反映できる組織体制が構築され、有効に機能しているか（政・独委評価の視点）。	率的、効果的に運営されているか、また、会計経理の適正が確保されているか等の観点から、現金・預金、文書、物品、競争的研究資金等の各管理状況、給与・賞与の支給処理状況及び就業制限の遵守状況について内部監査を実施した。 ・運営評議会や科学委員会における議論、助言等が有効に機能し、業務運営の改善・効率化につなげるとともに、審査（調査）部門におけるグループ制の推進、外部専門家の有効活用、標準業務手順書（SOP）の整備、次期申請・審査システムの設計・開発、PMDA 全体の情報管理及び IT 統制の強化に関する検討等に取り組み、業務運営上十分な成果を上げた。 ・各システム開発においては当初の予定よりは遅れが生じたものがあったが、構築・改修が完了し、稼動にあたっては、初期の移行トラブルは多少あったもののその後は大きな問題なく運用が継続されている。	
--	---	---	--	--	---	---	--

	務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。			＜その他の指標＞ ・情報システム管理等対策本部等での了承 ＜評価の視点＞ ・幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として審議機関が設置され、業務内容や運営体制への提言や改善策が業務の効率化、公正性、透明性確保に役立てられているか。	② 健全な財務運営及び適切な業務が行えるよう定期的に財務状況を把握するため、理事長を委員長とした「財務管理委員会」を開催（12回開催）し、月毎の審査部門別審査手数料の収納状況及び収支分析等について報告したほか、拠出金の申告額についても報告を行った。 ③ 日本年金機構での情報漏えい事件をきっかけとしたセキュリティ対策の検討を中心に理事長をトップとした情報システム管理等対策本部を3回及び情報システム投資決定会議8回を開催するとともに、必要に応じて関係幹部への説明を実施した。 また、情報システム投資決定会議においては、運用・保守を含めた全案件の規模、機構への影響度等に応じて投資対効果の高い投資決定及び予算執行の判断を行えるよう標準プロセスを策定した ④ 医薬品業界との意見交換会については、新薬に関する意見交換会を1回（11月）、安全に関する意見交換会	・平成27年3月に全面リニューアルしたホームページについて、利用者から寄せられた要望等を踏まえ、添付文書等の検索画面へのアクセスを容易にするなど、より利便性が高まるよう機能の充実を図った。 PMDA ホームページにおける一般消費者からの意見等の受付、PMDA ホームページ及びパンフレット等による情報提供、一般相談窓口の対応等により、国民に対するサービスの向上を十分に図った。 ・「PMDA 広報戦略」に沿った積極的な情報発信を推進することにより、国民に対するサービスの向上を図ることとし、ニュースレター（内定者メールマガジン）のホームページへの掲載を実施した。 ・一般国民向けにPMDAを紹介するリーフレットを、各地でのイベント等にて配布するとともに、患者団体にも配布した。また「薬と健康の週間」に併せた広報活動や、学会等へのブース出展を行った。	
--	---	--	--	---	---	--	--

				を1回(10月)開催した。 また、医療機器及び体外診断用医薬品関係については、厚生労働省が主催する医療機器の薬事規制に関する定期意見交換会(7月)の運営及び開催に協力した。 ⑤ 厚生労働省医薬・生活衛生局との連絡調整の強化を図るため、理事長と医薬食品局長との連絡会等を開催し、直近の課題やトピックスに関する打ち合わせを行った。 ⑥ 国際戦略会議において、重要な国際案件に関する報告・意見交換等をまとめて行っている。国際戦略会議を合計6回開催した。 ⑦ 平成28年3月に「職員の意見を聴く会」を開催し、職員からの意見・要望等に対する対応方針を検討した。 ・現金・預金、文書、物品、競争的研究資金等の各管理状況、給与・賞与の支給処理状況及び就業制限の遵守	・PMDAに寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善につなげるための検討方法を定めた「一般相談等対応方針」に基づき、一般相談窓口を運用した。また、相談者の利便性の向上を図るため、引き続き、昼休みを含めた対応を実施している。 ・平成26事業年度決算について、外部監査法人による会計監査を実施した。これにより、PMDAが公表する財務諸表等の表示内容の信頼性を確保した。主務大臣の承認後、官報公告・ホームページで公表するとともに、事務所備え付けとして、総務部受付において関係資料を公開している。 ・内部監査については、平成27年度監査計画を作成し、計画的、効率的な監査を実施し、監査報告書等をホームページに掲載した。 ・以上のことから、平成26年度計画の事業を着実に実施しており、Bと評価する。	
--	--	--	--	---	--	--

			また、監査結果について公表する。 ・リスク管理委員会の月 1 回の開催に加え、至急の案件が生じた場合には臨時にリスク管理委員会を開催し報告する。また、定期的にリスク事案の発生状況等を総括し周知することにより、リスク発生時の対応等について PMDA 役職員に周知徹底を図る。 ・コンプライアンス遵守についての職員の意識向上を図るため、引き続き必要な研修を実施するとともに、内部通報制度を円滑に運用する。		状況について内部監査を実施し、監査結果を公表した。 ① PMDA の抱えるリスクについて幹部で協議を行うための「リスク管理委員会」を毎月 1 回開催した。 ② 内部イントラにリスク管理委員会専用ページを立ち上げ、役職員に対し、リスク管理規程及びリスク管理対応マニュアルに沿ったリスク管理の周知徹底を引き続き行った。 ③ 火災、地震等の災害リスクに対応するため、役職員に対し、消防計画の周知徹底を図った。 ① 組織内におけるコンプライアンス・個人情報保護意識を普及させるため、新任者研修において、全従業者（新規採用者等）に対するコンプライアンス及び情報セキュリティ研修を実施した。 ② 内部通報制度の周知のため、新任者研修（平成 27 年 4 月）において説明するとともに、内部用ホームペー	<課題と対応> 特になし	
--	--	--	--	--	---	-------------------------------	--

		・各年度における業務実績について、意見募集を行い、業務運営に活用する。 ・幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として運営評議会を開催し、業務内容や運営体制への提言や改善策を求めることにより、業務の効率化に役立てるとともに、業務の公正性、透明性を確保する。	・個人情報保護法に基づく情報の管理・保護の徹底を図る。 ・平成 26 事業年度業務報告について、ホームページに公開する。また、業務実績について意見募集を行い、業務運営に活用する。 ・運営評議会等において、業務実績の報告及び企業出身者の就業制限に関する各種報告をはじめとした、PMDA の業務状況の報告を行い、業務の公正性、透明性を確保するとともに、委員からの提言等を踏まえ、業務運営の改善・効率化を進める。		ジに「内部通報制度実施要領」を掲載している。 ・個人情報については、鍵のかかる場所での保管管理を実施しており、個人情報の漏洩、盗難防止に取り組んだ。 ① 平成 26 事業年度業務報告については、8 月にホームページに掲載した。 ② 平成 26 事業年度業務実績報告書については、6 月 30 日に厚生労働省に提出した。 ・PMDA 全体の業務について、大所高所から審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」及びその下部組織として業務に関する専門的事項を審議するために設置された「救済業務委員会」と「審査・安全業務委員会」を開催した。 【運営評議会】（平成 27 年度）		
--	--	---	---	--	---	--	--

					第1回（平成 27 年 6 月 24 日開催） (1) 平成 26 事業年度業務報告について (2) 平成 26 事業年度決算報告について (3) 最近の主な取組み状況について (4) 企業出身者の就業状況等について (5) 専門協議等の実施に関する各専門委員における寄附金等の受取状況等について (6) その他 第2回（平成 27 年 11 月 5 日開催） (1) 平成 26 年度の業務実績の評価結果について (2) 最近の主な取組み状況について (3) 企業出身者の就業状況等について (4) 専門協議等の実施に関する各専門委員における寄附金等の受取状況について (5) その他 第3回（平成 28 年 3 月 8 日開催） (1) 平成 28 年度計画（案）について (2) 平成 28 事業年度予算（案）について (3) 企業出身者の就業状況等及び就業制限に関する経過措置の延長について		
--	--	--	--	--	--	--	--

					(4) 最近の主な取組み状況について (5) 過去1年間の運営評議会委員からいただいたご意見等に対する取組み状況について (6) 専門協議等の実施に関する各専門委員における寄附金等の受取状況について (7) その他 【救済業務委員会】（平成27年度） 第1回（平成27年6月24日開催） (1) 平成26事業年度業務報告について (2) 平成27事業年度計画について (3) 健康被害救済制度に係る広報について (4) その他 第2回（平成27年12月18日開催） (1) 平成26年度の業務実績の評価結果について (2) 平成27年度のこれまでの事業実績と最近の取組みについて (3) その他 【審査・安全業務委員会】（平成27年度） 第1回（平成27年6月22日開催） (1) 平成26事業年度業務報告について (2) 最近の主な取組み状		
--	--	--	--	--	---	--	--

				況等について (3) 企業出身者の就業状況等について (4) 専門協議等の実施に関する各専門委員会における寄附金等の受取状況等について (5) その他 第2回（平成 27 年 12 月 16 日開催） (1) 平成 26 年度の業務実績の評価結果について (2) 平成 27 年度のこれまでの事業実績と今後の取組みについて (3) 企業出身者の就業状況等について (4) 専門協議等の実施に関する各専門委員会における寄附金等の受取状況等について (5) その他		
	・状況に応じた弾力的な人事配置と外部専門家などの有効活用による効率的な業務運営を図る。	・人事配置について弾力的な対応が特に必要とされる部署においては、課制をとらず、グループ制を活用する。 ・各業務について、必要な外部専門家の選定・委嘱を行い、有効活用する。	＜評価の視点＞ ・外部評価の仕組み、グループ制等が構築され、有効に機能しているか。	・弾力的な対応が特に必要とされる審査（調査）部門において、グループ制を採用し、部長の下に審査（調査）役を置き、審査（調査）役が各審査（調査）チームを統括する体制を継続した。 ① 審査及び安全対策に関する科学的な重要事項に関する専門的な意見を聴くため、外部の専門家に対し、		

					PMDA の専門委員を引き続き委嘱している。 (平成28年3月31日現在の委嘱者数は 1,385 名) ② 医薬品の副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済に関して、専門的意見を聴くため、平成 19 年度より引き続き外部の専門家に対し、PMDA 専門委員を委嘱している。(平成 28 年 3 月 31 日現在 125 名) ③ 専門委員に対する協議に関しては、利益相反規定である「医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達」(平成 20 年 12 月 25 日)に基づき、承認審査及び安全対策に係る専門協議等を依頼した専門委員の寄附金・契約金等の受取状況について、運営評議会及び審査・安全業務委員会に報告を行った。平成 27 年 6 月より、専門委員の寄附金・契約金等の受取状況に関する申告について、企業の公開情報を活用して確認する取り組みを試行的に開始した。	
--	--	--	--	--	---	--

		・業務の遂行にあたり、必要となる法律・財務・システム等の専門的知識について、弁護士・税理士等を活用する。	＜その他の指標＞ ・情報システム顧問及びCIOの委嘱	・契約している顧問弁護士と雇用等に関する人事・労務関係について相談を行うなどの活用を行った。 ・PMDAが保有する情報システムを通じた業務の連携及び整合性を確保するため、情報システム顧問及びCIO補佐として情報システム全般に関する高度な専門的知識と薬事に係る知識を有するものを引き続き外部から委嘱した。 ① 役職員に対し、リスク管理規程及びリスク管理対応マニュアルに沿ったリスク管理の周知徹底を引き続き行った。 ② 緊急連絡網を適宜修正し、関係者に周知した。また、災害時に備え非常用備蓄品を確保するとともに、「非常用備蓄品取扱マニュアル」を内部ホームページに掲載し、周知を図った。		
	・業務運営における危機管理を徹底するため、それぞれの状況に応じた緊急時における対応マニュアルを適宜見直すなど、的確な運用を図る。 ・体制強化に伴う組織規模の拡大に対応するとともに、審査員等が技術的・専門的業務に専念できるよう、審査・安全対策・救済業務を支援するのに必要な体制を整備する。	・各種リスクや、定期的に総括するリスク事案の発生状況を踏まえ、それに対応するマニュアルについて、必要に応じ見直し、充実を図る。 ・体制強化に伴う人員配置が適切に行われているか、状況を把握し、支援体制の整備を進めるなど、必要な措置を講ずる。また、各種規程、標準業務手順等をその時点での組織規模に見合うようなものになるよう整備を行い、それらに従い健全かつ効率的な業務遂行を目指す。				

イ 業務の電子化等を推進し、効率的な業務運営体制とすること。	イ 業務プロセスの標準化 各種業務プロセスの標準化を進めることで、業務が適正に行われるようにするとともに、非常勤職員を活用し、常勤職員数の抑制を図る。	イ 業務プロセスの標準化 審査等業務をはじめとする各業務について、業務プロセスの標準化のため、必要に応じ、新たな標準業務手順書を整備するとともに、既存の標準業務手順書についても内容を逐次見直し、非常勤職員の更なる活用を図る。	＜評価の視点＞ 業務マニュアルが整備され、定型的作業は非常勤職員等が対応できるようになっているか。	主要業務でかつ必要性の高いものから、引き続き、標準業務手順書（SOP）を作成し、必要に応じて見直しを行っている。また、SOP が作成されたことにより、定型的な業務については、非常勤職員等を活用している。	
ウ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の共通的な情報システム管理業務及び審査業務等の見直しを踏まえ、機構全体のシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い経費の節減を図ること。 このため、平成 19 年度末に策定した業務・システム最適化計画に基づき、個別の審査系システムの統合を図るとともに、審査関連業務、安全対策業務及び健康被害救済業務の情報共有を推進するシステムの構築など、業務・システ	ウ 資料・情報のデータベース化の推進 - 各種の文書情報については、可能な限り電子媒体を用いたものとし、体系的な整理・保管や資料及び情報の収集並びに分析等が可能となるようデータベース化を推進する。 エ 業務効率化のためのシステム最適化の推進 - 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	ウ 資料・情報のデータベース化の推進 - PMDA 全体における、業務効率化・適切な情報管理及び諸経費削減に資するため、組織横断的な紙文書等の電子化体制の構築、及び関連する情報システム基盤整備を推進する。 エ 業務効率化のためのシステム最適化の推進 - 情報システム環境の現状を把握し、適正	＜その他の指標＞ - 文書情報の体系的な整理・保管や情報の収集分析を目的としたデータベース化及び紙文書の電子化の推進。 ＜その他の指標＞ - システム環境の現状を把握及び IT 資産の有効活用のための検討	- システム基盤整備の一環としてシステムのハードウェア及びソフトウェアの棚卸しを行い、PMDA におけるシステム管理に資するデータベースとして管理簿を整備した。 - 新 審 査 シ ス テ ム（Pegasus）に文書管理機能を持たせることにより文書の電子化を推進した。 - 新 審 査 シ ス テ ム（Pegasus）の紙資料管理機能により紙資料の現物確認・所在管理を可能とした。 - 平成 27 年度は、現行のハードウェア及びソフトウェアのサポート期限、リース期限、保守契約期限、運	

	ム最適化の取り組みを推進すること。	(以下「機構」という。)におけるシステム環境整備の基本方針による運営を引き続き行う。	な調達や運用を行える環境整備について引続き検討する。	用契約期限を調査し、IT 機器等の管理簿を備え、システム管理に資するデータベースとして整備を行った。 ・ 拠出金システム及び特定 C 型肝炎システムを基盤環境刷新対象とし、救済部門のシステム環境を整備した。 ・ 審査系システムの統合によるドキュメントすべてを統一的な様式で整備した。	・ 稼働中のシステムの安定的な運用及び更なる機能強化点の把握・整理を実施するため、各システムについて、システムの改修状況及び運用支援業者からの月次報告内容を確認し、現契約の範囲において可能な限りの対応を実施した。 ・ 稼働中のシステムの安定的な運用及び更なる機能強化点の把握・整理を実施するため、各システムについて、システムの改修状況及び運用支援業者からの月次報告内容を確認し、現契約の範囲において可能な限りの対応を実施した。		
		・平成 19 年度末に策定した業務・システム最適化計画に基づき、審査関連業務、安全対策業務及び健康被害救済業務の情報共有を推進するシステムを構築するなどに加え、人員増員等体制の変化に対応した会計管理機能及び人事管理機能の充実などを行うために平成 24 年度に改定を行った業務・システム最適化の更なる取り組みを推進する。システム開発及び改修に係る経費は、情報システム投資決定会議にて、妥当性・費用対効果・技術的困難等の視点	・ハード・ソフトのリース期限等に配慮しつつ情報システムの最適化を計画的に推進する。また、既に開発済みの、審査、安全対策及び健康被害救済の各業務系システム並びに人事、給与、会計等の管理系システムについては、円滑な運用を行うとともに更なる機能強化点の把握・整理を実施する。 ・各部門業務上の必要性・効率化に配慮し、業務に即した機能を提供可能な情報システムとなるよう、機能改修等柔軟な対応を実施する。	＜その他の指標＞ ・各業務システムについて、機構業務に最適なシステムの再構築・改修等に向けた作業。 ＜その他の指標＞ ・必要性・効率性に配慮し、業務に即した機能改修等の対応の実施。	・稼働中のシステムの安定的な運用及び更なる機能強化点の把握・整理を実施するため、各システムについて、システムの改修状況及び運用支援業者からの月次報告内容を確認し、現契約の範囲において可能な限りの対応を実施した。 ・各情報システムの要望事項を整理し、適切な優先順位付けを行うとともに、特に優先度が高い案件について改修する調達仕様書を作成した。		

		から総合的に判断した上で、計画的かつ効率的な投資を図る。 ・また、業務・システム最適化計画の実施と平行し、各部門の業務の実態にあわせて、情報システムの改修等を行うことにより業務の効率化を図る。				
カ 真に役立つ国民目線での情報提供・情報発信国民に対して、機構の事業及び役割について周知を図るとともに、国民・患者が必要とする情報へ容易にアクセスできるよう国民目線での情報提供・情報発信を行うこと。また、相談体制を強化するとともに、業務運営及びその内容の透明化を確保し、もって国民に対するサービスの向上を図ること。	カ 真に役立つ国民目線での情報提供・情報発信	カ 真に役立つ国民目線での情報提供・情報発信	カ 真に役立つ国民目線での情報提供・情報発信	カ 真に役立つ国民目線での情報提供・情報発信	カ 真に役立つ国民目線での情報提供・情報発信	カ 真に役立つ国民目線での情報提供・情報発信
	・「PMDA 広報戦略」の着実な実施を図るため、下記の事項をはじめとする各種施策を実施する。	・「PMDA 広報戦略」に基づき、下記の事項をはじめとする各種施策を実施する。	・「PMDA 広報戦略」に基づき、下記の事項をはじめとする各種施策を実施する。	・「PMDA 広報戦略」に基づき、下記の事項をはじめとする各種施策を実施する。	・「PMDA 広報戦略」に基づき、下記の事項をはじめとする各種施策を実施する。	・「PMDA 広報戦略」に基づき、下記の事項をはじめとする各種施策を実施する。
	①国民・患者が必要とする医薬品・医療機器等の安全性・有効性に関する情報に容易にアクセスできるよう、国民・患者にとって分かりやすいホームページへの改良を行い、情報の発信を強化。	①医薬品、医療機器等の情報、PMDA 業務に関する情報など、一般の方、医療関係者、企業、研究機関等のそれぞれが必要とする情報に容易にアクセスできるようホームページの掲載内容の充実を図るほか、PMDA の活動について、動画等の掲載を含め、情報発信する。	①医薬品、医療機器等の情報、PMDA 業務に関する情報など、一般の方、医療関係者、企業、研究機関等のそれぞれが必要とする情報に容易にアクセスできるようホームページの掲載内容の充実を図るほか、PMDA の活動について、動画等の掲載を含め、情報発信する。	①医薬品、医療機器等の情報、PMDA 業務に関する情報など、一般の方、医療関係者、企業、研究機関等のそれぞれが必要とする情報に容易にアクセスできるようホームページの掲載内容の充実を図るほか、PMDA の活動について、動画等の掲載を含め、情報発信する。	①医薬品、医療機器等の情報、PMDA 業務に関する情報など、一般の方、医療関係者、企業、研究機関等のそれぞれが必要とする情報に容易にアクセスできるようホームページの掲載内容の充実を図るほか、PMDA の活動について、動画等の掲載を含め、情報発信する。	①医薬品、医療機器等の情報、PMDA 業務に関する情報など、一般の方、医療関係者、企業、研究機関等のそれぞれが必要とする情報に容易にアクセスできるようホームページの掲載内容の充実を図るほか、PMDA の活動について、動画等の掲載を含め、情報発信する。
	②機構に係るニュースレターなどを活用し	②PMDA の最新情報を掲載した「PMDA	②PMDA の最新情報を掲載した「PMDA	②PMDA の最新情報を掲載した「PMDA	②PMDA の最新情報を掲載した「PMDA	②PMDA の最新情報を掲載した「PMDA

		た広報。 ③テレビ媒体や雑誌媒体への、機構に関する情報の提供・掲載。 ④英文版ニュースレターの作成や外国特派員クラブや海外メディアへの情報配信。 ⑤国民などからの相談や苦情に対する体制の強化・充実。 ・医薬品、医療機器等の安全性及び機構の全体業務に対する理解を深めるため、業務内容及びその成果について、機構のホームページ等の様々な媒体を通じて適宜公表することにより、一般国民向け情報発信の充実を図る。	Updates」、内定者向けメールマガジン等を作成し、PMDAのホームページで提供する。 ③テレビ媒体や新聞・雑誌媒体等への情報提供について、積極的に対応する。 ④ 英 文 版 「 PMDA Updates」を作成するなど、最近の取組みを英語により情報発信する。 ⑤一般消費者・国民からの相談や苦情に対応するために設置した一般相談窓口の円滑な運用を図る。 ・業務内容及びその成果について、パンフレット等を作成し、ホームページの他、薬と健康の週間、学会等のイベントの機会を利用し、できる限り国民に分かりやすい形で情報発信する。		「薬と健康の週間」に併せ、18 の都道府県等の薬剤師会へPMDA 業務案内パンフレット・リーフレットや救済制度案内パンフレット、ノベルティグッズ等を頒布するとともに、各地で開催されたイベントで講演及びブース出展を行い、一般国民向けの広報活動を実施した。さらに、研究者や医療従事者に対しては、学会等へのブース出展を行うことにより PMDA の業務を紹介した。加えて、平成 27 年 9 月に記者懇談会を実施し、メディアに対して PMDA の役割と最近の取組みを紹介した。 ・理事長自ら、国内及び海外において講演等を行った。（国内 20 件、海外 4 件） ・PMDA Updates を作成し、英文ホームページに掲載した。 ・PMDA に寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善につなげるための検討方法を定めた「一般相談等対応方針」に基づき、一	
--	--	---	---	--	---	--

					般相談窓口を運用した。また、相談者の利便性の向上を図るため、引き続き、昼休みを含めた対応を実施している。 ・専門性を有する相談を除き、一般相談窓口で対応が完結するよう取り組んだ。 ・平成 27 年度に寄せられた相談等は 2,529 件であり、うち医薬品・医療機器等の申請・相談業務に係る相談等は 743 件であり、約 3 割を締めている。 ・PMDA 来訪者が意見・要望・苦情等を発信できるようにするとともに、寄せられた意見等を業務運営の改善のための参考として活用するため、ご意見箱を設置しているが、平成 18 年 11 月から開始した FAX による受付に加え、平成 19 年 6 月からは PMDA ホームページ上からの受付を開始し、PMDA に対する意見・要望を容易に収集できるようにし、平成 27 年度においても引き続き実施した。 ・平成 22 年 6 月からは、	
--	--	--	--	--	---	--

				PMDA に寄せられた「国民の声」を毎週公表するようにしており、業務運営の改善に活用している。 ・ PMDA の給与水準について国民の理解を得るため、平成 26 年度の役職員給与について、国家公務員の給与との比較等の検証を行い、その結果をホームページに掲載し公表した。 ・ 平成 27 年度の開示請求件数は前年度比 11.3%減、開示実施件数は前年度比 5.8%減となったが、関係法令に基づき的確に処理した。(平成 27 年度開示請求件数 1,385 件)	
	・ 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表する。	・ 情報公開法令に基づく法人文書の開示請求処理及び審査報告書等の情報提供の推進を適切に行う。 ・ 外部監査、内部業務監査及び会計監査を適正に実施し、その結果を公表する。	＜その他の指標＞ ・ 外部監査の実施に加え、計画的な内部監査が実施され、その結果が公表されているか。また、審査手数料及び安全対策等拠出金について区分経理が規定され、それらの使途等、財務状況について公表されているか。	・ 独立行政法人制度に基づく会計監査人による会計監査を実施した。 ・ PMDA 内部監査規程に基づき、監査室において内部監査（現金・預金、文書、物品、競争的研究資金等の各管理状況及び給与・賞与の支給処理状況）を実施し、監査報告書をホームページに掲載した。また、就業制	

					限監査については、監査結果を運営評議会等で報告し、当該会議資料をホームページに掲載している。 ・PMDA 監事監査規程に基づき、PMDA の業務が関係法令に従い、適正かつ効率的・効果的に運営されているか、また会計経理の適正性が確保されているか等の観点から平成 26 年度の決算及び業務運営について監事監査を実施し、監事監査報告書をホームページに掲載した。 ・平成 26 年度決算については、平成 27 年 9 月 1 日に主務大臣の承認を受けた後、平成 27 年 9 月 7 日にホームページで公表、さらに平成 27 年 10 月 21 日に官報公告を行った。 また、平成 27 年度予算についても平成 27 年 4 月 1 日にホームページで公表した。	
		・支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表する。	・経費節減や契約状況等について業務報告に記載する。また、財務諸表を公表する。	＜評価の視点＞ ・財務状況について、適切に公表が行われたか。		

4. その他参考情報
特になし

1－1－4－2
中期目標管理法人
年度評価
項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	各種経費節減		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート 937

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
	一般管理費（年度計画値）（千円）	中 期 目 標 期 間 最 終 年 度 42,528	8,217	50,033	48,157	46,280	44,404	42,528	－
	一般管理費（実績値）（千円）	平成 26 年度計画値の△ 3.75％	－	36,162	24,483				－
	上記削減率（％）	中期目標期間全体の最終年度値を対 26 年度予算値（50,033 千円）から 1 5 ％削減	－	△27.7％	△51.1％				－
	達成度	年度計画の削減率に対する実績削減率	－	－	△49.2％				－

注）削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費の物件費のうち、運営費交付金財源分である。

	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
	事業費（年度計画値）（千円）	中 期 目 標 期 間 最 終 年 度 557,993	327,134	587,362	580,020	572,677	565,335	557,993	－
	事業費（実績値）（千円）	平成 26 年度計画値の△ 1.25％	－	503,805	481,001				－
	上記削減率（％）	中期目標期間全体の最終年度値を対 26 年度予算値（587,362 千円）から 5 ％削減	－	△14.2％	△18.1％				－
	達成度	年度計画の削減率に対する実績削減率	－	－	△17.1％				－

注）削減対象となる事業費は、決算報告書の業務経費のうち、運営費交付金財源分である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(2) 業務運営の適正化 ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めることにより、運営費交付金を充当する一般管理費（人件費を除く。）に係る中期計画予算は、中期目標期間の終了時において以下の節減額を見込んだものとする。 ・平成 26 年度と比べて 15%以上の額	(2) 業務運営の適正化 ア 一般管理費（管理部門）における経費節減・不断の業務改善及び効率的運営に努めることにより、運営費交付金を充当する一般管理費（人件費を除く。）に係る中期計画予算は、中期目標期間の終了時において以下の節減額を見込んだものとする。 ・平成 26 年度と比べて 15%以上の額	(2) 業務運営の適正化 ア 一般管理費（管理部門）における経費節減・運営費交付金を充当する一般管理費の節減目標を着実に達成するために、業務の効率化を図り、過去の実績、年度収支見通し等を踏まえ、適時適切な予算執行管理を行う。 ・一般管理費の調達コストを削減するため、契約については、原則として一般競争入札により実施する。また、一者応札等についても、仕様書の見直し及び公告期間の十分な確保等、改善のための具体的な取り組みを推進する。	＜主な定量的指標＞ 運営費交付金を充当する一般管理費削減率（人件費を除く） ＜評価の視点＞ ・中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みが講じられ、着実に進展しているか	＜主要な業務実績＞ ・前年度に引続き、システムの最適化や無駄削減の取組など業務の効率化を進めるとともに、原則一般競争入札を実施することで調達コストの削減に努め、対平成 26 年度予算比 51.1% の節減を達成した。 ・契約の締結に当たっては、平成 27 年 7 月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、原則一般競争入札により実施した。また、調達予定案件のうち最低価格落札方式以外について、契約監視委員会（外部有識者 3 名及び PMDA 監事 2 名により構成。平成 27 年度は 5 回開催。）において契約方式及び競争性確保のための改善方策の妥当性について事前点検を受けた上で調達を行った（至急の調達が必	＜評定と根拠＞ 評定：A 第 3 期中期目標期間中に増員することに伴う経費増も含めて一般管理費及び事業費の経費節減目標を達成するために目標期間開始当初から厳しく節減を行っている。その結果、平成 27 年度は、平成 26 年度予算と比べて一般管理費 51.1%、事業費 18.1%と、中期計画に定める目標節減率を大きく上回る節減を達成した。また、「調達等合理化計画」に基づく一者応札の改善の取組等により一般競争入札の一者応札の改善が図られた。また、調達に関するガバナンスの徹底が図られた。 ＜課題と対応＞ 今後、増員にかかる経費の増大が見込まれる中、30 年度末までに一般管理費 15%、事業費 5 %の節減を実現する必要がある。 引き続き、調達に当たっては、一者応札の改善に向けた取組及び調達に関するガバナン	評定	

	・アウトソーシングの適切な活用（外注可能なものは外注し、増員等を防止）	・給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの適切な活用を図る。	・「無駄削減に向けた取組の強化について」の諸施策を着実に実施する。 ・各種管理業務について、標準業務手順の改訂やシステムの最適化により、効率化・集約化を推進する。その際、必要に応じて外部委託も検討し、適切に活用する。	要な場合は、機構内に設置した調達等合理化検討委員会で点検を行い、契約監視委員会で事後チェックを受ける）。 ・平成 26 年度に策定した「無駄削減に向けた取組の強化について」の諸施策について着実に実行していくために、平成 21 年度に策定した「無駄削減に向けた効率的な行動基準について」と併せて「削減取組」の推進を図った。	スの徹底に努める。	
イ	業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時まで、運営費交付金を充当する事業費（人件費、事業創設等に伴い発生する単年度経費を除く。）については、以下のとおり節減すること。	イ 効率的な事業運営による事業費の節減 ・電子化の推進等の業務の効率化を図ることにより、運営費交付金を充当する事業費（人件費、事業創設等に伴い発生する単年度経費を除く。）に係る中期計画予算は、中期目標期間の終了時において以下の節減額を見込んだものとする。	イ 効率的な事業運営による事業費の節減 ・運営費交付金を充当する事業費の節減目標を着実に達成するために、業務の効率化を図り、過去の実績、年度収支見通し等を踏まえ、適時適切な予算執行管理を行う。	＜主な定量的指標＞ 運営費交付金を充当する事業費削減率（人件費等を除く） ＜評価の視点＞ ・中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取組みが講じられ、着実に進展しているか	＜主要な業務実績＞ ・一般管理費同様、システムの最適化・電子化の推進や無駄削減の取組など業務の効率化を進めるとともに、契約は原則一般競争入札により実施することで調達コストの削減に努め、対平成 26 年度予算比 18.1% の節減を達成した	
	・平成 26 年度と比べて 5%以上の額	・平成26年度と比べて5%以上の額	・事業費の調達コストを削減するため、契約に		・事業費の調達コストを削減するために一	

			については、原則として一般競争入札により実施する。また、一者応札等についても、仕様書の見直し及び公告期間の十分な確保等、改善のための具体的な取り組みを推進する。 ・「無駄削減に向けた取組の強化について」の諸施策を着実に実施する。	＜その他の指標＞ ・システム構成の見直しによる無駄削減の実施。	般管理費と同様の取り組みを推進した。 ・拠出金システム刷新に伴う改修において、申告者の業者番号入力をバーコード化し誤入力の低減を図った。 ・職員用 PC のリプレースにおいて、最小限の性能の PC でも業務可能な職員には、廉価版 PC を貸与する方針とし、調達費用の削減を行った。 ・平成 26 年度に策定した「無駄削減に向けた取組の強化について」の諸施策について着実に実行していくために、平成 21 年度に策定した「無駄削減に向けた効率的な行動基準について」と併せて「削減取組」の推進を図った。 (一般管理費にかかる記述を再掲)		
--	--	--	--	---	---	--	--

	・アウトソーシングの適切な活用（外注可能なものは外注し、増員等を防止）	・給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの適切な活用を図る。	・各種管理業務について、標準業務手順の改訂やシステムの最適化により、効率化・集約化を推進する。その際、必要に応じて外部委託も検討し、適切に活用する。		・主要業務でかつ必要性の高いものから、引き続き、標準業務手順書（SOP）を作成し、必要に応じて見直しを行っている。また、SOP が作成されたことにより、定型的な業務については、非常勤職員等を活用している。		
ウ	毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で厳格に行うこと。	運営費交付金の算定 ・毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で厳格に行う。	運営費交付金の算定及び執行 ・運営費交付金額の算定及び執行については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で厳格に行う。	＜評価の視点＞ ・運営費交付金は債務残高の発生状況にも留意した上で、適切に執行されているか。	＜主要な業務実績＞ ・平成 26 年度末の運営費交付金債務残高は、採用が遅れていた増員にかかる人件費に充当し、その他の経費も計画どおりの執行を行った。		
オ	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取り組みを行うこと。	契約の競争性・透明性の確保 ・契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取り組みを行う。	契約の競争性・透明性の確保 ・契約については、原則として一般競争入札により実施する。	＜評価の視点＞ ・契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。	＜主要な業務実績＞ ・契約の締結に当たっては、平成 27 年 7 月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、原則一般競争入札により実施した。		
	・企画競争及び公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性、透明性等が十分確保されるように実施すること。	・企画競争及び公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性及び透明性等が十分確保されるように実施する。	・企画競争及び公募等の一般競争入札以外の方法により契約を行う場合であっても、真に競争性及び透明性等が十分確保される方法を事前に検討した上で実施する。	＜評価の視点＞ ・公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。	・調達に当たっては、調達予定案件のうち最低価格落札方式以外について契約監視委員会（急に調達が必要な場合は調達等合理化検討委員会）にお		

	・入札・契約について、有識者の意見を聞きつつ、監事及び会計監査人による十分なチェックを受けながら適正に実施すること。 ・公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	・入札・契約を適正に実施するため、監事及び会計監査人による十分なチェックを受ける。 ・公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	・一般競争入札等による調達は、契約方式等について、監事及び会計監査人による十分なチェックを受ける。 ・公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	いて契約方式及び競争性確保のための改善方策の妥当性について事前点検（平成27年度は63件）を受けた上で調達を行った。 また、契約監視委員会の議事概要をホームページで公表したほか、会計規程実施細則第38条の規定に基づく個々の契約案件の情報についてホームページで公表した。 ・前記の「契約監視委員会」によって監事による十分なチェックを受けた。さらに、会計監査人には期中監査及び期末監査によって十分なチェックを受けた。 ・「調達等合理化計画」に基づき、一者応札の改善に向けた公告時期の前倒しや定期的に調達予定をホームページに掲載する等の取組を行ったことにより一般競争入札の一者応札の割合が39.6%（26年度）から20.9%（27年度）に減少した。 また、調達に関するガバナンスの徹底と	
--	---	---	---	--	--

	キ 業務の実施体制における課題の分析 業務の実施体制における課題を適切に分析し、必要な見直しを行うこと。	キ 業務の実施体制における課題の分析 ・体制強化に伴う人員が適切に配置され、業務が効率的に行われているかを確認するため、第3期中期目標期間の中間時点を目途に、救済業務部門、審査部門及び安全対策部門のこれまでの業務実績を把握した上で、部門ごとに現状の業務プロセスや実施体制における課題を可能な限り定量的に分析・検証し、必要な見直しを行う。	キ 業務の実施体制における課題の分析 ・体制強化に伴う人員が適切に配置され、業務が効率的に行われているかを確認するため、第3期中期目標期間の中間時点を目途に、各部門における、それまでの業務実績・業務プロセスや人員配置のバランスについて可能な限り定量的に分析・検証を行えるようにするため、必要な状況把握等を行う。		して、随意契約等に関するチェック体制を確立するとともに、「調達事務を適正に進めるための遵守事項」を作成し、幹部会に報告の上、調達担当職員に対し周知徹底を図った。		
	ク 財政基盤に係る検討 機構の役割にふさわしい財政基盤について検討を行い、必要な措置を行うこと。	ク 財政基盤に係る検討 ・医薬品、医療機器等の審査安全の業務は、広く国民の生命・安全に関わるものであることから、事業者からの手数料等の自己収入が機構の財政基盤の大宗を占めている状況も踏まえ、機構の役割にふさわしい財政基盤について、検討を	ク 財政基盤に係る検討 ・現在の自己収入が財源の多くを占める状況の中で、中立的な規制機関である PMDA にふさわしい財政基盤やその考え方の整理についての検討を行い、そのあるべき姿に至るプロセスを構築し、関係者との調整等、必要な措置を講ずる。		・第4期中期計画の策定に向けて人員体制や業務の効率化など、各部門の課題を抽出し、論点の整理等を行う中期計画策定プロジェクトチームを設置し、検討に着手した。		
					・第3期中期計画期間中は、審査手数料収入の伸び悩み、人件費の増加など赤字基調が見込まれることを想定し、第4期中期計画以降も PMDA がその役割をしっかりと果たしていくため、財政健全化対策等検討チーム等にお		

		行い、必要な措置を講ずる。			いて検討を行った。		
--	--	---------------	--	--	-----------	--	--

4. その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－3	拠出金の徴収及び管理		
当該項目の重要度、難易度	ー	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	拠出金の種類	(参考) 前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
	収納率（実績値）（％）	毎年度、各拠出金の収納率 99％以上	副作用拠出金	100％	99.7％	99.7％				各年度の納付者数は下記のとおり。 26 年度：全 6,366 者のうち、6,350 者 27 年度：全 6,140 者のうち、6,127 者
			感染拠出金	100％	100％	100％				各年度の納付者数は下記のとおり。 26 年度：全 92 者のうち、92 者 27 年度：全 96 者のうち、96 者
			安全対策等拠出金	99.8％	99.7％	99.7％				各年度の納付者数は下記のとおり。 26 年度：全 8,776 者のうち、8,757 者 27 年度：全 8,601 者のうち、8,578 者
	達成度	目標値（99％）に対する実績値	副作用拠出金	101％	100％	100％				ー
			感染拠出金	101％	101％	101％				ー
			安全対策等拠出金	100％	100％	100％				ー

注）収納率（実績値）は小数第 2 位以下を切り捨てた数値である。また、達成度は小数点以下を切り捨てた数値である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	エ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の業者品目データ等の一元管理等を行うことにより、業務の効率化・適正化を推進すること。	エ 拠出金の安定的な徴収 ・医薬品及び医療機器製造販売業者等に対し、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金制度の意義等の周知を図ることにより、適切な申告・納付がなされるように努め、各拠出金の安定的な徴収を確保する。	エ 拠出金の安定的な徴収 ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の納付義務者に対し、ホームページや各種講習会、申告書類送付の際の案内等の様々な機会を捉え、各拠出金制度の理解・周知を図り、適正な申告・円滑な納付を通じて関連データの適切な管理・運用を行うことにより、各拠出金の安定した徴収業務を遂行する。	<主な定量的指標> ・各拠出金について、収納率 99%以上 <評価の視点> ・各拠出金の安定的な徴収を確保するものとなっているか。	<主要な業務実績> ・副作用拠出金、感染拠出金、安全対策等拠出金について、ホームページ及び関連業界紙への広告掲載を行うとともに、「申告・納付の手引」を作成・配布し、納付義務者への周知を図った。さらに、全未納業者に対して、納付のお願いの文書を送付し収納率の向上に努めた。また、各拠出金の徴収等を一元的に管理する拠出金徴収管理システムにおける新規承認品目や入金情報等の基礎データの自動処理により、算定基礎取引額の算出や未納データ処理などの徴収管理業務を効率的に行った。さらには、申告受付業務の適正化及び効率化を図るため、予め申告書様式に印字したバーコードを、受付時にバーコードリーダーで読み取ることにより誤りなく迅速に受付処理ができるよう、上記システムの改修	<評定と根拠> 評定：B ・各拠出金の収納率は年度計画に掲げた高い目標を上回っており、十分な成果を上げている。 <課題と対応> ・平成 28 年度以降も 99%以上の収納率を達成できるよう、引き続き納付義務者に対し、各拠出金制度の理解・周知を図ることとする。	評定	

		・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の収納率を99%以上とする。	・各拠出金の納付義務者の利便を図り、収納率の向上に繋げるとともに、迅速かつ的確に入金状況を確認するため、主要銀行5行と収納委託契約を締結するほか、薬局製造販売医薬品製造販売業者の多数が加入している（公社）日本薬剤師会に、当該薬局に係る拠出金の徴収業務を委託する。 ・各拠出金の未納業者に対し、電話や文書による催促を行い、収納率を99%以上とする。		を行った。 ・各拠出金の納付について、主要銀行5行と引き続き収納委託契約を締結し、納付義務者の利便性を確保するとともに、迅速な資金移動を行った。また、薬局製造販売医薬品製造販売業者からの拠出金収納業務については、引き続き、（公社）日本薬剤師会と徴収業務委託契約を締結し拠出金徴収の促進に努めた。 ・各拠出金について、中期計画において、99%以上の収納率を目指すこととしていくところ、平成27年度においては、副作用拠出金は99.7%、感染拠出金は100%、安全対策等拠出金は99.7%の収納率を達成した。		
--	--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 本目標第2の（1）及び（2）で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入額の限度額 （1）借入限度額 22億円 （2）短期借入れが想定される理由 ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入額の限度額 （1）借入限度額 22億円 （2）短期借り入れが想定される理由 ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供	<評価の視点> 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績との間に差異がある場合には、その発生理由が明らかにされ、かつ、合理的なものであるか。	<主要な業務実績> ・年度予算及び収支計画・資金計画と実績との差異に係る主な理由について、勘定別では次のとおりであり、差額発生に係る主な要因は、全て合理的な理由に基づいたものとなっている。 ・副作用救済勘定の業務経費において、救済給付金や保健福祉事業費の不用が生じている要因は、給付金の支給人員や調査研究対象者が見込みを下回ったことによるものである。 ・感染救済勘定の収入において、減収となっている主な要因は、拠出金の算定基礎となる対象業者の出荷額が見込みを下回ったこと等によるものである。 感染救済勘定の業務経費において、救済給付金や保健福祉事業費の不用が生じている要因は、給付金の支給人員や調査研究対象者が見込みを下回ったことによるものである。 ・審査等勘定の収入にお	<評価と根拠> 評価：B 年度計画では純損失として△27.6億円としていたところ、決算は△7.4億円であった。なお、前中期目標期間繰越積立金の取崩を行った結果、総利益は13.7億円となった。 <課題と対応> 平成27年度は支出について年度計画を上回る削減を達成したものの、収入が年度計画を下回っていることから、収益を悪化させないために今後も不断の業務改善及び効率的運営に努める必要がある。	評価	

		しようとするとき は、その計画 なし	しようとするとき は、その計画 なし		いて、減収となっている主な要因は、医薬品手数料収入等が減収となったことや拠出金の算定基礎となる対象業者の出荷額が見込みを下回ったこと等によるものである。 審査等勘定の支出において、一般管理費の人件費に不用が生じている主な要因は、予定していた増員の確保に至らず人件費が不用となったことによるものである。同じく物件費や業務経費に不用が生じている主な要因は、一般競争入札に伴い調達コストが節減されたこと等によるものである。 ・特定救済勘定において、拠出金収入及び給付金が減少している要因は、支給対象者が見込みを下回ったことから、給付金及び給付財源の一部を負担する企業拠出金収入が減少したことによるものである。 ・受託・貸付勘定においては、健康管理手当等給付金の支給人員が見込みを下回ったことから、給付金及び受託業務収入が減少したものである。	
--	--	--------------------------	--------------------------	--	---	--

		第6 剰余金の使途 審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の資質及び業務の質向上のための研修・研究等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第31条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。	第6 剰余金の使途 審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の資質及び業務の質向上のための研修・研究等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第31条第4項の規定により、残余の額は積立金とする。	＜評価の視点＞ ・利益剰余金が発生している場合には、その発生要因となった業務運営は適切なものであるか。	・受託給付勘定においても、特別手当等給付金等の支給人員が見込みを下回ったことから、給付金等及び受託業務収入が減少したものである。 ・利益剰余金が発生した勘定は、感染救済勘定及び審査等勘定の2勘定である。 ・感染救済勘定の利益剰余金については、給付金等の支給人員等が見込みを下回ったために発生したものであり、業務運営は適切に行っている。 ・審査等勘定の利益剰余金については、前中期目標期間繰越積立金取崩を行ったことに加え、収入面において医薬品手数料収入等が減収となった一方で、支出面において一般競争入札実施による調達コストの節減が図られたこと等によるものであり、業務運営は適切に行われている。	
--	--	---	---	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報

4－1	人事に関する事項及びセキュリティの確保		
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）において、2020 年までに「PMDA の体制を質・量両面で強化する。これにより、医薬品・医療機器の審査を迅速化し、審査ラグを解消する。」とされており、これを達成するためには優秀な人材を確保することは極めて重要度が高いと言える。また、業務運営上、個人情報、医薬品・医療機器等の審査関連情報など重要な情報資産を取り扱っていることから、これらの情報資産に対する情報漏えいリスク等への対策を講じることは極めて重要度が高いと言える。 難易度：「高」薬学、臨床医学、システム、毒性担当等の技術系職員については、製薬企業、医療機関、大学との競合が極めて厳しい中で、博士号又は修士号を取得している能力の高い職員の採用を行っており、その難易度は極めて高いと言える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ

	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間年度末人員	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項等	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：B	評定
	通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。 (1)人事に関する事項 ア 日本再興戦略、健康・医療戦略及び薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の最終提言などの内容を反映した薬事法一部改正法等に基づき、必要な審査・安全対策に係る人員数を確保すること。 機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、中立性等に十分配慮した上で、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し適切な措置を講ずること。 職員の給与水準については、優秀な人材	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生労働省令第55号)第4条の業務運営に関する事項等については、次のとおりとする。 (1)人事に関する事項 ア 職員の人事に関する計画 ・日本再興戦略、健康・医療戦略及び薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の最終提言などの内容を反映した薬事法一部改正法等を踏まえた常勤職員の増員を行うため、公募を中心に専門性の高い有能な人材を採用する。なお、採用に当たっては、本機構の中立性等に十分、配慮することとする。 ※人事に係る指標 期末の常勤職員数は、	(1)人事に関する事項 ア 職員の人事に関する計画 ・常勤職員について必要な数を確保するため、公募を中心に専門性の高い有能な人材を計画的に採用する。なお、採用に当たっては、PMDAの中立性等に十分、配慮することとする。	＜評価の視点＞ ・専門性の高い有能な人材が、中立性等に配慮しつつ、公募を中心に確保されているか。	・第3期中期計画期間中に314人の増員計画を立てているところ、平成27年度中に実施した公募においては818人の応募の中から平成28年度初めまでに105人を内定し、うち84人（他に平成28年度中の採用予定者1人あり）を採用した。 ・職種ごとの各分野において有能な人材を確保することから、全国で計14回の採用説明会を開催するとともに、前年度に引き続き、PMDAホームページや就職情報サイト等を活用し採用活動を行った。	第3期中期計画期間中に314人の増員計画を立てているところ、平成27年度中に実施した公募による818人の応募の中から平成28年度初めまでに105人を内定し、うち84人（他に平成28年度中の採用予定者1人あり）を採用した。 特に、薬学、臨床医学、システム等の技術系職員は、製薬企業、医療機関、大学等との競合が極めて厳しい中で、内定者92人中74人を採用し、うち49人は、博士号又は修士号を有する職員を採用することができた。 さらに、職種や職位、業務内容に応じた63種類もの多様な研修プログラムを実施するとともに、CDP（Career Development Program：職能開発計画）の作成のための検討を行った。 ワークライフバランスを推進する上での環境整備として、PMDA全体の業務の効率化を	

	を安定的に確保する上での競争力も考慮しつつ、適正かつ効率的な支給水準となるよう努めること。	期初の 141.9%を上限とする。 (参考 1) 期初の常勤職員数 751 人 期末の常勤職員数 1,065 人 (参考 2) 中期目標期間中の人件費総額 36,535 百万円 (見込) ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。			・その結果、技術系職員 72 名を内定し、うち 57 人を採用した。 ・このほか、技術系職員では、通年で、毒性担当、システム担当、臨床医学担当、生物統計担当、疫学担当、臨床薬理・薬物動態担当、GLP 担当、GMP/QMS 担当、語学担当 (英語)、データマネジメント担当の公募を行い、20 人を内定し、17 人(他に平成 28 年度中の採用予定者 1 人あり)を採用した。 ・これら 74 人の技術系職員のうち、49 人は博士号又は修士号を有している職員を採用した。 ・採用した職員は、困難度を増す業務目標の達成に向け、新薬・医療機器の審査部門や安全対策部門を中心に配置した。 ・その他、総合職職員において公募を実施し、13 人を内定し、10 人を採用した。 【参考】 管理部門職員比率 ・平成 28 年 4 月 1 日現在 全役職員数 873 人 管理部門職員数 85 人 比率 9.7%	進める必要があることから、平成 27 年 9 月に職員アンケートを実施した。 職員アンケートの結果を踏まえ、ワークライフバランス推進委員会において業務改善についての検討を行い、実施可能なものから実施に移した。 セキュリティに関しては、個人情報や企業秘密を扱っていることを踏まえ、ID カードによる入退室管理をエリア毎に実施したほか、情報セキュリティに関して、実行ファイルを含む標的型攻撃等の排除、不正 Web サイトからの不正プログラム感染防止・アクセス遮断、外部へのメールの添付ファイルの暗号化、クライアント PC における実行ファイルのホワイトリスト化、インターネット分離環境の構築等各般の防止措置を講じ、27 年度において情報流出等の事故を防止した。情報流出を未然に防止するため、役職員向けに PMDA 情報セキュリティポリシーの周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修 (集合研修) を延べ 10 回 (参加者総数 : 841 名) 実施するとと
--	--	--	--	--	---	--

	イ 職員の専門性を高めるために外部機関との交流等をはじめとして適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。また、このような措置等により職員の意欲の向上を図ること。	・人材の流動化の観点に留意しつつ、職員の資質や能力の向上を図るため、国・研究機関・大学等との交流を促進し、適正なバランスに配慮しつつ国からの現役出向者の割合を削減する。 このため、平成 22 年 12 月 7 日に策定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（閣議決定）に沿って引き続き削減に努め、その状況について毎年公表する。 さらに、専門性を有する技術系職員を含め、第 7（1）に定める増員を着実に実施できるよう計画的に取り組む。また、魅力ある職場づくりに向けて雇用条件を見直し、これらについて計画的に取り組む。 なお、高度かつ専門的な人材を雇用するため、任期制の適用職員の拡充や年俸	・人材の流動化の観点から、国・研究機関・大学等との交流を促進しつつ、国からの現役出向者が占める割合が前年度より高くなることのないよう留意する。 さらに、専門性を有する技術系職員等の確保及び魅力ある職場づくりに向けた検討を引き続き行い、可能なものから実行する。 なお、高度かつ専門的な人材を雇用するため、任期制の拡充や年俸制の導入にあたり、関係規定の整備を行うとともに、戦略的な人材確保のあり方について検討を行う。	＜その他の指標＞ ・国・研究機関・大学等との交流を促進する。 ・国からの現役出向者が占める割合が高くなるようにする。	・平成 27 年 4 月 1 日現在 全役職員数 820 人 管理部門職員数 81 人 比率 9.8%	もに、情報セキュリティ対策の実効性を確保するため、標的型攻撃メール対処訓練を実施した。
					・平成 28 年 4 月 1 日現在、国や研究機関、大学病院等から 121 人(前年度同時期 119 人)の職員を受け入れるとともに、機構から国や研究機関、大学病院等に 44 人(前年度同時期 47 人)を出向させることにより、活発な人材交流を実施した。なお、国からの現役出向者については、前年度同時期より比率が高くないように配慮した。 【参考】国からの現役出向者数の全職員数に占める割合 平成 28 年 4 月 1 日現在 全職員数 867 人 現役出向者数 77 人 比率 8.9% 平成 27 年 4 月 1 日現在 全職員数 814 人 現役出向者数 83 人 比率 10.2% (対前年度比 1.3%減) ・また、高度かつ専門的な人材を雇用する	＜課題と対応＞

		制の導入も含め、戦略的な人材確保の在り方について検討を行う。			ために任期制の拡充や年俸制を導入するための規程類の改正を行い、平成 27 年 7 月にシステム担当の任期付職員（年俸制）1 人を採用した。		
		・製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し一定の制約を設け、適切な人事管理を行う。	・就業規則等の服務関係規程に基づき、採用時における誓約書の提出や、配置及び退職後の再就職等に関する制約の規定を厳格に適用し、適切な人事管理を行う。	＜評価の視点＞ ・製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関しどのような制約が設けられ、それに基づき適切な人事管理が行われているか。	・製薬企業等との関係が疑われることがないよう、適切な人事管理を行うため、採用時の誓約書の提出、退職後の再就職に関する制約、製薬企業等の職歴を有する者の採用後 5 年間の関連業務の従事制限及び家族が製薬企業等に在職している場合の従事業務の制限について、就業規則等服務関係規程に基づき適切に実施した。 従事制限等については、運営評議会及び審査・安全業務委員会において報告を行い公表した。また、服務関係規程やその Q&A をまとめたハンドブックを作成し役職員に配布するとともに、新任者研修の実施時やイントラネットへの掲載を通じて役職員に周知徹底を図った。		

	イ 働きやすい環境づくり ・ワークライフバランスの推進など職場環境の改善に関する検討を行い、職員が働きやすい勤務環境を整備する。育児中の職員も仕事と家庭の両立が達成でき、とりわけ職員の約半数を占める女性職員が能力を発揮し続けられるような取り組みを実施する。	イ 働きやすい環境づくり ・ワークライフバランス推進委員会を通じて職場環境の改善に関する検討を行い職員がより働きやすい勤務環境を整備する。	＜その他の指標＞ ・ワークライフバランスの推進など職場環境の改善に関する検討を行い、職員が働きやすい勤務環境を整備したか。	・ワークライフバランス推進委員会から提案のあった「フレックスタイム制」について、試行を踏まえて導入を検討することとなり、試行のためのコアタイム、清算期間や対象部等につき検討を実施した。 また、ワークライフバランスを推進する上での環境整備として、PMDA 全体の業務の効率化を進める必要があることから、平成 27 年 9 月に職員アンケートを実施した。アンケートの結果を踏まえ、ワークライフバランス推進委員会において業務改善についての検討を行い、実施可能なものから実施に移した。		
	ウ 給与水準の適正化 ・独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、職員の給与については、国家公務員における水準を勘案しつつ、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力を考慮	ウ 給与水準の適正化 ・役職員の給与については、国家公務員や民間事業者の給与水準等を勘案するとともに、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力を考慮し、適正かつ効率的な支給水準となるよう、適切に対応する。	＜その他の指標＞ ・国家公務員や民間事業者の給与水準等を勘案し、適正かつ効率的な支給水準となるよう、適切に対応したか。	・平成 27 年度人事院勧告を踏まえて、職員の給与水準の民間との格差の是正等のほか、地域間の格差や高齢層の給与水準の見直し等の給与制度の総合的な見直しを実施した。 また、給与水準について国民の理解を得		

		して、適正かつ効率的な支給水準となるよう、必要な措置を講ずる。 また、給与水準の適正化のための取り組み状況について、以下の観点により毎年検証を行い、その結果を公表するものとする。 ①職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮したうえで、国家公務員の給与水準と比べて妥当な水準となっているか。 ②国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④技術的事項の高度かつ専門的な知識経験を有する人材を確保するにあたり、製薬企業や大学研究機関等の関係する分野の給与水準と比べて、競争力を発揮し得るものとなっているか。	また、給与水準を検証し、検証結果や取組状況等についてホームページで公表する。		るため、平成 26 年度の役職員給与について、国家公務員の給与との比較等の検証を行い、その結果をホームページに掲載して公表した。		
--	--	--	---	--	---	--	--

	⑤その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。 エ 職員の資質の向上 ・業務の質の向上を図るため、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供するとともに、企業との連携による研修の充実並びに厚生労働省、国内外の大学及び研究機関等との交流等によって、職員の資質や能力の向上を図る。 ・特に新規職員に対する指導を充実させ、増員による体制強化の実効性を確保する。 ・組織運営を支える事務系職員の質の向上を図るため、総合職職員に対する研修プログラムについて充実を図る。	エ 職員の資質の向上 ・目標に応じた系統的な研修の機会を提供する。 ・施設見学、外部講師による特別研修を充実するとともに、内外の大学・研究所とのより一層の交流を目指す。 ・中堅職員、管理職職員の研修を実施することにより、新規職員に対する指導を充実させる。 また、若手職員の資質・能力の向上を目的として、採用後2～3年目の職員を対象とした研修の充実を図る。 ・総合職職員に対する研修の実態、必要とされるスキルを把握し、必要とされるスキルの向上のためのプログラムを検討する。	＜評価の視点＞ ・業務等の目標に応じた系統的な研修計画を策定し、当該計画に基づく研修が実施されているか。また、企業との連携による研修の充実並びに厚生労働省、内外の大学及び研究機関等との交流等によって、職員の資質や能力の向上を図っているか。 ・新規職員に対する指導を充実させ、増員による体制強化を図っているか。 ・事務系職員の質の向上を図るため、総合職職員に対する研修プログラムについて充実を図っているか。	・職種や職位、業務内容に応じた 63 種類もの多様な研修プログラムを実施するとともに、 CDP（ Career Development Program：職能開発計画）の検討において研修体系の見直し等を行った。 ・PMDA の職員研修は、職員として実行し、理解すべき事項及び情報技術、接遇等に関するもののうち、PMDA の業務の特殊性等に鑑みて意義があると判断される事項を習得する「一般体系コース」と、医薬品、医療機器等の品質、有効性、安全性評価その他関連する領域における専門的事項を習得する「専門体系コース」の2コースから編成されている。H27 年度も職員は各プログラムを系統的に受講し、これらの事項を習	
--	---	--	---	--	--

				得した。 ・業務等に応じて効率的・効果的な研修を実施するため、外部機関や外部専門家を積極的に活用し、内容の充実に努め、職員の資質や能力の向上を図った。 ・採用 2・3 年目の職員を対象としたフォローアップ研修、中堅職員研修、管理職研修を実施した。 ・総合職職員の研修改善に資するため、総合職職員から研修に関する意見聴取を行った。今後も引き続き検討を進める。		
	・職員の意欲向上につながる人事評価制度を実施し、職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映する。	・職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映し、職員の意欲を向上させるため、引き続き人事評価制度を着実に実施する。	<評価の視点> ・職員の評価・目標達成状況が報酬や昇給・昇格に適切に反映されるような、人事評価制度を導入し、有効に機能しているか。	・平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までの人事評価期間の評価結果を平成 27 年 6 月の賞与及び 7 月の昇給・昇格に適切に反映させた。また、被評価者については、一次評価者との面談だけでなく、二次評価者との面談も実施し、業務達成状況等の共有を行った。さらに、職員を対象とした研修会を計 10 回実施するとともに、新任者研修においても「人事評価制度」をテーマとして取り上げ周知し、本制度		

		・ 職員の専門性や業務の継続性を維持するため、将来的なキャリア形成を見据えた戦略的な配置を行う。	・ 職員の専門性や業務の継続性を確保しながら、職員の意欲向上に資するような人事配置を適切に行う。	＜評価の視点＞ ・ 職員の専門性や業務の継続性を確保した適正な人事配置が行われているか。	の適正な運用を図った。 ・ 職員の専門性や業務の継続性を確保するため、第3期中期計画基本方針を作成し、限られたらリソースを最大限に活用するため、適正な人事配置を行った。また、職員の配置に当たっては、職員の有している知識や職務経験を十分配慮し、全体の調整を行ったうえで、中長期的な視点による異動を実施している。		
			・ 職員の専門性を維持するため、短期間で異なる分野の業務に異動させない等の配慮を行う。	＜評価の視点＞ ・ 職員の専門性を維持するための配慮を行ったか。	・ 平成23年3月に策定したキャリアパスの基本方針に沿った人事異動を行った。 ・ CDPの策定については、以下の事項について検討した。 ①「目指す職員像」の明確化：CDPの基盤となるものとして、職務・職位毎に求められる人材要件等を明文化した要件定義表を作成した。 ②人事ローテーション方針の見直し：専門分野等のバックグラウン		

					ドをより重視する新たな方針に変更。27年度以降の新卒採用者を中心として新たな方針に沿った配置を 28 年度から実施する。 ③人材育成に係る情報共有スキームの作成：人事ローテーション計画表やキャリアシートを作成するとともに、人事情報管理システムの導入を決定した。 ・研修体系の見直し：3月に研修に関する情報を集約した内部イントラサイトを整備した。28 年度より年間スケジュール、研修シラバス等を順次掲載する。 ・ID カードによる入退室管理の適切な運用を図り、部外者の入退室を制限するとともに、役職員等についてもエリア毎に入退室区分を設け、管理体制を徹底した。また、これらシステムを含めた入退室管理について、新任者研修や内部イントラネット等を活用して、役職員への周知を図った。	
	(2)セキュリティの確保 個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに情報管理に万全を期すこと。	(2) セキュリティの確保 ・防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理設備を用い、昼夜を問わず、入退室に係る管理を徹底するなど内部管理体制の強化を引き続き図る。	(2)セキュリティの確保 ・入退室管理システムの適正な運用を図るとともに、入退室管理について、職員への周知徹底を図る。	＜評価の視点＞ ・事務室の入退室に係る管理体制が徹底されているか。		

		・情報システムに係る情報のセキュリティの確保を引き続き実施する。	・引き続き、情報システムに係るセキュリティ監査結果及びNISC（内閣サイバーセキュリティセンター）からの情報等を踏まえ、情報セキュリティの適切性確保に努める。 - また、各情報システムが有する情報はテープによるバックアップを行い、遠隔地倉庫への適切な保管・管理を実施し、業務継続性の確保を図る。	＜その他の指標＞ ・情報システムにかかるセキュリティ及びデータバックアップ体制の確保	・平成 27 年度計画に基づき、情報システムに係る情報のセキュリティの維持・向上に努め、IT 監査の結果や NISC からの情報提供に対応したシステムの設定変更・改修を実施するとともに、セキュリティ対策強化のため、共用 LAN システム、審査部門システム、安全部門システムについて、セキュリティ対策評価を実施した。その結果、共用 LAN システムにおいてインターネット環境と各業務システムとの論理分離を行い、審査・安全部門システムにおいてはセキュリティの仮想パッチを導入するなどの対応を行った。 ・この他、厚生労働省経由の NISC からの注意喚起（不審メール連絡）等を関係者へ提供し、必要に応じたセキュリティ対策を実施した。 ・『『独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について』への対応について（平成 26 年 7 月 2 日付事務連絡）』を受け、厚生労働省セキュリティポリシーに		
--	--	--	---	---	--	--	--

					準拠した PMDA 情報セキュリティポリシーを策定した。 - 日々バックアップ状況の把握し、週単位で記録媒体の遠隔地保管を実施している。 - 対面助言の速記録反訳業務へのセキュアメールの利用拡大が実施されたことにより、確実にこれらの業務におけるセキュアメール利用を可能とするため、よりセキュリティ強度の高い「PMDA セキュアメール ID 電子証明書発行サービス」の利用を平成 28 年 1 月から開始した。 - 情報流出を未然に防止するため、役職員向けに PMDA 情報セキュリティポリシーの周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修（集合研修）を延べ 10 回（参加者総数：841 名）実施するとともに、情報セキュリティ対策の実効性を確保するため、標的型攻撃メール対処訓練を実施した。		
		・保有文書の特性を踏まえた文書管理体制を引き続き確保する	・保有文書の特性を踏まえた文書管理体制を引き続き確保する。	＜評価の視点＞ ・保有文書の特性を踏まえた文書管理体制が	・各業務において作成又は取得した法人文書等について、適切		

	。 (3) 施設及び設備に関する事項 なし (3) 機構法第三十一条第一項に規定する積立金の処分に関する事項 前中期目標の期間の最後の事業年度において、独立行政法人通則法 44 条の整理を行ってなお積立金があるときは、適切に処理すること。 (4) その他 既往の閣議決定等に基づいた政府方針に基づく取組について着実に実施すること。	(3) 施設及び設備に関する事項 なし (4) 機構法第三十一条第一項に規定する積立金の処分に関する事項 ・前中期目標の期間の最後の事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の整理を行ってなお積立金があるとき、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条に規定する業務の財源に充てることとする。 (5) その他 既往の閣議決定等に基づいた政府方針に基づく取組について着実に実施する。	確保されているか。	な文書管理体制を確保するよう職員への周知を図った。 ・当該積立金は、法第 15 条に規定する業務のうち日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に規定されている体制強化を達成するための経費や自己財源により取得した償却資産の残存相当額等に充てるものとして承認を受けたものであり、これらの財源に適切に充当した。		
--	---	--	------------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし